必ずお読みください。

HaLuCa規定集

HaLuCa会員規約 …… 1

個人情報の取扱いに関する同意条項 …… 98

HaLuCa申込の同意条項 ……108

HaLuCa保証委託約款 ……116

HaLuCa一体型カード規定 ……122

八十二長野クイックカード規定 ……128

八十二長野生体認証ICクイックカード特約 …134

HaLuCa会員規約

第1編　総則

第1章　本契約の成立

第1条（定義）

本規約において、別紙1定義集各号に掲げる語句は、本規約中に別異に定められている場合を除き、当該各号に掲げる意義を有するものとします。

第2条（本契約の申込と成立）

1. 本契約は、株式会社八十二長野銀行（以下「当行」といいます。）が、本人会員となろうとする者による申込を承諾し、当行所定の手続を完了したときに成立するものとします。
2. 前項の申込は、当行所定の手続により、当行所定事項を漏れなく、かつ正確に申告して行うものとします。
3. 申込者は、申込に対する諾否の結果にかかわらず、申込書、申込に際して提出された書面その他の物の返還を請求することはできず、当行は、これら提出物を適宜処分することができるものとします。

第2条の2（保証の取得）

1. 本人会員は、ショッピング利用代金（付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。）、融資金、ショッピング利用手数料、キャッシングサービス手数料、カードローン利息および遅延損害金等本契約に基づき生じる一切の債務（ただし年会費は除きます。）について、株式会社八十二カードの保証を得るものとします。
2. 本人会員は、株式会社八十二カードの保証がなされない場合、当行からカードの発行を受けられない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
3. 株式会社八十二カードの保証を得るについて、本人会員は株式会社八十二カードの定める保証委託約款をあらかじめ承諾するものとします。
4. 本人会員は、当行に対する債務の履行を怠った場合、株式会社八十二カードが当行からの保証債務の履行の請求に応じ、本人会員に対する通知・催告なくして代位弁済しても何ら異議を述べないものとします。

第3条（本契約と本規約の関係）

本規約は、本契約の内容をなすものとします。ただし、法令または本規約に定めるところに従い本規約が変更された場合には、変更後の本規約が本契約の内容となります。

第4条（特約）

1. 当行は、一般会員、ゴールド会員などの会員区分もしくは貸与するカードに係る国際ブランドに応じて、または特定のサービスに関する事項など、本契約の内容となるべきものの一部のみに関する事項につき、特約を定めることができるものとします 。
2. 当行が、特約を定めたときには、当該特約は、本規約と一体となって当該特約の適用対象となる会員またはサービスにつき適

用されるものとします。この場合において、特約に、本規約に定めがない事項または本規約と異なる内容が定められている場合には、特約が優先して適用されるものとします。

第2章　本契約に基づく会員の地位

第1節　会員に提供されるサービス

第5条（基本サービス）

1. 会員は、本規約に定めるところに従い、当行の承諾を得てショッピングを利用することができます。
2. 本人会員（本人会員となろうとする者を含みます。以下本条において同じ。）が、キャッシングサービス利用可能枠の設定を申し込み、当行がこれを認めたときには、会員は、本規約に定めるところに従い、当行の承諾を得てキャッシングサービスを利用することができます。
3. 本人会員が、カードローン利用可能枠の設定を申し込み、当行がこれを認めたときには、会員（ただし、家族会員を除きます。）は、本規約に定めるところに従い、当行の承諾を得てカードローンを利用することができます。
4. 当行は、第1項から第3項までのサービスにつき、常時提供することを保証するものではありません。

第6条（付帯サービス等）

1. 会員は、付帯サービスを、当行またはサービス提供会社が別に定めるところに従い利用することができます。会員が利用できる付帯サービスの内容、利用条件、利用方法その他これに関連する事項については、当行が本人会員に通知し、または当行ウェブサイトその他の当行所定の方法により公表します。
2. 当行またはサービス提供会社が必要と認めた場合、当行またはサービス提供会社は、付帯サービスの全部または一部について、会員へのあらかじめの通知を行うことなく、その内容、利用条件もしくは利用方法を変更しまたはその提供を一時的に中止しもしくは廃止することができるものとします。
3. 会員が会員資格を喪失した場合または第8条第2項に定める更新カードの貸与を受けることなく会員が貸与されたカードの有効期限が経過した場合には、当該会員は、当然に付帯サービスを利用することができないものとします。
4. 会員は、付帯サービスにつき、合理的な範囲を超えて濫用的である利用を行ってはならないものとします。
5. 会員が当行に対する債務の履行を遅滞している場合、付帯サービスの利用が合理的な範囲を超え濫用的でありまたはそのおそれがある場合、本規約の定めによりその貸与されたカード等が利用停止となった場合その他相当の理由がある場合には、当行は、会員の付帯サービスの利用を拒みまたは制限することができるものとします。
6. 当行は、一部の付帯サービスにつき代金または手数料を定めることがあります。本人会員は、会員が当該付帯サービスを利用し

たときには、当行があらかじめ定める代金または手数料を支払うものとします。当該代金または手数料については、別段の定めのある場合を除き、ショッピング利用代金に準じて取り扱われるものとします。

第2節　会員の義務

第1款　カード等の管理等

第7条（カードの貸与）

1. 当行は、会員が入会等をした場合には遅滞なく、または本規約に定める場合にはその定めるところに従い、会員ごとにカードを1枚発行し、これを会員に貸与します。
2. 会員は、第8条（カードの有効期限および更新カードの発行）第2項または第9条（カードの再発行）の場合を含め当行よりカードを貸与されたときには、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。ただし、当該カードに署名欄がない場合にはこの限りでありません。
3. 当行が本規約に定めるところに従い会員に貸与するカードの所有権は、当行に帰属します。
4. 会員は、当行が別に定める場合を除き、第8条第2項または第9条の場合を含め、貸与を受けるカードのデザインを指定することはできないものとします。

第8条（カードの有効期限および更新カードの発行）

1. カードの有効期限は、カードの表面上に表示されまたは別途会員に対して通知される年月の末日までとします。
2. 会員に貸与したカードの有効期限満了が近づき当行が適当と認めるときには、当行は、会員に対し、当行所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを発行し貸与します。

第9条（カードの再発行）

1. 当行は、カードの盗難もしくは紛失を理由として本人会員がカードの再発行を求め、当行がこれを適当と認めた場合または毀損、滅失その他の当行が適当と認める理由に基づき本人会員がカードの再発行を希望した場合には、会員に対し、カードの再発行を行い貸与します。この場合、当行が必要と認めたときには、カード番号を変更することがあります。
2. 当行が会員に貸与したカードがICカードであって会員が暗証番号の変更を求めた場合、当行は、会員に対し、暗証番号を変更したICカードの再発行を行い貸与します。
3. 第1項または第2項によりカードの再発行を行う場合、当行は、本人会員に対し、当行所定のカードの再発行手数料を請求できるものとします。
4. 第1項または第2項の規定にかかわらず、カードの偽造またはカード情報の漏えいのおそれがあるときなどカード情報の管理または保護のために必要がある場合その他当行の業務上必要がある場合には、当行は、会員の申出によらずして、カード番号を変更のうえカードを再発行することがあります。

第10条（更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置）

1. 会員は、第8条第2項または第9条の規定により当行から新たなカードの貸与を受けたときには、ただちに従前のカードにつき、磁気ストライプおよびICチップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当行が特に必要と認めるときには、当行は、会員に対し、カードの返却を求めることができ、会員はこれに応ずるものとします。この場合、会員は、カードの返却に関する当行の指示に従うものとします。
3. 会員が、継続課金取引のためにカード情報を当該継続課金取引に係る加盟店に登録し、またはネットショッピングその他のカード等の利用のためにカード情報を加盟店が定めるサーバーに登録している場合において、会員が第8条第2項または第9条の規定によりカードの貸与を受けたときには、当行が特に認める場合を除き、会員は、会員の責任で、登録されたカード情報を最新のものに更新しなければならないものとします。
4. 前項に規定するときには、当行は、会員に代わってカード情報の変更情報を当該加盟店に通知することができるものとします。ただし、当行は、かかる通知を行う義務を負わないものとします。

第11条（子カード）

当行は、会員に対し、子カードを発行し、貸与する場合があります。子カードについては、その性質に反しない限度で、カード等の管理等に関する規定（第2節第1款）その他本規約のカード等に関する規定を準用します。

第12条（暗証番号）

1. 会員（会員となろうとする者を含みます。以下本条において同じ。）は、入会等に先立ち、当行所定の方法によりカードの暗証番号として4桁の数字を当行に申し出るものとします。
2. 会員は、暗証番号を選択するにあたっては、以下の各号のいずれかに該当するなど、他人に推知されやすい数字列を選択してはならないものとします。
   ⑴「1111」、「3333」、「9999」などの同一数字の反復
   ⑵会員の生年月日、電話番号・携帯電話番号、自宅住所（地番）など、会員の身の回りの事柄から容易に推測される番号
   ⑶キャッシュカード、他のクレジットカードなどの暗証番号と同一または類似の番号
3. 会員は、その選択した暗証番号が前項に反しまたは反することとなったときには、当行に対して暗証番号の変更を申し出なければならないものとします。

第13条（カード等の管理）

1. 会員は、他人にカード等を利用させてはならないものとし、カード等が他人に利用されることがないよう、善良なる管理者

の注意をもってカード等を利用および管理しなければなりません。本人会員にあっては、家族カード等についても当該家族カード等に係る他人に利用されることのないよう同様に管理するものとします。

2. 会員は、以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。ただし、第2号については、本規約に別に定める場合または当行が明示的に許諾した場合にはこの限りでありません。
   ⑴他人へのカードの譲渡、担保権設定などの処分行為
   ⑵カードの毀損、分解などの物理的損壊行為
   ⑶前各号に掲げるもののほか、カードに対する当行の所有権を侵害する行為
   ⑷シールの貼付などによるカードの外観または形状の変更
3. 会員は、貸与、寄託その他どのような方法によってもカードの占有を他人に移転してはなりません。ただし、家族会員が当該家族会員に係る家族カードの占有を本人会員に移転することを除きます。
4. 会員は、基本サービスまたは付帯サービスを受けるため所定の利用方法に従い提供する場合その他の正当な理由がある場合を除き、他人にカード情報を提供しまたは他人がカード情報を利用できる状況を作出してはなりません。
5. 会員は、カードの複製もしくは改ざんまたはカード上の磁気ストライプ、ICチップもしくはこれらに含まれるデータの複製、改ざんもしくは解析を行ってはならないものとします。
6. 当行は、会員に対し、カード等の利用および管理に関し、特に会員が遵守すべき事項を通知することがあります。この場合、会員は当該事項を遵守しなければなりません。
7. 当行は、会員に対し、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、カード等の利用および管理に関する注意事項を会員に通知しまたは当行ウェブサイトに掲出するなど会員の知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員は、当該通知等の内容を踏まえて第1項の義務を履行するものとします。
8. 第2項から前項までの規定は、第1項の善良なる管理者の注意義務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。

第14条（暗証番号の管理）

1. 会員は、暗証番号を他人に伝え（ただし、本人会員が家族カードの暗証番号を当該家族カードに係る家族会員に伝える場合を除きます。）または他人が知ることができる状態においてはならないものとし、暗証番号が他人に知られることのないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを使用および管理しなければなりません。
2. 会員は、以下の各号のいずれかに該当する事項をカードに記載してはならず、かつ、これを記載もしくは記録した書面その他の媒体をカードまたはカード情報を記載しもしくは記録した媒体とともに保管および携帯してはならないものとします。

⑴暗証番号
⑵⑴以外のものであって、暗証番号を推知しやすい文字、数字または符号

3. 当行は、会員に対し、暗証番号の使用および管理に関し、特に会員が遵守すべき事項を通知することがあります。この場合、会員は当該事項を遵守しなければなりません。
4. 当行は、会員に対し、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、暗証番号の使用および管理に関する注意事項を通知しまたは当行ウェブサイトに掲出するなど会員が知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員は、当該通知等の内容を踏まえて第1項の義務を履行するものとします。
5. 第2項から前項までの規定は、第1項の善良なる管理者の注意義務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。

第15条（カードの占有喪失時の会員の義務）

1. 会員が貸与されたカード（更新カードまたは再発行カードが貸与された場合の従前のカードであって、これに記載された有効期限を経過していないものを含みます。本条、第16条および第19条において同じ。）につき、盗難、紛失その他どのような事由であってもその占有を喪失したときには、会員は、以下の各号に定めるところに従い対応しなければなりません。
⑴ただちにカードの占有喪失の事実を当行所定の窓口に連絡すること。
⑵すみやかにカードの占有喪失の事実を最寄りの警察に届け出ること。
⑶当行が請求したときには、前号の届出を行ったうえで、すみやかに当行に対し、カード喪失届を提出すること。
2. 前項第1号の連絡を受けた場合または会員に貸与したカードが他人に利用されたおそれがある場合には、当行は、会員のカードの利用および管理の状況を確認するためまたはカードの他人による利用を防止するために当行が必要と認める事項について、会員に対して説明、資料提出その他当行の行う調査への協力を求めることができ、会員は、遅滞なくこれに応ずるものとします。
3. 前項に規定する場合、会員は、当行の請求により、カードの他人による利用を防止するために必要な協力をするものとします。

第16条（カードの利用と本人会員の責任）

1. 会員のカードが利用された場合、他人によるカード利用によるものであっても、これに係るカード等利用代金等相当額は本人会員が支払義務を負担するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、会員が、盗難、紛失など会員の意思によらずしてカードの占有を喪失し、これに起因して他人（家族会員にあっては本人会員を除きます。）がカードを利用した場合には、以下の各号がすべて満たされることを条件として、当行は、本人会員に対し、当行が第15条（カードの占有喪失時の会員の

義務）第1項第1号の連絡を受け付けた日前60日以降の、当該連絡に係るカード等利用代金等相当額に係る支払債務（以下本条において「対象債務」といいます。）を免除します。

⑴会員が、第15条第1項各号の手続をすべて行ったこと。

⑵第15条第1項第2号の警察への届出が受理されたこと。

3. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、本人会員の対象債務は免除されないものとします。

⑴カードの管理の状況、カードの占有喪失に至る事情その他の事情に照らし、その意思によらないカードの占有喪失につき会員の重大な過失がある場合

⑵カードの他人利用につき、会員の故意または重大な過失がある場合

⑶会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者がカードの占有喪失に関与し、またはカードを利用した場合

⑷第7条（カードの貸与）第2項、第10条（更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置）、第13条（カード等の管理）その他本規約に定める貸与カードの利用および管理に関する会員の義務に違反している状況において、カードの占有を喪失した場合

⑸前号に掲げる場合を除き、当行が、会員に対し、カードの利用、管理または破棄に関して依頼した事項に会員が応じなかった場合

⑹会員が当行に対し、盗難、紛失などカードの占有喪失の状況もしくは被害状況の届出内容を偽りまたはその重要事項を届け出なかった場合

⑺会員が第15条第2項の調査に協力せずまたはその説明もしくは提出した資料に不実がありもしくは重要事項が欠落している場合

⑻当行が第15条第3項に定める協力を求めたにもかかわらず、会員がこれを行わなかった場合（当行が協力を求めた内容が、会員にとって客観的に実行することが困難であるときを除きます。）

4. 会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、本人会員に対し、会員がカードの占有を喪失したことまたは他人がカードを利用したことに起因して当行に生じた損害であって第1項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。

⑴前項第1号または第2号に定める事由がある場合

⑵前項第6号前段または第7号前段に定める事由がある場合

⑶前項第6号後段または第7号後段に定める事由があり、これにつき会員に故意または重大な過失がある場合

第17条（カード情報の他人利用または偽造カードの利用のおそれが生じた場合の調査等）

1. 会員は、カード情報（更新カードまたは再発行カードが貸与された場合の従前のカードに係るカード情報であって、これに含

まれる有効期限が経過していないものを含みます。本条から第21条までの規定において同じ。）の他人による利用のおそれまたは偽造カードの利用のおそれがあることを認知した場合には、ただちに当行所定の窓口にその旨を連絡するものとします。

2. 前項の連絡を受けた場合、カード情報が他人により利用されたおそれのある場合または偽造カードが利用されたおそれがある場合には、当行は、カード等の利用および管理の状況またはカード情報の他人による利用もしくは偽造カードの利用を防止するために当行が必要と認める事項について、会員に対して、説明、資料提出その他当行の行う調査への協力を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。
3. 前項に規定するいずれかの場合、会員は、当行の請求により、カード情報の他人による利用または偽造カードの利用を防止するために必要な協力をするものとします。

第18条（カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任）

1. 本人会員は、会員に貸与されたカードに係るカード情報が利用された場合であっても、これが他人（ただし、家族会員にあっては本人会員を除きます。）により利用されたものであるときには、これに係るカード等利用代金等相当額につき支払義務を負わないものとします。偽造カードが他人により利用された場合も同様とします。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、本人会員は、前項のカード等利用代金等相当額につき、支払義務を負担するものとします。
   ⑴会員がカード情報を他人に提供しまたはカード情報の漏えいについて会員に重大な過失がある場合
   ⑵会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者がカード情報を他人に提供しまたはカード情報の漏えいに関与した場合
   ⑶第1号の場合を除き、カード情報の他人による利用または偽造カードの作出もしくは利用について、会員に故意または重大な過失がある場合
   ⑷第2号の場合を除き、カード情報の他人による利用または偽造カードの作出もしくは利用について、会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者が関与した場合
   ⑸会員が、第17条（カード情報の他人利用または偽造カードの利用のおそれが生じた場合の調査等）第2項の調査に協力せず、または説明もしくは提出した資料に不実がありもしくは重要事項が欠落している場合
   ⑹当行が第17条第3項に定める協力を求めたにもかかわらず、会員がこれを行わなかった場合（当行が協力を求めた内容が、会員にとって客観的に実行することが困難であるときを除きます。）
3. 会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行は、本人会員に対しカード情報の他人による利用または偽造カード

の利用に起因して当行に生じた損害であって第1項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。

⑴前項第1号または第3号の事由がある場合（ただし、会員に故意または重大な過失があるときに限ります。）

⑵第17条第2項の調査において虚偽の説明をした場合

⑶前号の場合を除き、前項第5号に定める事由がある場合であって、これにつき会員に故意または重大な過失があるとき。

第19条（暗証番号が使用された場合の本人会員の責任）

1. カード等の利用にあたり暗証番号が使用された場合には、第16条（カードの利用と本人会員の責任）第2項または第18条（カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任）第1項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき本人会員が支払義務を負担するものとします。
2. 前項の規定は、本人会員および使用された暗証番号に係る会員が善良なる管理者の注意をもって暗証番号を選択、使用および管理している場合には適用されないものとします。
3. 第1項に規定する場合であって、会員が、その暗証番号を他人に伝えまたは故意もしくは重大な過失によりその暗証番号を他人が知ることができる状態においていたときには、当行は、本人会員に対し、他人が暗証番号を使用してカードを利用したことに起因して当行に生じた損害であって第1項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。

第20条（クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任）

1. カード情報の利用にあたり、クレジットカード本人認証サービスが利用されたときには、第18条（カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任）第1項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき本人会員が支払義務を負担するものとします。
2. 会員は、クレジットカード本人認証サービス用のIDおよびパスワードもしくはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報または手段（以下本条において「ID等」といいます。）につき、善良なる管理者の注意をもって選択（ただし、ワンタイムパスワードを除きます。）、使用および管理しなければなりません。
3. 会員が前項に定める善良なる管理者の注意義務を尽くしている場合には、第1項の規定は適用されないものとします。
4. 会員がID等を他人に伝えもしくは使用させ、または故意もしくは重大な過失によりID等を他人が使用することができる状態においたことによりカード情報の利用にあたりID等が他人に使用されたときには、当行は、本人会員に対し、他人がカード情報を利用したことに起因して当行に生じた損害であって第1項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。

第21条（第三者へのカード情報の登録と管理）

1. 第13条（カード等の管理）の規定にかかわらず、会員は、以下の各号が充足されることその他本規約の定めに従うことを条件として、ネットショッピング事業者またはコード決済事業者その他の第三者が設置したサーバーにカード情報の全部または一部を登録することができるものとします。
   ⑴当該第三者の提供するサービスを利用するために必要であること。
   ⑵カード情報を登録しようとするサーバーが、当該サーバーに登録されたカード情報にアクセスしまたは利用する権限を確認する合理的手段を定めているものであること。
2. 前項の場合、会員は、ネットショッピングサイトのIDおよびパスワードなど、前項に定めるサーバーに登録されたカード情報にアクセスしまたは利用する権限があることを確認する情報または手段（以下本条において「アクセス権限確認手段」といいます。）につき、他人に使用させてはならず、かつ他人が使用することがないよう、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものとします。

第2款　その他の義務

第22条（年会費）

1. 本人会員は、当行に対し、当行所定の日に当行所定の年会費をカード等利用代金等と同様の方法で支払うものとします。
2. 年会費の額および支払日は、カード送付時に本人会員に通知しまたは会員向けの当行ウェブサイトに表示する方法により会員に示されたところによるものとします。
3. 支払済みの年会費は、本契約が終了した場合でも返金いたしません。また、カードの利用停止中であっても、これにより年会費の支払義務は免れないものとします。

第23条（届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等）

1. 本人会員は、当行に申告しまたは届け出た事項のうち次の各号（以下「届出事項」といいます。）のいずれかに誤りまたは変更があったときには、遅滞なく、当行所定の方法によりその旨およびその内容を届け出るものとします。
   ⑴本人会員または家族会員の氏名もしくは住所
   ⑵本人会員の自宅固定電話番号、携帯電話番号またはメールアドレス
   ⑶本人会員の職業（個人事業主の場合には、事業の種類を含みます。）または主たる収入の種類
   ⑷本人会員の勤務先または事業の名称、所在地（事業の場合にあってはその本拠）もしくは電話番号
2. 前項の届出が遅滞し、これにより、当行の会員に対する通知（電磁的記録による場合を含みます。以下本項において同じ。）もしくは書類その他の送付物が延着しまたは到着しなかった場合には、当行は、当該通知または送付物が、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなすことができるものとします。ただし、

前項の届出を行わなかったことにつき客観的にやむを得ない事由がある場合にはこの限りでありません。

3. 当行は、入会時および入会後定期的にまたは必要に応じ、本人会員に対して、本人会員の国籍、在留資格および在留期間の届出を求めることがあり、本人会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。
4. 当行は前項の届出内容につき確認の必要があると認めるときには、本人会員に対して、本人会員の在留カード（有効かつ現在の住居地が記載されたものに限ります。）の提示または本人会員の在留資格および在留期間を証する文書の提出を求めることがあり、本人会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。

第24条（みなし届出）

1. 本人会員と当行との間でカード会員契約以外の契約がある場合において、本人会員が、届出事項の変更を本人会員と当行との間のいずれかの契約について届け出た場合には、当行は、本人会員と当行との間のすべての契約との関係でこれを届け出たものとみなすことができるものとします。
2. 当行は、適法かつ適正な方法により取得した情報に基づき届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、本人会員からの届出を待つことなく当該変更内容に係る届出があったものとして取り扱うことができるものとします。ただし、当行は届出事項の変更につき会員のために調査をする義務は負いません。

第25条（年収および職業等の申告）

1. 本人会員は、割賦取引利用可能枠が定められている場合であって、その年間の収入の額または種類が変動したときには、遅滞なくこれを当行に申告するものとします。
2. 本人会員は、当行が、本人会員の年間の収入の額もしくはその種類、勤務先または職業につき当行に対して申告するよう求めた場合には、遅滞なくこれを当行に申告するものとします。
3. 本人会員は、当行が請求したときには、遅滞なく、本人会員の収入を証する書面であって当行所定のものを提出するものとします。

第26条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）

1. 当行が、犯罪による収益の移転防止に関する法律に定めるところに従い取引時確認を行うときには、本人会員は、これに応ずるものとします。
2. 本人会員は、当行に対して申告した本契約に基づく取引に係る取引の目的を変更する場合には、あらかじめ当行に対し、当行所定の方法で申告するものとします。
3. 本人会員は、本人会員が以下のいずれかに該当する場合または該当することとなった場合には、遅滞なく、当行所定の方法により当行に届け出なければなりません。
   ⑴犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める現に外国政府等において重要な公的地位にある者

⑵過去に前号に該当していた者
⑶第1号または第2号に該当する者の配偶者（事実婚を含みます。以下本号において同じ。）、父母、子および兄弟姉妹ならびに配偶者の父母および子

4. 会員によるショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンの利用につき、その利用金額、頻度、利用の場所その他利用の内容または態様が、本人会員が当行に申告した職業、取引の目的、年収その他事項に照らし不自然である場合には、当行は、本人会員に対し、取引の目的、支払原資その他関連事項につき説明または資料の提出を求めることができ、本人会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。

第27条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）

1. 本人会員は、以下の各号のいずれかその他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として本契約を締結してはならないものとします。
⑴組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等の取得もしくは処分につき事実を仮装しまたは犯罪収益等を隠匿すること。
⑵国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定める財産凍結等対象者その他これらに類する者（団体を含みます。）との間で取引を行うこと。
⑶外国為替及び外国貿易法に定める経済制裁対象者または経済制裁対象国もしくは地域にある者との間で取引を行うこと。
⑷米国OFAC規制など、本契約を実行するために必要となる取引（国際ブランド会社など当行と提携する者により遂行される取引を含みます。）に対し、いずれかの法域において適用されうる経済制裁に係る法令、行政命令または司法命令により規制される取引を行うこと。
2. 会員は、前項各号その他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として、本契約に定めるサービスを利用してはならないものとします。
3. 当行は、第1項または第2項の違反の有無を確認するため必要があると認めるときには、会員に対し、説明または資料の提出を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。

第28条（WEBサービス等への登録）

1. 本人会員（本人会員となろうとする者を含みます。）は、本契約の申込にあたりまたは本契約成立後遅滞なく、当行が別に定めるところに従い、WEBサービスおよびWEB明細に登録するために必要となる手続をとるよう努めるものとします。
2. 本人会員は、本人会員としての資格を有する間、WEBサービスおよびWEB明細登録を維持するよう努めるものとします。

第29条（WEBサービスおよびWEB明細の利用に関する事項）

1. 会員は、当行が別に定めるところに従いWEBサービスの登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただ

し、家族会員は、WEBサービスのうち一部の機能を利用することができません。
2. 本人会員は、WEBサービスおよびWEB明細の登録を行うことにより、WEB明細を利用することができます。
3. 会員は、WEBサービスまたはWEB明細の利用のために必要となるIDおよびパスワードまたはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報または手段（以下本条において「ID等」といいます。）につき、他人に利用されることのないよう善良なる管理者の注意をもって選択、使用および管理するものとします。
4. WEBサービスまたはWEB明細を提供するために開設された当行所定のウェブサイトにおいてID等が利用された場合には、当行は、当該ID等に係る会員によりWEBサービスまたはWEB明細が利用されたものとみなすことができるものとします。
5. 会員は、WEBサービスまたはWEB明細の利用時間、利用手続その他利用に関する事項については、当行ウェブサイトに掲出されたところに従うものとします。
6. 会員は、WEBサービスもしくはWEB明細の提供を妨げまたは妨げるおそれのある行為を行ってはならないものとします。
7. WEBサービスもしくはWEB明細のサービス内容または利用方法その他関連事項につき、当行は、そのときどきの必要に応じて追加し、変更しまたは廃止することができるものとします。

第3章　家族会員

第30条（家族会員）

1. 本人会員は、以下の各号の要件をすべて満たす者であって本人会員がその者によるカード等の利用を許諾しようとする者を指定し、当行に対し当行所定の方法で、家族会員とすることの承認を求めることができます。この場合、本人会員は、利用許諾の範囲または内容を限定することはできないものとします。
   ⑴本人会員の家族（当行所定の範囲の者に限ります。）であること。
   ⑵本規約に定められた会員の義務を遵守する意思および能力を有する者であること。
   ⑶前各号に定めるほか、当行所定の要件を満たす者であること。
2. 当行が前項の指定を承認したときには、当該家族会員は、当該家族会員に係る家族カード等を用いて、本人会員と同様に、ショッピングまたはショッピングおよびキャッシングサービスを利用することができるものとします。本人会員は、当行との関係で、家族会員の利用の範囲または利用できる金額を限定することはできないものとします。
3. 第1項第2文および前項の規定にかかわらず、本人会員は、第1項の承認請求の際、当行所定の方法で届け出ることにより、家族会員によるキャッシングサービスの利用を許諾しないことができるものとします。

4. 第1項第2文および第2項の規定にかかわらず、本人会員は、当行に対して当行所定の方法で通知することにより、キャッシングサービスの利用を許諾された家族会員につき、その許諾を撤回することができます。この場合、当該撤回は、撤回の通知が当行に到達し、当行所定の事務処理が完了した時点から将来に向かってのみ効力を有するものとします。
5. 当行が第1項の指定を承認した後、家族会員が第1項の要件を欠いていることが判明しまたは欠くに至った場合であっても、この事実のみによっては家族会員としての地位を喪失しないものとします。

第31条（家族会員がある場合の本人会員の責任）

1. 本人会員は、家族カード等の利用に基づくカード等利用代金等、家族カードに係る年会費および各種手数料、家族会員が利用した付帯サービスの代金および手数料ならびに本規約に定めるカード等利用代金等相当額の支払義務を負担します。
2. 本人会員は、善良なる管理者の注意をもって家族会員に対し本規約および適用のある特約の内容を周知し、かつこれらを遵守させなければなりません。本人会員は、家族会員が本規約または特約を遵守しなかったことにより生じた当行の損害を賠償するものとします。

第32条（家族会員によるカード利用内容の本人会員への通知）

家族会員が家族カード等を利用したときには、当行は、ご利用明細の提供その他の方法により、その利用日、利用内容、利用金額その他これに関連する事項であって当行が別に定めるものを、当該利用に係るカード等利用代金等の約定支払日のうち最初に到来するものに先立って本人会員に対し通知しまたは容易に知りうる状態に置くものとします。

第33条（家族会員の指定の撤回）

1. 本人会員が家族会員の指定を撤回する場合には、当行所定の方法により当行に対してその旨を通知しなければなりません。
2. 家族会員の指定の撤回は、撤回の通知が当行に到達し、当行所定の事務処理が完了した時点から将来に向かってのみ効力を有するものとします。

第34条（家族会員の死亡と届出）

家族会員が死亡したときには、本人会員は、遅滞なく、当行所定の方法により当行に対してその旨を届け出るものとします。

第35条（当行による家族会員の承認の撤回）

以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行は、第30条第2項に定める承認を将来に向かって撤回することができるものとします。

⑴家族会員が、第30条（家族会員）第1項の指定の時点において、第30条第1項各号のいずれかの要件を欠いていることが判明したこと。

⑵家族会員が、第30条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったこと。

⑶家族会員が、本規約または特約に定める家族会員が遵守すべき事項を遵守しなかったこと。

第36条（家族会員の指定の撤回等の場合における本人会員の義務）

1. 本人会員が家族会員の指定を撤回し、当行が第30条（家族会員）第2項の承認を撤回しまたは家族会員が死亡したとき（以下本条において、これらを総称して「家族会員の指定の撤回等」といいます。）には、本人会員は、ただちに、当該家族会員に係るすべての家族カードおよび子カードを回収のうえ、当該カードおよび子カードの磁気ストライプおよびICチップを切断するなどカードおよび子カードに記載および記録された情報（カード情報を含みます。）のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当行が特に必要と認めるときには、当行は、本人会員に対し、当該家族会員に係る家族カードまたは子カードの返却を求めることができ、本人会員はこれに応ずるものとします。
3. 家族会員が、家族カードに係るカード情報につき、第47条（通信販売等加盟店とカード情報の登録）または第48条（継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則）に定める登録を行っている場合において、家族会員の指定の撤回等があったときには、本人会員は、ただちに登録された当該家族会員に係るカード情報をすべて削除するなど、以後登録されたカード情報の利用ができない状態を確保しなければならないものとします。
4. 家族会員の指定の撤回等があった場合であっても、本人会員が第1項から第3項までの規定に基づく義務の履行を完了するまでの間に当該家族会員に係る家族カード等が用いられたときには、本人会員は、これによるカード等利用代金等またはカード等利用代金等相当額の支払義務を負担するものとします。

第2編　カード等の利用等と支払

第1章　利用可能枠等

第37条（カード利用可能枠等の設定等）

1. 当行は、本人会員の入会時に、審査のうえ、そのカード利用可能枠を決定するとともに、当該カード利用可能枠の範囲で分割払い・リボ払い利用可能枠を決定し、これらを、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。
2. 当行は、前項に定める各利用可能枠とは別に、割賦取引利用可能枠を定め、これを当行所定の方法で本人会員に通知します。割賦取引利用可能枠は、対象カード等のすべてに共通で適用されるものとします。
3. 当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知

することなく、会員のカード等利用状況、信用状態、適用ある法令または自主規制機関の規則、当行の業務またはシステム上の必要その他一切の事情を勘案して、カード利用可能枠、分割払い・リボ払い利用可能枠または割賦取引利用可能枠（以下本条において「各種利用可能枠」といいます。）を増額しまたは減額することができるものとします。この場合、当行は、変更後の各種利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。

4. 前項第1文の場合において、当行は、本人会員が各種利用可能枠の全部または一部の増額を希望しないときには、その申出により、遅滞なく増額前の各種利用可能枠に戻す処置をとるものとします。
5. 第1項または第2項に定める利用可能枠が設定されたことにより、当行は、会員に対して信用を供与する義務を負うものではありません。
6. 本条、第40条において「対象カード等」とは、本規約を内容とするカード会員契約に基づき当行が発行するカード等をいいます。

第38条（カード利用可能枠の範囲での利用）

1. 会員は、以下の各号の債務の未決済残高の合計額が、カード利用可能枠を超えることとなる基本サービスおよび付帯サービスの利用は、行ってはならないものとします。
   ⑴ショッピング利用代金
   ⑵キャッシングサービスの融資金およびキャッシングサービス手数料
   ⑶年会費
   ⑷前各号に掲げるもののほか、本契約に定めるところにより本人会員が当行に対して負担する金銭債務（ただし、ショッピング利用手数料ならびにカードローンの融資金および利息は除きます。）
2. 前項各号の債務の未決済残高の合計額がカード利用可能枠を超えることとなった場合、本人会員は、当行の請求により、ただちに、当該超過した債務全額を一括して支払わなければならないものとします。

第39条（分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用）

1. 会員は、会員がショッピングまたは付帯サービスを利用したことに基づき本人会員が負担する金銭債務のうち、支払方式が以下の各号のいずれかであるものに係る未決済残高（ただし、分割払い・リボ払い利用可能枠超過の判定の目的に限ってはショッピング利用手数料を含まないものとします。）の合計額が、分割払い・リボ払い利用可能枠を超えることとなる支払方式の指定または変更を行ってはならないものとします。
   ⑴第55条（支払方式の種類と内容）第4号に定める分割払い
   ⑵第55条第5号に定めるボーナス併用分割払い
   ⑶第55条第6号に定めるリボルビング払い

2. 締切日の時点において、前項に規定する未決済残高の合計額が、分割払い・リボ払い利用可能枠を超過することとなった場合、本人会員は、当行の請求により、当該超過した債務全額につき一括して支払うとともに、所定のショッピング利用手数料を支払わなければならないものとします。

第40条（割賦取引利用可能枠の範囲での利用）

1. 会員は、会員（本人会員が当行から他の対象カード等の発行を受けている場合であって、当該対象カード等に家族会員があるときには、当該家族会員を含みます。）が、対象カード等によるショッピングまたは対象カード等に係る付帯サービスを利用したことに基づき本人会員が負担する金銭債務のうち支払方式が1回払いではないものの未決済残高（ただし、割賦取引利用可能枠超過の判定の目的に限っては、ショッピング利用手数料を含まないものとします。）の合計額が、割賦取引利用可能枠を超えることとなる支払方式の指定または変更を行ってはならないものとします。
2. 前項に規定する未決済残高の合計額が、割賦取引利用可能枠を超えるものとなった場合、本人会員は、当行の請求により、当該超過した債務全額を一括して当行に対して支払うとともに、所定のショッピング利用手数料を支払わなければならないものとします。
3. 本条第1項に定める「対象カード等」とは、第37条（カード利用可能枠等の設定等）第6項に定める対象カード等をいいます。

第41条（キャッシングサービス利用可能枠およびカードローン利用可能枠の設定等）

1. 当行は、本人会員からの申込により、審査のうえ、カード利用可能枠の範囲でキャッシングサービス利用可能枠を決定し、これを当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。
2. 当行は、本人会員からの申込により、審査のうえ、カードローン利用可能枠を決定し、これを当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。
3. 当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態、適用ある法令または自主規制機関の規則、当行の業務またはシステム上の必要その他一切の事情を勘案してキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠を減額することができるものとします。この場合、当行は、変更後のキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。
4. キャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠が設定されたことにより、当行は、会員に対して貸付けを行う義務を負うものではありません。

第42条（キャッシングサービス利用可能枠およびカードローン利用可能枠の範囲での利用）

1. 会員は、キャッシングサービスの利用に係る融資金の未決済残高が、キャッシングサービス利用可能枠を超えることとなるキャッシングサービスの利用を行ってはならないものとします。
2. 本人会員は、カードローンの利用に係る融資金の未決済残高が、カードローン利用可能枠を超えることとなるカードローンの利用を行ってはならないものとします。

第2章　ショッピング

第1節　ショッピングの利用

第43条（カード等の利用による立替払いの委託）

1. 会員が、本規約に定めるところに従い、貸与されたカード等を加盟店において利用したときには、本人会員は、当行に対し、当該利用に係る以下のいずれかの金員を当該カード等を利用した会員に代わり当行が立て替えて支払うことの委託を申し込んだものとします。当該申込は、当行所定の手続により申出がなされ当行が承認した場合を除き、撤回することはできないものとします。
   ⑴加盟店からの商品もしくは権利の購入の代金または役務受領の対価
   ⑵国税、地方税、社会保険料その他これらに類する金員
2. 当行は、前項に定める立替払いの委託の申込を承諾しない場合には、加盟店を通じてこれを会員に通知するものとします。加盟店において所定のショッピング利用の手続が完了しつつ、かかる通知がない場合には、当行は、立替払いの委託の申込を承諾しこれを受託したものとします。ただし、その効力は、加盟店から、第1項各号に係る金員の支払請求を当行が受けたことを条件として発生するものとし、その効力発生時期は当該支払請求を当行が受領した時点とします。
3. 当行は、第1項に定める立替払いの委託の申込を承諾し、立替払いを受託したときには、これにつき、当行所定の時期に行うことができるものとし、かつ、金銭の支払に代え相殺、交互計算その他経済的に金銭の支払と同視し得る方法によって行うことができるものとします。また、当行がその加盟店との間で、加盟店との支払に係る法律上の原因をどのように定めているかを問わないものとします。
4. 第1項に定める立替払いの委託に基づく支払につき、当行は、当行または国際ブランド会社と提携するカード会社、金融機関その他事業者が、直接または間接にその加盟店に対して行うことで、当行の支払に代えることができるものとします。前項の規定は、この場合に準用します。
5. 本人会員は、当行に対し、第1項の委託に条件もしくは期限を定め、またはその執行時期もしくは方法を指図しもしくはこれに

制限を加えることはできないものとします。

第44条（加盟店）

加盟店は、会員が貸与されたカードに係る国際ブランドの別に応じ、以下の表の該当欄に〇印が記載されているものとします。

店舗種別／カード種別	当行または当行提携先加盟店	Visa加盟店	Mastercard加盟店
Visaブランド	〇	〇	−
Mastercardブランド	〇	−	〇

第45条（ショッピングの利用方法）

1. 会員がショッピングを利用するには、加盟店に対してカードを提示し、ショッピング利用代金の額ならびに日本国内の利用である場合には支払方式および支払回数を確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、ショッピングの利用により購入する商品もしくは権利または提供を受ける役務が、当行所定の範囲のものであり、かつ、ショッピング利用代金の額が当行所定の金額の範囲である場合であって、以下のいずれかに該当するときには、会員は、暗証番号の入力を行わずにカードを利用することができるものとします。
   ⑴非接触決済の方法による利用であること。
   ⑵第1号の場合を除き、当行所定の加盟店（加盟店が百貨店、総合スーパーマーケットなど各種商品小売業または各種商品卸売業に該当する場合にあっては当行所定の売場）におけるショッピングの利用であること。

第46条（通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法）

1. 第45条（ショッピングの利用方法）の規定にかかわらず、会員は、通信販売など一部の加盟店においては、カードを提示せずカード情報を通知することによりショッピングを利用することができます。
2. 前項の方法でショッピングを利用する場合、クレジットカード本人認証サービスの利用その他の本人認証方式の利用を求める場合があります。この場合には、会員は、当該方式に従いカード等を利用するものとします。

第47条（通信販売等加盟店とカード情報の登録）

1. 第46条（通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法）に定める加盟店の一部においては、ショッピング利用のためにあらかじめ加盟店または第三者が設置したサーバーにカード情報を登録し、当該登録されたカード情報を利用できる者であることを認証する方法によりショッピングを利用することができます。
2. 会員が、前項に定めるカード情報の登録を行った場合において、退会その他の事由により会員資格を喪失したときには、会員は、加盟店の定めるところに従い遅滞なく登録されたカード情

報を削除するものとします。

第48条（継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則）

第45条（ショッピングの利用方法）および第46条（通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法）の規定にかかわらず、当行が適当と認める場合には、会員は、継続課金取引により発生する代金または対価につき、カード情報をあらかじめ当該継続課金取引に係る加盟店に登録することにより、当該継続課金取引につきショッピングを利用することができます。この場合、当該加盟店が当該継続課金取引により発生する代金または対価を当行に請求した時点で、カード等を利用したものとみなします。

第49条（継続課金取引の終了等）

1. 会員が、第48条（継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則）に定めるカード情報の登録を行った場合であって、当該継続課金取引を終了しまたは当該継続課金取引により発生する代金もしくは対価につき登録されたカード情報によるショッピングを行わないこととするときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除その他の必要な手続をとらなければならないものとします。この場合、当該加盟店の定める手続を完了するまでは、第48条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。
2. 会員が、第48条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、どのような事由であっても当該カードに係る会員資格を喪失したときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除の手続をとらなければならないものとします。この場合、当該カード情報が削除されるまでの間は、会員資格を喪失した場合であっても、第48条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。

第50条（ショッピング利用時の本人確認等）

1. ショッピングの利用にあたり、当行または加盟店は、会員に対し、運転免許証その他の本人確認書類の提示を求め、または電話による本人確認その他カード等の不正利用を防止するために必要な確認を行う場合があります。この場合、会員は、当該確認に応ずるものとします。
2. 当行は、カード等の不正利用を防止するため必要がある場合には、加盟店に対し、会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他当行に届け出た会員の個人情報を提供し、加盟店が、これを、当該ショッピングを利用しようとする者が当該加盟店に申告しまたは届け出た情報と照合することがあり、会員は、これにあらかじめ同意します。
3. 第1項の場合において、加盟店は、当行に対し、カード等の不正利用を防止するため、当該ショッピング利用に係る売買等（商品の送付先または役務の提供先の所在地および氏名もしくは名称

を含みます。）または当該カード等の利用者に関する情報（過去における当該加盟店での売買等取引の有無、回数、時期その他当該売買に関する事実を含みます。）を提供することができるものとし、会員はあらかじめこれに同意します。

第51条（ショッピング利用に係る禁止行為等）

1. 会員は、以下の各号のいずれかに該当するショッピング利用を行ってはならないものとします。
   ⑴法令により購入もしくは輸入が禁止される商品の購入または利用が禁止される役務提供の受領など、違法な目的のためまたは違法な行為の手段として行われるもの
   ⑵加盟店または加盟店があっせんする第三者が商品または権利を買い受けることを前提とする商品または権利の購入のためのもの
   ⑶前号に掲げるもののほか、ショッピング枠の現金化など、金銭の取得を目的とする商品もしくは権利の購入または役務提供の受領のためのもの
   ⑷加盟店所在地またはカード利用時点における会員の所在地のいずれかにおける法定通貨（ただし、記念通貨その他これに類する通貨収集用のものを除きます。）の購入のためのもの
   ⑸暗号資産の購入のためのもの
   ⑹前各号に掲げるもののほか、資金調達を目的としまたはその手段として行われるもの
   ⑺金融商品取引法により認められる場合を除き、同法で定める金融商品の購入のためのもの
   ⑻価格が乱高下するなど投機性が高い商品、権利もしくは価値その他これに類するものの購入、役務提供の受領または調達のためのもの
   ⑼不正にまたは著しく不当にポイント、マイルなどカード利用による特典（付帯サービスの提供によるものを含みます。）を得ることとなるもの
   ⑽加盟店に対する過去の債務の精算のためのもの
2. ショッピングの利用が、前項の禁止に違反しまたは違反するおそれがあるものである場合には、当行は、ショッピングの利用を承認しないことがあります。
3. 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、ショッピングの利用が制限されまたはショッピングの利用ができない場合があります。
   ⑴商品券その他の金券類の購入
   ⑵金、銀、プラチナその他貴金属の地金またはこれらの地金型貨幣の購入
   ⑶前各号に掲げるもののほか当行が定め当行ウェブサイトで公表しているものもしくは加盟店が定めるものの購入または受領
4. 会員が、前項の制限にかかわらず例外的にこれらに該当するショッピング利用を行おうとする場合には、あらかじめ、会員は

当行所定の手続により当行の承認を得なければならないものとします。

第52条（会員の責によらないショッピングの利用の制限）

1. 以下の各号のいずれかの事由がある場合には、ショッピングの利用ができません。
   ⑴システムメンテナンスのため必要がある場合
   ⑵停電または通信障害が生じた場合
   ⑶前各号に掲げる場合のほかやむを得ない理由がある場合
2. ショッピングの利用が当該利用に係るカード等に係る会員の意思に基づかないおそれがある場合その他やむを得ない理由がある場合には、当行はショッピングの利用を承認しないことがあります。

第2節　支払義務と支払方式

第53条（ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の支払義務）

1. 会員がショッピングを利用したときには、本人会員は、当行に対し、本規約に定めるところに従い、ショッピング利用代金を支払うものとします。
2. 会員がショッピングのうち支払方式が1回払い、2回払いまたはボーナス一括払い以外のものを利用したときには、本人会員は、当行に対し、本規約に定める手数料率により計算されたショッピング利用手数料を支払うものとします。

第54条（海外アクワイアラー加盟店でのショッピング利用とショッピング利用代金等）

1. 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用については、以下の金額をショッピング利用代金として本規約を適用します。ただし、第2号のうち、海外アクワイアラー加盟店取扱手数料の加算については、当行が別に定めた日以降適用するものとします。適用開始日は、あらかじめ、当行ウェブサイトに掲出するなどの方法で周知するものとします。
   ⑴海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、外貨建で利用されたものについては、外貨を邦貨に換算した金額
   ⑵海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、邦貨建で利用されたものについては、当該邦貨建の金額に当行所定の海外アクワイアラー加盟店取扱手数料を加算した金額
2. 第1項第1号の外貨の邦貨への換算は、会員が利用したカード等に係る国際ブランド会社における売上処理を行った時点における銀行間外国為替レートのうち、当該国際ブランド会社が選択したレートによるものに所定の手数料を加算したレートとします。
3. 第1項第2号に定める当行所定の海外アクワイアラー加盟店取扱手数料は、邦貨建利用金額に所定の割合を乗じた金額とします。

4. 第1項の海外アクワイアラー加盟店とは、以下の各号のいずれかの者と加盟店契約を締結している者をいいます。
⑴国際ブランド会社から、専ら日本国外において、当該国際ブランドを付したカードに係る加盟店契約を締結することを許諾された者
⑵前号の者から直接または間接に加盟店契約の締結を許諾され、当該資格に基づいて、加盟店との間で契約を締結している者

第55条（支払方式の種類と内容）

ショッピング利用代金の支払は、以下のいずれかの方式によるものとします。

⑴	1回払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払う方式をいいます。
⑵	ボーナス一括払い	カード利用の日の別に応じて、次の約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払う方式をいいます。ただし、加盟店によりボーナス一括払いの取扱期間が異なることがあります。 ①カード利用の日が12月16日から翌年6月15日までの場合、当該期間後最初に到来する8月の約定支払日 ②カード利用の日が7月16日から11月15日までの場合、当該期間後最初に到来する1月の約定支払日
⑶	2回払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金の半額を支払い、その翌月の約定支払日に残額を支払う方式をいいます。
⑷	分割払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日を第1回として、それ以降毎月の約定支払日に指定された支払回数に達するまで、当該ショッピング利用代金およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額を均等に分割して支払う方式をいいます。

(5)	ボーナス併用分割払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日を第1回として、それ以降毎月の約定支払日に指定された支払回数に達するまで、当該ショッピング利用代金およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額を分割して支払う方式であって、当該合計額から、ボーナス月に加算する額(以下「ボーナス月加算額」といいます。)の合計額を控除した金額を各回均等に分割して支払い、ボーナス月の約定支払日には、これにボーナス月加算額を加算した額を支払う方式をいいます。ボーナス月は、毎年1月および8月とします。
(6)	リボルビング払い	締切日におけるショッピングリボ残高を基礎として、あらかじめ定められた方法により算出される金額を支払う方式をいいます。

第56条(分割払いおよびボーナス併用分割払いの支払回数ならびにボーナス月加算額)

1. 第55条第4号および第5号に定める支払回数は、3、5、6、10、12、15、18、20または24回とします。
2. 第55条第5号に定めるボーナス月加算額は、以下の条件をすべて満たす金額であって、当行が指定する額とします。
   (1)ボーナス月加算額の合計額が、当該支払方式に係るショッピング利用代金の概ね50%相当額であること。
   (2)ボーナス月加算額は、1千円単位で定められた額であること。
   (3)各回のボーナス月加算額が均等額であること。

第57条(リボルビング払いの支払額の原則的な算定方法)

第55条第6号に定めるリボルビング払いは、元利型残高スライド方式によるものとし、別表1の支払コースのうち一般コースが適用されるものとします。

第58条(リボルビング払いの支払額の算定方法等の変更)

1. 本人会員は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が認めることにより、ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法を、以下のとおり変更することができるものとします。
   (1)元利型残高スライド方式に変更しまたはその支払コースを別表1に掲げられたいずれかの支払コースに変更すること。
   (2)元金型残高スライド方式に変更しまたはその支払コースを別表1に掲げられたいずれかの支払コースに変更すること。
   (3)元利型定額方式に変更しまたはその支払コースを変更すること。
   (4)元金型定額方式に変更しまたはその支払コースを変更すること。
   (5)ボーナス併用リボルビング払いに変更しまたはその平月における支払額の算定方法、支払額、ボーナス月もしくはボーナス

月加算額を変更すること。

2. 支払額の算定方法を変更した場合、変更後の支払額の算定方法は、ショッピングの利用の時期にかかわらず、変更時以降に存在するショッピングリボ残高全額に対して適用されるものとします。

第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）

1. 本人会員は、ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法を変更する場合には、変更内容に応じ、それぞれ下記の表の選択可能支払コースの欄に記載された支払コースから選択するものとします。

変更内容	選択可能支払コース
元利型残高スライド方式への変更	別表1の支払コース
元利型残高スライド方式の支払コースの変更	
元金型残高スライド方式への変更	
元金型残高スライド方式の支払コースの変更	
元利型定額方式への変更	1千円以上10万円以下で1千円単位の金額 ただし、変更時のショッピングリボ残高に照らし、ショッピング利用手数料のみの支払となる変更はできません。また、お持ちのカードおよび変更を申し出る方法により、変更できる金額の上限が異なる場合があります。
元利型定額方式の支払コースの変更	
元金型定額方式への変更	
元金型定額方式の支払コースの変更	

2. ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング払いに変更する場合またはボーナス併用リボルビング払いのボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更する場合には、本人会員は、ボーナス月およびボーナス月加算額につき、次に掲げる範囲から指定するものとします。ただし、ボーナス月加算額は、夏期冬期を通じ均一額でなければなりません。

⑴ボーナス月

夏期および冬期からそれぞれ指定するものとし、夏期にあっては7月または8月、冬期にあっては12月または1月のいずれか

⑵ボーナス月加算額

1万円以上1万円単位

3. ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング払いの場合に、平月における支払額

の算定方法またはその支払コースを変更するときには、その時点での平月における支払額の算定方法の別に応じて第1項を準用します。

第60条（支払方式の指定）

1. 会員は、ショッピング利用の時に、当行所定の方法により、以下の各号の事項を指定するものとします。ただし、加盟店によりまたは会員が購入する商品もしくは権利もしくは提供を受ける役務により、指定できるものが限られる場合があります。
   ⑴第55条（支払方式の種類および内容）に定めるいずれかの支払方式の別
   ⑵指定する支払方式が分割払いまたはボーナス併用分割払いである場合には支払回数
2. 日本国外にある加盟店におけるショッピング利用の場合には1回払い以外の支払方式を指定することはできないものとします。
3. 会員が、ショッピング利用時点において支払方式を指定しなかったときには、1回払いを指定したものとみなします。

第61条（指定された支払方式の変更）

1. 第60条により指定された支払方式が、1回払い（第60条第2項または第3項の規定による場合を含みます。）またはボーナス一括払いである場合、本人会員は、当行所定の日までに当行所定の方法で申し出て、当行の承諾を得ることにより、その支払方式を分割払いまたはリボルビング払いに変更することができます。
2. 前項の規定により支払方式が変更された場合には、ショッピング利用日に変更された支払方式によるショッピング利用がなされたものとみなします。
3. 変更の回数その他の事情に照らし当行の事務処理上やむを得ない事由がある場合には、当行は本人会員に通知し、以後、支払方式の変更の申込を制限することができるものとします。この場合、当該本人会員は、当該通知されたところに従わなければならないものとします。
4. システム保守のためその他の合理的な理由がある場合には、当行は第1項に定める申出の受付けを停止することができるものとします。
5. 本条に定める支払方式の変更に関する手続その他の事項は、当行が別に定めるところによるものとします。

第3節　ショッピング利用手数料

第62条（手数料率）

1. ショッピング（ただし、支払方式が1回払い、2回払い、ボーナス一括払いの場合を除きます。）の利用により本人会員が負担すべきショッピング利用手数料は、別表2の手数料率表に定める手数料率により、本規約に定めるところに従い計算した額とします。
2. 手数料率は、支払方式が分割払いおよびボーナス併用分割払いであるショッピングの場合には、当該ショッピングの支払方式

および支払回数別にショッピング利用代金100円あたりの手数料額として定めるものとし、リボルビング払いの場合には、実質年率で定めるものとします。

第63条（手数料率の変更）

1. 第126条（本規約等の変更）の規定による場合のほか、経済情勢または金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、当行は、本人会員に通知しまたは容易に知りうる状態に置くことにより、第62条の手数料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
2. 前項により変更した後の手数料率は、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降、変更に係る支払方式を指定しまたは当該支払方式に変更したショッピングの利用に適用されます。
3. 前項の規定にかかわらず、会員が指定しまたは変更した支払方式がリボルビング払いの場合には、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降、ショッピングリボ残高全額に対して変更後の手数料率が適用されるものとします。この場合のショッピングリボ残高には、ショッピング利用日が当該効力発生日より前のものも含まれます。

第64条（分割払いまたはボーナス併用分割払いのショッピング利用手数料の計算方法）

支払方式が分割払いまたはボーナス併用分割払いの場合における、ショッピング利用手数料は、ショッピング利用ごとに計算するものとし、ショッピング利用ごとの手数料の総額は、以下の計算式によって定まるものとします。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

●ショッピング利用代金×100円あたりの手数料額÷100

第65条（リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法）

1. リボルビング払いのショッピング利用手数料は、ショッピングリボ残高が完済に至るまで、締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該期間中における以下の計算式で日々定まる額の合計額とします。ただし、当該合計額に1円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます。
   ●所定ショッピングリボ残高×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365
2. 前項の「所定ショッピングリボ残高」とは、その日の最終のショッピングリボ残高のうち支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降最初の締切日を経過していないリボルビング払いに係るショッピング利用代金を減じた金額（100円未満切捨て）をいいます。
3. リボルビング払いの場合、カード等利用の日から、同日以降最初に到来する締切日までは、ショッピング利用手数料は生じないものとします。

第4節　支払日と支払額等

第66条（1回払い）

会員が、ショッピングの支払方式として1回払いを指定した場合（第60条第2項または第3項の規定による場合を含みます。）には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払うものとします。

第67条（ボーナス一括払い）

会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いボーナス一括払いを指定した場合には、本人会員は、第55条第2号に定めるところにより、当該ショッピングの利用の日に応じて定まる約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払うものとします。

第68条（2回払い）

1. 会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従い2回払いを指定した場合には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金の半額を支払い、当該約定支払日の後に最初に到来する約定支払日に、残額を支払うものとします。
2. 前項の計算により1円未満の端数が出る場合には、初回の支払額につき当該端数を切り上げ、2回目の支払額につき当該端数を切り捨てるものとします。

第69条（分割払い）

1. 会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従い分割払いを指定しまたは第61条の規定に従い支払方式を分割払いに変更した場合には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に以下の計算式で定まる金額を支払い、以後毎月の約定支払日に、会員が第60条第1項または第61条に従い指定した支払回数に達するまで、当該金額を支払うものとします。
   ●当該ショッピング利用代金全額÷指定された支払回数＋当該ショッピング利用代金全額に対するショッピング利用手数料総額÷指定された支払回数
2. 前項の計算により、ショッピング利用代金全額またはこれに対するショッピング利用手数料総額を指定された支払回数で除した金額に1円未満の端数が出る場合には、当該端数を切り捨てて各回の支払額を計算したうえで、以下の金額を初回の支払額に加算します。
   ●当該ショッピング利用代金全額+これに対するショッピング利用手数料総額－端数切捨後の各回の支払額×支払回数

第70条（ボーナス併用分割払い）

1. 会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いボーナス併用分割払いを指定した場合には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来

する約定支払日および当該日以降毎月の約定支払日に、会員が第60条第1項に従い指定した支払回数に達するまで、以下の金額を支払うものとします。

⑴当該約定支払日が平月である場合には、以下の計算式で定まる金額

●（当該ショッピング利用代金全額－ボーナス月加算額×ボーナス月の回数）÷指定された支払回数＋当該ショッピング利用代金全額に対するショッピング利用手数料総額÷指定された支払回数

⑵当該約定支払日がボーナス月である場合には、前号の金額にボーナス月加算額を加算した金額

2. 前項第1号の計算により、各回の支払額に1円未満の端数が出る場合には、当該端数を切り捨てて各回の支払額を計算したうえで、以下の金額を初回の支払額に加算します。

●当該ショッピング利用代金全額＋これに対するショッピング利用手数料総額－（端数切捨後の各回の支払額×支払回数＋ボーナス月加算額×ボーナス月の回数）

第71条（リボルビング払い（元利型残高スライド方式）の支払額）

1. 会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第61条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元利型残高スライド方式であるときには、約定支払日に支払う金額は、第57条（リボルビング払いの支払額の原則的な算定方法）または第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第1項の規定に従い別表1の支払コースのうちから定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額とします。当該金額には第76条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）に定めるショッピング利用手数料が含まれるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、第76条で定まるショッピング利用手数料の額が前項により決定される金額を超える場合には、本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

第72条（リボルビング払い（元金型残高スライド方式）の支払額）

会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第61条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元金型残高スライド方式であるときには、約定支払日において支払う金額は、第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第1項の規定に従い別表1の支払コースのうちから定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される支払元金額に、第76条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）に定めるショッピング利用手数料を加算した金額

とします。

第73条（リボルビング払い（元利型定額方式）の支払額）

1. 会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第61条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元利型定額方式であるときには、約定支払日に支払う金額は、第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第1項の規定に基づき定まる支払金額とします。当該金額には第76条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）に定めるショッピング利用手数料が含まれるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、第76条で定まるショッピング利用手数料の額が前項により決定される金額を超える場合には、本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

第74条（リボルビング払い（元金型定額方式）の支払額

会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第61条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元金型定額方式であるときには、約定支払日に支払う金額は、第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第1項の規定に基づき定まる支払金額に、第76条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）に定めるショッピング利用手数料を加算した金額とします。

第75条（ボーナス併用リボルビング払いの支払額）

1. 会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第61条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング払いであるときには、本人会員は、平月の約定支払日には、平月における支払額を支払い、ボーナス月の約定支払日には、当該金額に第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第2項に従い指定されたボーナス月加算額を加算した金額を支払うものとします。
2. 前項に定める平月における支払額は、ショッピング利用代金の支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング払いに変更する時点における当該算定方法に応じて、第71条から第74条までの規定に従い定まる金額とします。ただし、ショッピング利用代金の支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング払いに変更したのち、第59条第3項により準用される第59条第1項の規定により平月における支払額の算定方法または支払コースを変更した場合には、当該変更後の算定方法および支払コースに応じて第71条から第74条までの規定により定まる金額とします。
3. 第1項の規定にかかわらず、第76条で定まるショッピング利用手数料の額が第1項により決定される平月またはボーナス月に

支払う金額を超える場合には、本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

第76条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）

第71条から第75条までに定める約定支払日に支払うべき金額のうち、ショッピング利用手数料は、当該約定支払日の2か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の、第65条（リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算）に従い定まるショッピング利用手数料額とします。

第77条（ショッピングリボ残高および手数料が算定額を下回る場合の取扱い）

第71条から第75条までに定める約定支払日に係る締切日におけるショッピングリボ残高および第76条に定めるショッピング利用手数料の合計額が、第71条から第75条までの規定により算定された金額を下回る場合には、本人会員は、第71条から第75条までの規定にかかわらず、当該締切日におけるショッピングリボ残高および第76条に定めるショッピング利用手数料の合計額を支払うものとします。

第78条（リボルビング払いの臨時加算支払）

1. 本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、リボルビング払いの支払額の算定方法により算定された次回約定支払日に支払うべき金額を、1万円単位で増額することができるものとします。
2. 前項の申込を承諾する場合には、当行は、本人会員に対し、第106条または第107条に従いWEB明細またはご利用明細書により、口座振替を行う日および当該日において支払うべき金額を通知します。

第5節　ショッピングに関する雑則

第79条（加盟店との紛議）

会員がショッピングを利用した場合において、当該ショッピングの利用に係る商品もしくは権利の販売もしくは役務の提供またはこれらに係る契約につき加盟店との間で紛議があるときには、会員と加盟店とにおいてこれを解決するものとします。

第80条（支払停止の抗弁）

1. 会員が利用したショッピングの支払方式が1回払い以外のものである場合であって、ショッピングの利用に係る商品もしくは権利の販売または役務の提供につき加盟店に対して生じた事由があるときには、本人会員は、割賦販売法の定めるところに従い同法の定める範囲で、当該事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品、権利または役務に係るショッピング利用代金およびこれに対するショッピング利用手数料について、支払を停止することができます。ただし、加盟店に対して生じた事由が存在する場合でも、支払の停止が信義誠実の原則に反する場合には、支払の停止が認められない場合があります。
2. 本人会員は、前項の定めるところにより支払を停止するときに

は、その旨を当行に申し出るものとします。この場合、本人会員は、すみやかに、書面により、加盟店に対して生じた支払停止の原因となる事由およびこれに関連する資料がある場合には当該資料を当行に提出するよう努めるものとします。

3. 本人会員が第1項に定めるところにより支払を停止する場合であって、当行が第1項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
4. 割賦販売法上、第1項の加盟店に対して生じた事由としては、例えば、ショッピングの利用に係る商品もしくは権利の販売または役務の提供に関する以下の各号に掲げるものがあります。
   ⑴商品の引渡し、権利の移転または役務の提供が履行されないこと。
   ⑵引き渡された商品、移転された権利または提供された役務が、その種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであること。
   ⑶売買契約または役務提供契約が無効であり、取り消されまたは解除されたこと。
5. 割賦販売法上、例えば以下の各号の場合などは、第1項の支払を停止できる場合には含まれておりません。また、割賦販売法第30条の4第1項（同法第30条の5第1項により準用される場合を含みます。）の規定は、一般に、支払済みの金員の返還請求を認めるものではないと解されていることにご留意ください。
   ⑴1回払いを除くショッピングの利用のうち、支払方式がリボルビング払い以外の場合には、ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額が4万円に満たない場合
   ⑵支払方式がリボルビング払いであるショッピングの利用であって、加盟店に対して生じた事由のある商品もしくは権利の販売または役務の提供に係る現金販売価格または現金提供価格が3万8千円に満たない場合
   ⑶加盟店に対して生じた事由が権利の販売に関するものであり、当該権利が割賦販売法に定める指定権利に該当しない場合
   ⑷加盟店に対して生じた事由のある売買契約または役務提供契約が、会員にとって営業としてまたは営業のために行われたものである場合（ただし、業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に該当する場合を除きます。）
   ⑸ショッピングの利用が日本国外で行われた場合
   ⑹不動産の販売に係る契約につき行われたショッピングの利用である場合

第3章　キャッシングサービスおよびカードローン

第1節　キャッシングサービス・カードローンの利用

第81条（金銭消費貸借契約の成立）

1. 会員が、貸与を受けたカード等を、本規約に定めるところに従いキャッシングサービスまたはカードローンを受けるために利

用し、当行がこれを承諾して、本規約に定めるところに従い資金を交付したときには、これにより本人会員は、当行との間で、金銭消費貸借契約を締結したものとします。

2. 当行は、会員がキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠の設定を受けている場合であっても、前項の承諾をなす義務および資金を交付する義務を負うものではありません。

第82条（キャッシングサービス・カードローンの利用方法）

1. 会員がキャッシングサービスを利用し、または本人会員がカードローンを利用するには、第1号または第2号のいずれかの方法により、カード等を利用するものとします。
   ⑴当行所定の現金自動預払機または現金自動支払機（以下「ATM等」といいます。）にカードを挿入し、登録された暗証番号を入力する等所定の手続に従いATM等を操作する方法
   ⑵当行ウェブサイトの所定のページを経由し、または当行所定の方法により、当行に対して必要事項を通知する方法
2. 当行が金銭消費貸借契約の締結を承諾する場合には、当行は、前項第1号にあってはATM等を操作した会員に現金を交付する方法により、前項第2号にあっては支払口座に資金を振り込む方法により資金を交付するものとします。
3. キャッシングサービスまたはカードローンは、前項に従い現金が交付されまたは振込資金が支払口座に着金した日をもって、その利用日とします。

第83条（当行所定のATM等）

当行所定のATM等は、当行または当行が提携する金融機関が設置したもののほか、会員が貸与されたカードに係る国際ブランドの別に応じ、次のとおりとします。ただし、カードローンの場合には、日本国外にあるATM等は含まれないものとします。

⑴Visaブランド
Visaが提携する日本国外の金融機関その他事業者が設置したATM等

⑵Mastercardブランド
Mastercardが提携する日本国外の金融機関その他事業者が設置したATM等

第84条（交付資金およびその金額）

1. 日本国内でキャッシングサービスを利用し、またはカードローンを利用する場合における交付資金は、邦貨によるものとし、その金額は、1万円以上とし、その単位は、利用するATM等を設置した事業者が定めるところによります。
2. 日本国外でキャッシングサービスを利用する場合における交付資金は、利用をする国または地域の現地通貨によるものとし、その単位は、利用するATM等を設置した事業者が定めるところによります。

第85条（キャッシングサービスおよびカードローン利用に係る禁止行為）

1. 会員は、以下の各号のいずれかに該当するキャッシングサービスまたはカードローンの利用は行ってはならないものとします。
   ⑴事業のために行うもの
   ⑵キャッシングサービスまたはカードローンの利用地と返済地、利用と返済の時間的間隔その他の事情に照らし、実質的に送金として行われるもの
2. キャッシングサービスもしくはカードローンの利用が前項の禁止に違反しまたは違反するおそれがある場合には、当行はキャッシングサービスまたはカードローンの利用を承認しないことがあります。

第86条（キャッシングサービス・カードローンの利用が制限される場合）

1. キャッシングサービスおよびカードローンは、第82条（キャッシングサービス・カードローンの利用方法）第1項第1号の方法による場合には、当行またはATM等を設置した事業者が定める時間内に限り、かつその定める範囲で、同項第2号の方法による場合には、当行が定める時間内に限り、利用することができるものとします。
2. 当行またはATM等を設置した事業者においてシステムメンテナンスのため必要がある場合、停電または通信障害などが生じた場合その他やむを得ない理由がある場合には、キャッシングサービスまたはカードローンの利用ができない場合があります。
3. 日本国外におけるキャッシングサービスは、利用しようとする場所における法令または利用しようとするATM等を設置した事業者に対して適用される規則等により、利用時間もしくは利用金額が限定されまたは利用ができない場合があります。
4. キャッシングサービスまたはカードローンの利用が当該利用に係るカード等に係る会員の意思に基づかないおそれがある場合その他やむを得ない事由がある場合には、当行はキャッシングサービスまたはカードローンの利用を承認しないことがあります。

第2節　元利金支払義務および返済方式

第87条（元利金支払義務）

会員がキャッシングサービスを利用しまたは本人会員がカードローンを利用したときには、本人会員は、当行に対し、本規約に定めるところに従い、融資金を返済するとともに、本規約に定めるキャッシングサービス手数料またはカードローンの利息を支払うものとします。

第88条（日本国外でのキャッシングサービスの利用）

1. 会員が、日本国外でキャッシングサービスを利用した場合には、これにより会員に交付された外貨建資金を邦貨へ換算した

額を融資金として、本規約の各条項を適用します。
2. 前項に定める外貨建資金の邦貨への換算については、第54条（海外アクワイアラー加盟店でのショッピング利用とショッピング利用代金等）第2項を準用します。ただし、所定の手数料は加算されません。

第89条（キャッシングサービスの返済方式）

キャッシングサービスの返済方式は、1回払いとします。

第90条（カードローンの原則的返済方式およびその返済額の算定方法）

1. カードローンの返済方式は原則として毎月元金定額返済とし、各約定支払日に、本契約に定めるところに従い定まる元金返済額に第97条（カードローンの利息計算方法）に従い計算される利息を加算して支払うものとします。
2. カードローンの元金返済額は、当行所定の日におけるカードローン利用可能枠に応じて定まるものとします。

第91条（カードローンの返済方式または返済額の算定方法の変更）

1. 本人会員は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が認めることにより、カードローンの返済方式またはその返済額の算定方法を、以下のとおり変更することができるものとします。
   ⑴毎月元金定額返済の以降の約定支払日における元金返済額を変更すること。
   ⑵毎月元金定額返済につき、ボーナス月加算毎月元金定額返済に変更すること。
   ⑶ボーナス月加算毎月元金定額返済の場合の、平月における元金返済額、ボーナス月またはボーナス月加算額を変更すること。
   ⑷ボーナス月加算毎月元金定額返済につき、毎月元金定額返済に変更すること。
2. 返済方式または返済額の算定方法を変更した場合、変更後のものは、変更時以降、利用日が変更の前であるか否かを問わず、カードローン融資金残高全額に対して適用されるものとします。

第92条（返済方式または返済額の算定方法の変更時に定めるべき事項）

1. 第91条第1項第1号または第3号のうち平月における元金返済額を変更する場合には、本人会員は、約定支払日に返済する元金額として、1千円単位で、カードローン利用可能枠に応じて当行が定める最低返済額以上の金額を指定するものとします。
2. カードローンの返済方式をボーナス月加算毎月元金定額返済に変更する場合またはボーナス月加算毎月元金定額返済のボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更する場合には、本人会員は、ボーナス月およびボーナス月加算額につき、次に掲げる範囲から指定するものとします。ただし、ボーナス月加算額は、夏期冬期を通じ均一額でなければなりません。

⑴ボーナス月
夏期および冬期からそれぞれ指定するものとし、夏期にあっては7月または8月、冬期にあっては12月または1月のいずれか
⑵ボーナス月加算額
1千円以上1千円単位

第93条（キャッシングサービスからカードローンへの変更）

1. 会員が、キャッシングサービスを利用した場合（日本国外での利用は除きます。）、カードローン利用可能枠の設定を受けている本人会員は、当行が別に定める期日までに当行所定の方法で申し出ることにより、当該キャッシングサービスの融資金をカードローンの融資金に変更することができます。
2. 前項の規定にかかわらず、当行は、会員のショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンの利用状況、本人会員の信用状態その他の事情を考慮し、カードローンの利用による融資金への変更をお断りすることができるものとします。
3. 第1項に従いカードローンの融資金に変更した場合、第1項の申出日より前はキャッシングサービスの利用として取り扱い、当該申出日以降は、当該申出日にカードローンが利用されたものとして取り扱います。

第3節　手数料または利息および費用

第94条（利率）

1. キャッシングサービス手数料の利率は、会員区分に応じて以下の割合とします。

⑴	一般会員	年12.0％
⑵	ゴールド会員	年8.5％
⑶	ビジネスゴールド会員	年8.5％

2. カードローンの利率は、会員区分に応じて以下の割合とします。

⑴	一般会員	年12.0%
⑵	ゴールド会員	年8.5%
⑶	ビジネスゴールド会員	年8.5%

第95条（利率の変更）

1. 第126条（本規約等の変更）の規定による場合のほか、経済情勢または金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、当行は、本人会員に通知することにより、第94条に定める利率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
2. 前項により変更した後の利率は、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降、融資金残高全額に対して適用されるものとします。この場合の残高には、キャッシングサービスまたはカードローンの利用日が当該効力発生日より前のものも含まれます。

第96条（キャッシングサービス手数料の計算方法）

1. キャッシングサービス手数料は、キャッシングサービスの利用日の翌日から返済日まで発生します。
2. 前項に定めるキャッシングサービス手数料は、キャッシングサービスの利用による個別の融資実行ごとに以下の計算式によって定まる額とします。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

●キャッシングサービスによる融資金×利率×利用日の翌日から返済すべき日までの日数÷365

第97条（カードローンの利息計算方法）

1. カードローンの利息は、カードローンの利用日の翌日からその最終返済日まで発生します。
2. 前項に定める利息の計算は、締切日翌日から翌月締切日までの期間単位で区切って行うものとし、当該期間中、日々以下の計算式によって定まる額の合計額とします。ただし、当該合計額に1円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます。

●所定カードローン残高×利率÷365

3. 前項の所定カードローン残高とは、カードローン融資金残高のうち返済を遅滞していないものであって、その日の最終の残高をいいます。カードローン融資金は、利用日の翌日から所定カードローン残高に組み入れられるものとします。

第98条（ATM利用手数料）

会員がATM等を利用する方法により、日本国内でキャッシングサービスを利用した場合またはカードローンを利用した場合には、本人会員は、当行に対し、別表3に定めるATM利用手数料を負担するものとします。

第4節　返済日と返済額等

第99条（キャッシングサービスの返済額）

会員が、キャッシングサービスを利用したときには、本人会員は、当該キャッシングサービス利用日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該キャッシングサービスの融資金全額とこれに対する第96条（キャッシングサービス手数料の計算方法）に従い定まるキャッシングサービス手数料の合計額全額を支払うものとします。

第100条（毎月元金定額返済であるカードローンの返済額）

1. 本人会員が、カードローンを利用しまたは第93条の規定に従いキャッシングサービスをカードローンに変更した場合において、カードローンの返済方式が毎月元金定額返済であるときには、本人会員は、約定支払日に、以下の各号により定まる元金の返済額に所定利息を加算して支払うものとします。

⑴当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高が、約定支払日に返済する元金額としてあらかじめ定められた金額（以下本条および第101条において「カードローン返済元金」といいます。）以上である場合には、カードローン返済元金

⑵当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高が、カードローン返済元金未満である場合には、当該カードローン融資金残高

2. 前項の「所定利息」とは、約定支払日の2か月前の締切日の翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの期間に係る、第97条の規定に従い定まる利息をいいます。

第101条（ボーナス月加算毎月元金定額返済であるカードローンの返済額）

本人会員が、カードローンを利用しまたは第93条の規定に従いキャッシングサービスをカードローンに変更した場合において、その返済方式がボーナス月加算毎月元金定額返済であるときには、本人会員は、約定支払日に、以下の各号に定める金額を支払うものとします。

⑴平月には、第100条の規定により算定された金額

⑵ボーナス月には、前号の金額にボーナス月加算額を加算した金額

⑶第1号または第2号の規定にかかわらず、約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高が、カードローン返済元金未満である場合には、当該カードローン融資金残高に第100条第2項に定める所定利息を加算した金額

第102条（カードローンの臨時加算返済）

1. 本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、カードローンの返済額の算定方法により算定された次回約定支払日に支払うべき金額を、1千円単位で増額することができるものとします。
2. 本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、カードローンの元利金の返済として次回約定支払日に支払うべき金額を、カードローン融資金残高全額およびこれに対する次回約定支払日前日までの利息の合計額に変更することができるものとします。ただし、残高は、当該申込時点までに当行において売上処理が完了している範囲に限ります。
3. 前項の申込を承諾する場合には、当行は、本人会員に対し、第106条または第107条に従いWEB明細またはご利用明細書により、口座振替を行う日および当該日において支払うべき金額を通知するものとします。

第103条（ATM利用手数料の支払）

本人会員は、会員が、ATM利用手数料が発生することとなるATM等の利用を行った後直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ATM利用手数料を支払うものとします。

第4章　支払

第1節　締切日および約定支払日

第104条（締切日および約定支払日）

1. 締切日は毎月15日とし、約定支払日は毎月10日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、10日が当行休業日である場合には、当該月の約定支払日は翌営業日とします。

第105条（事務処理の都合による締切日および約定支払日の変更）

1. 事務処理の都合により、締切日が利用日以降到来する直近の15日より後の月の15日となる場合があります。
2. 前項の場合、第66条（1回払い）の約定支払日または第68条（2回払い）から第70条（ボーナス併用分割払い）までに定める第1回目の約定支払日は、前項により後倒しされた締切日の後最初に到来する月の10日とします。
3. 第1項の場合、第67条（ボーナス一括払い）の約定支払日は、同条に定める約定支払日より後の約定支払日となる場合があります。
4. 第1項の場合、第65条（リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法）第2項および第3項に定める締切日は、第1項により後倒しされた締切日を意味するものとします。
5. 第1項の場合、第99条（キャッシングサービスの返済額）および第103条（ATM利用手数料の支払）の約定支払日は、第1項により後倒しされた締切日の後最初に到来する月の10日とします。
6. 第104条第2項の規定は、第2項および前項の場合に準用します。

第2節　約定支払日における支払

第106条（ご利用明細の提供等）

1. 当行は、WEB明細登録を行った本人会員に対し、約定支払日に先立ち、WEB明細により、第2編第2章第4節（支払日と支払額等）および同編第3章第4節（返済日と返済額等）の規定により定まる額その他直近の約定支払日において支払うべき金額（以下「約定支払額」といいます。）、ショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンの利用明細その他関連事項を、電磁的記録の提供の方法によって提供します。この場合、当行は、第107条に定める場合を除き、ご利用明細書の送付を行わないものとします。
2. 前項のWEB明細は、概ね約定支払日の前月25日までにWEBサービスで用いる会員専用サイトに掲出する方法で提供するものとします。
3. 第1項のWEB明細のファイルへの記録の方式その他の利用環境は、当行が別に定めるところによるものとします。
4. 当行は、本人会員に対してWEB明細を提供し、本人会員が閲覧できる状態に置くことにより、その時点で約定支払額の通知を行ったものとみなします。
5. 当行がWEB明細を提供した場合には、本人会員は、遅滞なくその内容を確認し、その内容に疑義があるときには、すみやかに当行に対してその旨を申し出るものとします。

第107条（ご利用明細書の発行と発行手数料）

1. 当行は、当行所定の日時点において、以下の各号のご利用明細書発行事由欄に定められた事由があるときには、その後、当行所定の日時点に当該各号のご利用明細書発行停止事由欄に定めら

れた事由が存在するに至るまで、WEB明細の提供に代えまたはこれとともにご利用明細書を、約定支払日に先立ち、本人会員に宛てて本人会員の届出住所に送付するものとします。ただし、年会費のみの請求である場合には、当行は、ご利用明細書の発行および送付を行わないことができるものとします。

	ご利用明細書発行事由	ご利用明細書発行停止事由
(1)	第28条に定めるWEBサービスおよびWEB明細の登録が完了していないこと。	左欄の事由が解消したこと。
(2)	当行所定の方法により、本人会員から、ご利用明細書の発行を希望する旨の申出がなされたこと。	当行所定の方法により、本人会員から、ご利用明細書の発行を要しない旨の申出がなされたこと。
(3)	前各号の場合を除き、当行の業務上、ご利用明細書の発行が必要であること。	左欄の事由が解消したこと。

2. 本人会員は、当行が、前項第1号または第2号に定めるところにより本人会員に宛ててご利用明細書を送付したときには、当行に対し、ご利用明細書の発行および送付に係る手数料(以下「発行手数料」といいます。)として当行が別に定める額を支払うものとします。ただし、当行が別に定める場合にはこの限りでありません。
3. 発行手数料は、当該発行手数料に係るご利用明細書で請求するショッピング利用代金の約定支払日に、当該代金と合算して支払うものとします。
4. 第106条第5項の規定は、本人会員に宛ててご利用明細書が送達された場合に準用します。

第108条(口座振替による支払)

1. 本人会員は、約定支払額につき、約定支払日に、支払口座から、口座振替の方法により支払うものとします。本人会員は、約定支払額の一部のみを口座振替の方法により支払うことができないことにつき異議ないものとします。
2. 本人会員となろうとする者は、本契約の申込にあたり、前項に定める口座振替のために必要となる口座振替依頼書を作成のうえ当行に対して提出しまたはこれに代わる当行所定の手続がある場合には当該手続をとるものとします。本人会員が支払口座を変更しようとする場合にも同様とします。
3. 本人会員(本人会員となろうとする者を含みます。)は、当行に開設された預金口座であって本人会員名義であるもの以外の預金口座を支払口座として指定してはならないものとします。

第109条(再振替)

支払口座の残高不足その他の事由により、約定支払日に約定支払額の支払ができない場合、当行は、約定支払日後においても約定支

払額全額または一部につき口座振替ができるものとします。

第110条（口座振替によらない支払）

1. 第108条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかの事由がある場合には、口座振替による支払を行うことはできません。
   ⑴本人会員が本契約に定めるところにより当行に対して負担する金銭債務につき期限の利益を喪失した場合であって、当行が口座振替を停止したとき。
   ⑵前各号に掲げるもののほか、当行が必要と認め本人会員に通知したとき。
2. 前項第1号の場合には、当行が別途指定する預金口座への振込の方法により支払うものとします。
3. 第1項第2号の場合には、本人会員は、当行が別に通知するところに従い支払うものとします。

第3節　履行期に遅れた支払

第111条（遅延損害金）

1. 本人会員が、本契約に定めるところにより当行に対して負担する金銭債務について、その約定支払日における支払を遅滞した場合（ただし、期限の利益を喪失したときを除きます。）には、本人会員は、当行に対し、約定支払日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の1日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとします。

	金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金
⑴	ショッピング利用代金（付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。）およびショッピング利用手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	支払を遅滞した、ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365
⑵	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365
⑶	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×年14.0％÷365
⑷	キャッシングサービスおよびカードローン融資金		支払を遅滞した融資金×年14.4％÷365

(5)	第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務(ただし、第3号の場合におけるショッピング利用手数料、第4号の場合におけるキャッシングサービス手数料および利息ならびに遅延損害金を除きます。)であって当行が別に定めるもの		支払を遅滞した金額 × 年 14.0 % ÷ 365

2. 本人会員が、本契約に定めるところにより当行に対して負担する金銭債務について、期限の利益を喪失した場合には、本人会員は、当行に対し、期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の1日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとします。

	金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金
(1)	ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365
(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365
(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金 × 年 14.0%÷365
(4)	キャッシングサービスおよびカードローン融資金		期限の利益を喪失した融資金 × 年 14.4%÷365

(5)	第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務(ただし、第3号の場合におけるショッピング利用手数料、第4号の場合におけるキャッシングサービス手数料および利息ならびに遅延損害金を除きます。)であって当行が別に定めるもの		期限の利益を喪失した金額×年14.0%÷365

3. 第1項および第2項に定める「所定遅延損害金率」とは、最初に遅滞した時点における法定利率(%)×365÷366(小数点3位以下切捨て)を指すものとし、支払を遅滞している期間中に法定利率が変動した場合であっても変更されないものとします。

第4節　約定支払日前の支払

第112条(約定支払日前の弁済およびその手続)

1. 本人会員は、あらかじめ当行所定の方法により当行に通知し、当行の承認を得ることにより、本規約に定めるところに従い、基本サービスを会員が利用したことに基づき本人会員が当行に対して負担する金銭債務につき、期限の利益を放棄して、約定支払日に先立ち弁済することができるものとします。この場合の弁済方法は、支払口座からの口座振替による方法とします。
2. 本人会員は、当行に対し、前項の通知時に、本規約に定めるところに従い、約定支払日前の弁済を予定する金銭債務の種類および範囲ならびに弁済日を指定するものとし、当行は、本人会員に対し、当該指定に従い、弁済日、当該弁済日において支払うべき金額および預金口座を通知します。
3. 本人会員は、約定支払日より前に弁済をする場合には、前項により当行が通知したところに従い、当行が通知した預金口座に通知した弁済日に入金となるよう振込手続をとるものとします。

第113条(約定支払日前の弁済ができる範囲)

1. 第112条第2項により本人会員が指定することができる金銭債務の範囲は、以下の表に記載された債務であって、当行に売上票が到達し売上処理が完了しているものとします。

	金銭債務の種類等	指定可能範囲
(1)	ショッピング利用に基づき負担する金銭債務のうち、支払方式が分割払いであるもの	ショッピングの売上票を単位とする1個の利用に係るショッピング利用代金全額およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額全額
(2)	ショッピング利用に基づき負担する金銭債務のうち、支払方式がリボルビング払いであるもの	ショッピングリボ残高およびリボルビング払いに係るショッピング利用手数料の合計額の範囲で1円以上の任意の額
(3)	キャッシングサービス利用に基づき負担する金銭債務	キャッシングサービスに係る融資金残高およびキャッシングサービス手数料の合計額全額
(4)	カードローン利用に基づき負担する金銭債務	カードローン融資金残高およびカードローンに係る利息の合計額の範囲で1円以上の任意の額

2. 前項第1号および第2号に定めるショッピング利用手数料、同項第3号に定めるキャッシングサービス手数料ならびに同項第4号に定めるカードローンの利息は、それぞれ、第112条第2項に従い当行が通知した弁済日の前日までのものとします。
3. 第1項第1号のショッピング利用手数料であって第112条第2項に従い当行が通知した弁済日の前日までのものは、78分法またはこれに準ずる当行所定の計算方法により算出するものとします。
4. 第1項第2号に定めるショッピング利用手数料は第65条の規定を、第1項第3号に定めるキャッシングサービス手数料は第96条の規定を、第1項第4号に定めるカードローンの利息は第97条の規定を、それぞれ準用して計算するものとします。

第114条（第112条によらずになされた支払）

1. 本人会員が、第112条第1項に定めるところに従い当行に通知をせずもしくは当行の承認を得ることなくまたは同条第3項に反して支払をなした場合には、当行は、本人会員に通知することなく、以下の各号に定める処理をすることができるものとします。
   (1)当行所定の日において、本人会員が当行に対し、本人会員と当行との契約（本契約以外の契約も含みます。）に基づき金銭債務を負担している場合には、当該所定日に当該金銭債務への弁済がなされたものとみなして取り扱うこと。
   (2)前号以外の場合には、支払口座への振込その他の相当な方法で返金すること。
2. 前項に規定する場合、本人会員の支払日から前項第1号の当行所定日までまたは前項第2号の返金日までの間、当行は支払われた金銭につき、利息を付さないものとします。

3. 本人会員は、第1項第2号に定める返金に要する費用を負担するものとし、当行は、本人会員に対して通知することなく、返金に要する費用を控除した残額を返金することができるものとします。

第115条（ATMを利用する約定支払日前の弁済の特則）

1. 第112条から第114条までの規定にかかわらず、本人会員は、当行が指定する日本国内のATMを利用して、当行において売上処理が完了しているショッピングリボ残高またはカードローン融資金残高の一部につき、期限の利益を放棄して約定支払日前の弁済をすることができるものとします。
2. 前項の場合、弁済できる金額は、1千円以上1千円単位（ただし、利用するATMによっては、1万円以上1万円単位）に限られるものとします。
3. 第1項のATMの利用は、当行またはATM設置事業者が定める時間内に限り、かつその定める範囲で利用することができるものとします。また、当行またはATM設置事業者においてシステムメンテナンスのため必要がある場合、停電または通信障害などが生じた場合その他やむを得ない理由がある場合には、ATMを利用した弁済はできないことがあります。

第5節　支払等に関する雑則

第116条（返金等の処理）

第114条の規定は、ショッピング利用の取消しその他の事由により、履行期にある債務の額を超えて当行に対して支払がなされ（ただし、第112条または第115条に定めるところにより約定支払日前の弁済がなされた場合を除きます。）、当行が本人会員に対し本契約に関して返金等の処理をする必要が生じた場合に準用します。ただし、当行が別に定める場合を除きます。

第117条（期限の利益の喪失）

1. 以下の各号の期限の利益喪失事由欄に記載のいずれかに該当したときには、これにより、対応する期限の利益喪失債務欄に記載された債務につき、当然に期限の利益を喪失し、当該債務全額をただちに支払うものとします。

	期限の利益喪失事由	期限の利益喪失債務
⑴	ショッピングの利用のうち、以下のいずれかに該当するものによる債務につき、本人会員がその支払を一部でも遅滞したこと。 ①当該ショッピングの支払方式が1回払いであるもの ②当該ショッピングの支払方式が1回払い以外であって、ショッピングの利用により立替払いを委託した金員が、不動産の購入に係わるもの、割賦販売法に定める指定権利以外の権利の購入代金であるものまたは第43条第1項第2号に該当するもの ③当該ショッピングの支払方式が1回払い以外であって、日本国外にある者に対して行われるもの ④上記①から③までのいずれにも該当しないショッピングの利用であって、会員が営業のためにまたは営業として締結した売買契約または役務提供契約（ただし、割賦販売法に定める業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に該当する契約を除きます。）に基づく代金または役務提供の対価について立替払いを委託するもの	以下に該当する債務すべて （ア）ショッピングの利用による債務のうち、⑴の左欄①から④までに係る債務 （イ）キャッシングサービスの利用による債務 （ウ）カードローンの利用による債務
⑵	キャッシングサービスまたはカードローンの利用による債務につき、本人会員が支払を一部でも遅滞したこと。	
⑶	ショッピングの利用による債務（ただし、⑴①から④までのいずれかに該当するものを除きます。）につき、本人会員がその支払を一部でも遅滞し、当行が割賦販売法に定めるところに従い支払を催告したにもかかわらず、当該催告に従った支払がなされなかったこと。	以下に該当する債務すべて （ア）ショッピングの利用による債務 （イ）キャッシングサービスの利用による債務

(4)	本人会員につき、以下のいずれかの事由が生じたこと。 ①自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手が不渡となったこと。 ②上記①に掲げる場合のほか、支払を停止したこと。 ③その財産に対し、差押もしくは仮差押または仮処分（信用に関しないものを除きます。）の申立てがあったこと。 ④その財産に対し、滞納処分による差押がなされまたは保全差押が行われたこと。 ⑤破産手続開始または民事再生手続開始の申立てがあったこと。 ⑥債務整理のための、和解、調停または裁判外紛争解決手続の申立てがあったこと。 ⑦本人会員の債務整理につき、弁護士、弁護士法人、司法書士、司法書士法人その他の者への依頼がなされた旨の通知を受けたこと。	（ウ）カードローンの利用による債務 （エ）その他本契約に基づきまたは付帯サービスを会員が利用したことに基づき本人会員が当行に対して負担する金銭債務
(5)	以下のいずれかに該当したこと。 ① 会員がカードの譲渡、担保権設定など当行のカード所有権を侵害する処分行為を行ったこと。② 会員がカードの貸与、寄託などカードの占有を移転する行為を行ったこと。③ 本人会員が当行に対する届出をすることなくその住所または居所を変更し、当行にとってその所在が不明となったこと。	

2. 以下の各号のいずれかに該当したときには、本人会員は、当行の請求により、前項第3号、第4号ならびに第5号のア、イ、ウおよびエの債務につき期限の利益を喪失し、当該債務全額をただちに支払うものとします。

(1)本人会員の入会申込時の申告または第23条に基づく届出の内容が虚偽であったとき。

(2)以下のいずれかの事由が生じたことその他の本人会員の信用状態が著しく悪化したと判断するに足りる理由があるとき。

①本人会員が第三者に対して負担している債務につき当行が保証している場合において、当行が債権者から保証債務の

履行を請求されたこと。

②本人会員が経営する法人につき法的倒産手続開始の申立てがなされまたは当該法人の事業のすべてが廃止されたこと。

③本人会員が当行に対して負担する金銭債務（ただし、会員が基本サービスを利用したことに基づくものを除きます。）の履行を怠ったこと。

⑶前項第5号または第1号に掲げる場合を除き、会員が本契約に定める義務に違反し、その違反が重大であるとき。

第118条（充当）

本契約に定めるところにより本人会員が当行に対して負担する金銭債務の弁済として金員が支払われた場合（第114条第1項第1号の場合その他本契約に基づき弁済とみなされる場合を含みます。）であって、支払われた金員が、本人会員が当行に対して負担するすべての債務を消滅させるに足りないとき（第112条または第115条の規定に従い弁済がなされた場合を除きます。）には、当行は、本人会員への通知なくして、当該支払を当行所定の時期における弁済とみなし、当行所定の順序および方法により、当行に対するいずれかの債務（本契約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当することができるものとします。ただし、割賦販売法第30条の5第1項により同法第30条の4の規定が準用される場合にあっては、同法第30条の5第1項に従い充当されたものとみなすものとします。

第119条（支払等に要する費用等の負担）

1. 本人会員は、振込手数料その他当行に対する債務の弁済に要する費用を負担するものとします。
2. 本契約に関し本人会員が当行に対して負担した債務に関する契約締結費用または当該債務の弁済費用であって、印紙税その他の公租公課または公正証書作成費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきものについては、すべて本人会員の負担とします。
3. 第1項および第2項までの規定は、各項に定められた費用が利息制限法に定めるみなし利息に該当する場合には適用されないものとします。

第120条（当行からの相殺）

1. 本人会員が本契約に基づくショッピング利用代金（付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ）、キャッシングサービス融資金、カードローン融資金の債務を履行すべき場合には、当行はショッピング利用代金、キャッシングサービス融資金、カードローン融資金、ショッピング利用手数料、キャッシング利用手数料、カードローン利息および遅延損害金等本契約に基づく取引から生じる一切の債権と預金その他当行の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項により相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の

計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第121条（会員からの相殺）

1. 本人会員は支払期にある預金その他当行に対する債権とこの取引から生じる一切の債務とを、その債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項により相殺する場合、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。
3. 第1項により相殺した場合における債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を当行の計算実行の日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。

第122条（相殺における充当の指定）

1. 当行から相殺する場合に、本人会員が本契約に定めるところにより当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができ、本人会員はその指定に対して異議を述べることはできません。
2. 本人会員から相殺をする場合に、本人会員が本契約に定めるところにより当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、本人会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、本人会員がどの相殺にあてるかを指定しなかったときは当行が指定することができ、本人会員はその指定に対して異議を述べることはできません。
3. 本人会員の当行に対する債務のうち1つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて前項の会員の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ担保、保証の有無の状況等を考慮して、どの債務の相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項なお書き、または前項によって、当行が指定する本人会員の債務について期限の未到来の債務があるときは、期限が到来したものとします。

第3編　退会、会員資格の取消その他の条項

第123条（反社会的勢力等の排除）

1. 本人会員は、当行に対して本契約を申し込むとき、当行との間で本契約を締結するとき、基本サービスまたは付帯サービスを利用するときおよび第30条（家族会員）第1項に従い家族会員を指定したときのそれぞれにおいて、会員が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

⑴暴力団、暴力団員または暴力団員でなくなったときから5年

を経過しない者
⑵暴力団準構成員または暴力団関係企業もしくは団体
⑶総会屋等または社会運動標ぼうゴロ
⑷特殊知能暴力集団等
⑸前各号に準ずる者
⑹国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定める財産凍結等対象者
⑺前号に掲げる場合を除きテロリスト等（その疑いのある者を含みます。以下同じ。）
⑻自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、第三者に損害を加える目的その他の目的で不当に第1号から第5号までに掲げる者（以下「暴力団員等」といいます。）、第6号に掲げる者またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有する者
⑼暴力団員等、第6号に掲げる者またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者

2. 本人会員は、当行に対して本契約を申し込むとき、当行との間で本契約を締結するとき、基本サービスまたは付帯サービスを利用するときおよび第30条（家族会員）第1項に従い家族会員を指定したときのそれぞれにおいて、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことおよび家族会員にこれを遵守させることを確約します。
⑴暴力的な要求行為
⑵法的な責任を超えた不当な要求行為
⑶当行との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
⑷風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
⑸その他前各号に準ずる行為

第124条（会員区分の変更等）

1. 本人会員が当行所定の手続により当行に対して申し込み、当行が承認した場合、会員区分を変更することができます。
2. 会員区分が変更になった場合、以下の各号の全部または一部が変更されることがあります。また、家族会員につき、会員区分変更後、あらためて家族会員として指定し当行の承認を求める手続が必要となる場合があります。
⑴年会費
⑵第2編第1章に定める利用可能枠等
⑶ショッピング利用手数料率
⑷キャッシングサービス手数料の利率
⑸カードローンの利率

第125条（会員区分の変更の場合における処理）

第124条第1項に規定する場合、当行は、会員に対し、変更後の会員

区分に応じて新たなカードを貸与します。第10条（更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置）の規定は、この場合に準用します。

第126条（本規約等の変更）

1. 当行は、以下の各号のいずれかの事由に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当行ウェブサイトに公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。
   ⑴社会情勢または経済状況の変動
   ⑵法令、自主規制機関の規則または国際ブランド会社のルールの変更
   ⑶当行の業務またはシステムの変更
2. 前項の規定にかかわらず、当行は、第9条第3項に定めるカード再発行手数料、第22条に定める年会費、第98条に定めるATM利用手数料、第107条第2項の発行手数料その他本規約に定める手数料等の金額につき、これを変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当行ウェブサイトに公表する方法その他の本人会員が知りうる状態に置く方法をとることにより、将来に向かって変更することができるものとします。

第127条（退会）

1. 本人会員は、当行所定の方法で当行に通知することにより、いつでも本契約を終了させることができるものとします。
2. 本人会員が死亡したときには、その時点で当然に本契約は終了するものとします。
3. 本人会員に家族会員がある場合であって、本人会員が当行に対して第1項の通知をなしたときまたは本人会員が死亡したときには、当然に当該家族会員もその会員資格を喪失するものとします。

第128条（会員資格の取消）

1. 本人会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、何らの催告なくして、本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
   ⑴第117条（期限の利益の喪失）第1項第1号から第3号までに掲げる事由により、当行に対して負担する債務の期限の利益を喪失したこと。
   ⑵第117条第1項第3号に定める債務につき、継続または反復してその支払を遅滞したこと。
   ⑶第117条第1項第4号の期限の利益喪失事由欄に掲げるいずれかの事由に該当したこと。
   ⑷第13条（カード等の管理）第1項に違反してカード等を他人に利用させ、同条第2項第1号に違反してカードを処分し、同条第3項に違反してカードの占有を移転し、同条第4項に違反してカード情報を他人に提供しまたは同条第5項に違反したこ

と。
⑸第13条第1項第1文後段または同条第4項に違反して他人がカード等を利用できる状態を作出したこと（ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。）。
⑹第14条（暗証番号の管理）第1項かっこ書きの場合を除き、暗証番号につき他人に伝えまたは他人が知ることができる状態においたこと（ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。）。
⑺第15条（カードの占有喪失時の会員の義務）第2項に反して説明もしくは資料提出を拒み、虚偽の説明もしくは資料を提出しまたは故意もしくは重大な過失により重要事項が欠落した説明もしくは資料を提出したこと。
⑻第20条（クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任）第2項に定めるID等につき他人に伝えまたは他人が知ることができる状態においたこと（ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。）。
⑼本契約の申込時に当行に申告すべき事項または第23条（届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等）に定める届出事項につき、故意に著しく事実に反する申告または届出をしたこと。
⑽第25条（年収および職業等の申告）の規定に基づき申告すべき事項につき、故意に著しく事実に反する申告をし、または同条第3項に基づき提出すべき収入を証する書面について、偽造もしくは変造した書面を提出したこと。
⑾第26条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）第3項に違反して同項の届出をせずまたは虚偽の届出をしたこと。
⑿第27条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）第1項または第2項に違反したこと。
⒀第51条（ショッピング利用に係る禁止行為等）第1項各号のいずれかに該当するショッピングの利用を行ったこと。
⒁第51条第1項第9号に該当する場合を除き、付帯サービスの利用が付帯サービスに係る規程に違反しもしくは濫用的であり、当行がかかる利用を行わないよう催告をしたにもかかわらずこれに応じず、またはかかる利用が相当期間継続してもしくは多数回反復して行われたこと。
⒂第85条（キャッシングサービスおよびカードローン利用に係る禁止行為）第1項各号のいずれかに該当するキャッシングサービスまたはカードローンの利用を行ったこと。
⒃第123条（反社会的勢力等の排除）第1項の表明が事実に反しまたは同項もしくは同条第2項の確約に違反したこと。
⒄第123条第1項の表明もしくは同項もしくは同条第2項の確約を拒みもしくは撤回しまたはこれらを行っていない旨を主張すること。

⑱第31条（家族会員がある場合の本人会員の責任）第2項の義務に違反し、家族会員が、第4号から第8号までもしくは第13号から第15号までのいずれかに該当しまたは第27条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）第2項に違反したこと。

⑲前各号に掲げる場合のほか、本規約（本規約に付随しまたは関連する特約を含みます。以下本条および第129条において同じ。）に定める会員の義務に違反し、その違反が重大であること。

⑳第9号に定める場合を除き、本人会員の住所および居所または職業もしくは勤務先が不明となったこと。

㉑当行と本人会員との間の本契約以外のカード会員契約につき、当該契約に定める会員資格取消事由に該当したことにより当行が当該契約を解除したこと。

㉒当行と提携する事業者と本人会員との間のカード会員契約に基づく債務につき、当行が本人会員から委託を受けて保証をしている場合において、当該カード会員契約につき、当該契約に定める会員資格取消事由に該当したことにより解除されたこと。

㉓前各号に掲げる場合のほか、本人会員の信用状態が著しく悪化したこと。

2. 会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、何らの催告なくして本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

⑴第123条第1項に定める暴力団員等またはテロリスト等であることが判明したこと。

⑵会員が、自らまたは第三者をして、当行の業務に関連し、当行もしくは当行の委託先またはその役員、従業員もしくは代理人（以下本条において「当行等」といいます。）に対して暴力行為をなし、またはこれらの者を威迫したこと。

⑶会員が、自らまたは第三者をして、風説を流布しもしくは偽計もしくは威力を用いて、当行の信用を毀損しまたは当行の業務を妨害したこと。

⑷会員が、自らまたは第三者をして、当行の業務に関連し、以下のいずれかに該当する言動その他の当行等の業務または私生活の平穏を害する言動を行い、信頼関係を維持することができない状態に至ったこと。

①著しく長時間または多数回にわたり苦情申出その他の連絡を行うこと。

②正当な理由なく通常の業務時間外に電話により苦情申出その他の連絡を行うこと。

③当行が会員に対して苦情申出窓口その他お客さま対応のための窓口を指定したにもかかわらず、当該窓口部署以外の部署に苦情申出その他の連絡を行うこと。

④義務ないことを行うことを執拗に求めること。

⑤差別、人格否定または性的な言動など社会通念上著しく不

当な言動を行い、当行等がかかる行為を行わないよう催告をしたにもかかわらずこれに応じず、またはかかる行為を継続してもしくは多数回反復して行ったこと。

⑸第2号から前号までに掲げる場合を除き、会員が当行の事務処理またはシステムの運用を阻害するおそれのある、カード等の利用その他の言動をなし、当行がこれを行わないよう求めても応じなかったこと。

⑹当行との取引に関し、信義誠実の原則に反する行為もしくは言動をなしまたは信義誠実の原則に反してなすべき行為をなさなかったことにより、当行が当該会員との取引を継続することが困難となったこと。

⑺カードの貸与を受けた者としてであるか加盟店としてであるかを問わず、自らまたは第三者をして、クレジットカードの仕組みを、違法もしくは著しく不当な目的でまたはそのような行為の手段として利用したこと。

3. 本人会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行は、該当する各号に定める義務の履行を催告のうえ、相当期間内にその義務の履行がない場合には、本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

⑴第1項第7号の場合を除き、カードの占有喪失の状況もしくは被害状況につきその重要事項を届け出ずまたは第15条（カードの占有喪失時の会員の義務）第2項もしくは第3項の義務に違反したこと。

⑵第1項第9号および第20号の場合を除き、第23条（届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等）第1項の規定に違反して、届出事項の届出をしなかったこと。

⑶第1項第10号の場合を除き、第25条（年収および職業等の申告）の規定に違反して申告すべき事項を申告せずまたは提出すべき書面を提出しなかったこと。

⑷第26条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）第1項の義務に違反しまたは同条第4項の説明もしくは資料の提出の求めに応じなかったこと。

⑸第27条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）第3項に基づく当行の請求に対し、説明もしくは資料の提出に応じずまたは虚偽もしくは重要な事項が欠落した説明もしくは資料提出を行ったこと。

⑹第61条（指定された支払方式等の変更）第4項の通知を受けたにもかかわらず、当該通知内容に従わなかったこと。

⑺第108条（口座振替による支払）第2項に定める義務に違反したこと。

⑻第1項各号および前各号に掲げる場合を除き、本規約に定める会員の義務に違反したこと（ただし、当該義務の違反が軽微である場合を除きます。）。

第129条（カード等の利用の停止）

1. 以下の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、第1号から第11号まで、第15号または第16号の事由にあっては当該事由が解消されるまでの間、第12号にあっては当該疑いが解消されまたは当該言動が行われないことを確認できるまでの間、第13号にあっては当該言動が行われないことを確認できるまでの間、第14号にあっては当該利用が行われないことを確認できるまでの間、当行は、何らの通知または催告を要せず本人会員およびその家族会員につき基本サービスもしくは付帯サービス等の全部または一部の利用を停止することができるものとします。

⑴本人会員が当行に対する金銭債務の履行を遅滞したとき。

⑵本人会員の信用状態が著しく悪化しまたは悪化するおそれのあるとき。

⑶会員が第15条（カードの占有喪失時の会員の義務）第2項または第3項の義務の履行を怠ったとき。

⑷本人会員が第26条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）第1項の義務の履行を怠ったとき。

⑸本人会員が第27条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）第1項に違反した疑いがあるとき。

⑹会員が第27条第2項に違反した疑いがありまたは同条第3項に違反したとき。

⑺本人会員が第31条（家族会員がある場合の本人会員の責任）第2項第1文の義務に違反した疑いがあるとき。

⑻第123条（反社会的勢力等の排除）第1項の表明が誤りであるおそれがありまたは本人会員が同条第1項もしくは第2項の確約に反した疑いがあるとき。

⑼会員が第128条第1項第4号から第8号まで、同項第13号、同項第15号または同条第2項第6号もしくは同項第7号のいずれかに該当する疑いがあるとき。

⑽本人会員が、第128条第1項第9号から第11号までまたは同項第19号のいずれかに該当する疑いがあるとき。

⑾第1号、第3号、第4号または第6号後段に掲げる場合を除き、本規約に定める会員の義務が履行されないとき。

⑿第128条第2項第2号、同項第3号または同項第5号に定める言動がなされた疑いがあるとき。

⒀第128条第2項第4号①から⑤までのいずれかの言動または同号柱書に定める言動がなされたとき。

⒁付帯サービスの利用が付帯サービスに係る規程に反しまたは濫用的であるとき。

⒂会員の意思に基づかないカード等の利用がなされるおそれが生じたとき。

⒃会員が、意思能力を喪失するなどその意思によりカード等を利用することが困難となったおそれがあるとき。

2. 当行は、支払口座からの口座振替を行うために必要な手続が完了するまで、カード等の利用を停止することができるものとします。

第130条（本契約の解約）

当行は、以下の各号のいずれかの事由があるときには、本人会員に対し相当な予告期間を定めて通知することにより、本契約を将来に向かって解約し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

⑴当行が、社会情勢もしくは経済状況の変動または法令の改廃に対応するため、当行の業務またはシステムを変更するためその他の合理的な理由に基づき、本人会員に対して発行するカードについて、その商品性を変更する必要がある場合

⑵当行が第三者（国際ブランド会社および一般の事業会社を含みます。）と提携して発行するカードにつき、当該提携関係を終了すること、当該提携の条件または内容を変更することその他の合理的な理由に基づき、本人会員に対して発行するカードにつき継続して発行することが困難となった場合

⑶本人会員およびその家族会員全員が、長期間、貸与されたカードのショッピングおよびキャッシングサービスを利用しないなど、利用状況に照らして合理的な理由がある場合

第131条（更新カード不発行等と本契約の終了）

1. カードの有効期限が満了しつつ、当行が第8条（カードの有効期限および更新カードの発行）第2項に従い更新カードを会員に対して貸与しなかった場合には、有効期限満了から相当期間内に本人会員から更新カードの発行の申出があり当行がこれを認めた場合を除き、当該有効期限満了の時点で、本契約は終了したものとします。
2. 当行が第7条（カードの貸与）、第8条（カードの有効期限および更新カードの発行）第2項または第9条（カードの再発行）の規定により会員に対してカードを送付したにもかかわらず、相当期間内にこれを受領しない場合には、当行は、当該相当期間満了の時点で本契約が終了したものとみなすことができるものとします。

第132条（本契約終了の効果）

1. 第127条（退会）、第128条（会員資格の取消）、第130条（本契約の解約）または第131条（更新カード不発行等と本契約の終了）の規定により本契約が終了した場合には、会員は、以後、基本サービスおよび付帯サービスを利用してはならないものとします。
2. 前項に規定する場合、当行は、当行自らまたは加盟店を通じて、会員に貸与したカードの返却を求めることができるものとし、会員はこれに応ずるものとします。この場合、会員は、カードの返却に関する当行の指示に従うものとします。
3. 前項の規定にかかわらず第1項に規定する場合には、当行は、カードの返却に代えてカードの破棄を求めることができるものとします。この場合、本人会員は、本人会員およびその家族会員

に貸与されたカードすべてにつき、磁気ストライプおよびICチップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。

4. 第1項の規定に反して会員が基本サービスまたは付帯サービスを利用した場合には、本人会員はただちに当該利用に係るカード等利用代金等または付帯サービスの代金もしくは手数料に相当する額を支払うものとします。第49条（継続課金取引の終了等）第2項、第16条（カードの利用と本人会員の責任）、第18条（カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任）から第21条（第三者へのカード情報の登録と管理）までの規定により支払義務を負う場合にも同様とします。
5. 第127条、第128条、第130条または第131条の規定により本契約が終了した場合であっても、以下の各号に掲げる事由に該当するときには、なお、以下の各号に定める本規約の規定が適用されるものとします。この場合、当該各号の規定につき第126条第1項の規定により変更された場合には、変更後の規定が適用されるものとします。
   ⑴第48条（継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則）に定める登録を行った場合には、第49条（継続課金取引の終了等）第2項
   ⑵第2項または第3項の義務が履行されるまでの間は、第13条（カード等の管理）から第21条（第三者へのカード情報の登録と管理）までの各規定
   ⑶本契約が終了するまでに、本契約に定めるところにより本人会員が当行に対して負担した金銭債務がある場合には、第115条（ATMを利用する約定支払日前の弁済の特則）を除く第2編第4章（支払）の規定
   ⑷前項または第1号もしくは第2号の規定により負担する金銭債務がある場合には、第111条（遅延損害金）、第118条（充当）および第119条（支払等に要する費用等の負担）
   ⑸家族会員がある場合には、第31条（家族会員がある場合の本人会員の責任）

第133条（外国為替および外国貿易に関する法令等の適用）

1. 日本国外でのカード等の利用またはこれに類するものとして当行が指定するものに該当する場合であって、外国為替及び外国貿易法その他適用ある法令により許可もしくは承認を受けまたは届出をする義務が課せられるものであるときには、会員は、当該カード等の利用ができずまたは制限される場合があります。
2. 会員は、日本国外でカード等を利用したときには、外国為替及び外国貿易法その他適用ある法令に定める義務に対応するうえで必要となる当行の指示に従うものとします。

第134条（準拠法）

本契約、基本サービスの利用により成立する契約、付帯サービスに関する契約および特約その他本契約に関連しまたは付随する契約

は、日本法を準拠法とし日本法に従って解釈されるものとします。

第135条（合意管轄）

会員は、会員と当行の間で訴訟の必要が生じた場合、訴額にかかわらず、会員の住所地または当行の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

別紙1　定義集

(1)	会員	本人会員または家族会員をいいます。
(2)	家族会員	第30条第1項に従い本人会員が指定し、同条第2項に従い当行が当該指定を承認した者をいいます。
(3)	家族カード	家族会員が利用するものとして貸与されたカードをいいます。
(4)	家族カード等	家族会員が利用するものとして貸与されたカードまたはそのカード情報をいいます。
(5)	カード	当行が会員に対して交付する有体物であって、これに記載されまたは記録されている文字、数字、記号または符号によって会員を特定するとともに、当行が、当該会員に対して以下のいずれかを利用することができる利用可能枠を付与していることを表象するために用いられることを予定するものをいいます。ただし、子カードは除きます。 ①ショッピング ②ショッピングおよびキャッシングサービス ③ショッピング、キャッシングサービスおよびカードローン
(6)	カード会員契約	カード発行事業者と個人(との間で締結される継続的契約であって、以下に関する基本的事項を定めたものをいいます。 ①カード発行事業者の相手方である個人に対するカードの貸与 ②貸与されたカードおよびカード情報の管理 ③貸与されたカード等の利用 ④カード等の利用等に基づく債務の負担およびその支払 ⑤上記①から④までに関連する事項

(7)	カード情報	以下のいずれかに該当するものであって、暗証番号および子カードのみに係るもの以外のものをいいます。 ①会員氏名、カード番号、カードの有効期限、セキュリティコード ②上記①に掲げるもののほか、会員を特定しかつ当該会員に対して利用可能枠を付与していることを表象するために用いられることを予定する文字、数字、記号、符号または図形であって、会員に対して通知されるもの
(8)	カード等	カードまたはカード情報をいいます。
(9)	カード等利用代金等	ショッピング利用代金および融資金ならびにこれらに係るショッピング利用手数料、キャッシングサービス手数料その他手数料および利息を総称していいます。
(10)	カード等利用代金等相当額	会員に貸与等されたカード等(カード情報を用いて偽造されたカードを含みます。)を他人が用いてショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンを利用した場合において、会員が利用したものと仮定した場合のカード等利用代金等と同額の金員をいいます。
(11)	カードローン融資金残高	融資金のうち、ある時点におけるカードローンに係るものの未決済金額の合計額をいいます。
(12)	加盟店	販売業者または役務提供事業者など、会員が、ショッピングを利用して立替払いを委託する場合の、立替払いを受けることができる者として当行が指定した者をいいます。
(13)	加盟店契約	以下のいずれかの者が加盟店との間で締結する、当該加盟店におけるショッピングの利用に関する事項を定めた契約をいいます。 ①当行 ②当行から当行のために加盟店契約の締結を許諾された事業者 ③国際ブランド会社から加盟店契約の締結を許諾された日本国内外のカード会社、金融機関その他事業者

(14)	基本サービス	第5条第1項から第3項までに定めるサービスをいいます。
(15)	継続課金取引	当事者間の事前の合意に基づく以下のいずれかの取引をいいます。 ①商品の引渡し、役務の提供または権利の移転が定期的に反復して行われる取引であってこれに応じて代金または対価が発生する取引 ②継続的に役務の提供がなされ、その対価の履行期があらかじめ定められた一定の期間ごと到来する取引 例えば、電気、ガスもしくは水道の供給、下水道の使用、通信サービスの利用、不動産の賃貸借などのほか、一般に、定期購入、各種サブスクリプションサービスなどが継続課金取引に該当します。
(16)	子カード	当行が会員に対して交付する有体物であって、これに記載しまたは記録されている文字、数字、記号、符号または図形によって会員を特定することができるもののうち、以下の条件をすべて満たすものをいいます。 ①当行が会員に対して当該有体物を交付するのと同時にまたはこれに先立って当該会員に対してカード等を交付等することとしているものであること。 ②当該有体物が、①のカード等によりこれに係る本人会員に対して付与された利用可能枠の範囲でショッピングを利用するために用いられることを予定するものであること。 ③②のショッピングにつき、利用されることを予定する加盟店の業種または範囲がカード等と異なるものであることを予定するものであること。
(17)	国際ブランド	国際ブランド会社の提供する決済サービスを表章するものとして国際ブランド会社が定めた標章をいう。
(18)	国際ブランド会社	MastercardもしくはVisaのいずれかまたはその全部もしくは一部を総称していいます。

(19)	支払口座	当行に開設された預金口座であって本人会員が支払のために指定し、所定の口座振替依頼書の提出その他の口座振替のためにあらかじめ必要となる手続が完了したものをいいます。
(20)	締切日	以下の基準日となる日をいいます。 ①ショッピングの約定支払日の判定または約定支払日における支払額の算定 ②キャッシングサービスの約定支払日の判定 ③カードローンの約定支払日の判定または約定支払日における返済額の算定
(21)	ショッピング	第43条第1項各号の金員につき、その支払をなすべき相手方に対する立替払いを当行に委託し、当行が本人会員に代わってこれを行うサービスをいいます。
(22)	ショッピング利用代金	ショッピングを利用することにより、当行に対して加盟店に対する立替払いを委託した金員をいいます。
(23)	ショッピングリボ残高	ある時点における、支払方式がリボルビング払いであるショッピング利用代金の未決済金額の合計額をいいます。
(24)	他人	カードもしくは子カードに記載もしくは記録されまたはカード情報もしくは子カードの情報で特定される会員に該当しない者をいい、本人会員にとっての家族会員、家族会員にとっての本人会員もしくは他の家族会員または会員の代理人もしくは財産管理人も、他人に含まれます。
(25)	入会	本人会員が、当行との間でカード会員契約を締結することをいいます。
(26)	入会等	以下を総称していいます。 ①入会 ②本人会員が、本規約に定めるところに従い、その家族を家族会員として指定し、当行がこれを認めること。
(27)	付帯サービス	当行もしくは当行が提携するサービス提供会社が本契約に関連して会員に対して提供するサービスまたは特典であって、ショッピング、キャッシングサービスまたはカードローン以外のサービスをいいます。

㉘	平月	以下の各場合における、ボーナス月以外の月をいいます。 ①ショッピング利用代金の支払方式がボーナス併用分割払いである場合 ②ショッピング利用代金の支払方式がリボルビング払いであってその支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング払いである場合 ③カードローンの返済方式がボーナス月加算毎月元金定額返済である場合
㉙	本契約	当行と任意の個人の間で成立したカード会員契約のうち本規約を契約内容とするカード会員契約（当該契約が複数ある場合はその一）をいいます。
㉚	本人会員	当行との間で、カード会員契約を締結した個人をいいます。
㉛	融資金	キャッシングサービスまたはカードローンの利用により貸付けを受けた元金をいいます。
㉜	ICカード	カードのうち、カード情報が集積回路に記録され、カードを提示して行うショッピングの利用の際、当該記録されたカード情報を読み取って行うことを予定するものをいいます。
㉝	Mastercard	Mastercard Incorporatedまたはそのグループ企業をいい、Mastercard Asia/Pacific Pte. Ltd.を含みます。
㉞	Mastercard加盟店	加盟店のうち、Mastercardと提携する者との間で、Mastercardブランドのカードに係る加盟店契約を締結した者をいいます。
㉟	Mastercardブランド	国際ブランドのうちMastercardに係るものをいいます。
㊱	Visa	Visa Incorporatedまたはそのグループ企業をいい、Visa Worldwide Pte. Ltd.を含みます。
㊲	Visa加盟店	加盟店のうち、Visaと提携する者との間で、Visaブランドのカードに係る加盟店契約を締結した者をいいます。
㊳	Visaブランド	国際ブランドのうちVisaに係るものをいいます。

⑶⑼	WEBサービス	インターネットを用いた当行に対する届出事項変更の届出、ポイント利用の申込など、当行が当行所定のサーバー上に開設する、会員ごとにアクセス制御がなされるWEBサイトを通じて会員に対して提供するサービスをいいます。
⑷⓪	WEB明細	WEBサービス内のサービスのうち、本人会員に対して、ショッピングおよびキャッシングサービスの利用明細、次回約定支払日において支払うべき金額その他の関連事項を電磁的記録の提供の方法で提供するサービスをいいます。

別表1　（第57条、第58条、第59条、第71条および第72条関係）
残高スライド方式の支払コース*

ショッピングリボ残高** / 支払コース	10万円以下	10万円超20万円以下	20万円超30万円以下	30万円超40万円以下	40万円超50万円以下	50万円超60万円以下	60万円超10万円増す毎に
一般コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	5千円ずつ加算
5千円コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	1万円ずつ加算
1万円コース	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	
2万円コース	2万円		3万円	4万円	5万円	6万円	
3万円コース	3万円			4万円	5万円	6万円	
4万円コース	4万円				5万円	6万円	
5万円コース	5万円					6万円	

* 支払コースの各金額は、支払額の算定方法が元利型残高スライド方式の場合には約定支払日に支払うべき金額を、支払額の算定方法が元金型残高スライド方式の場合には支払元金額を示します。

** 締切日における最終のショッピングリボ残高を指します。

別表2（第62条関係）
ショッピング利用手数料の手数料率表
（一般会員）

支払回数（回）	1	2	3	5	6	10
支払期間（ヵ月）	1	2	3	5	6	10
手数料率（実質年率）（%）	0		14.75	16.25	16.75	17.50
ショッピング利用代金（現金価格）100円あたりの分割払手数料の額（円）	0		2.46	4.10	4.92	8.20

12	15	18	20	24	ボーナス一括払い	リボルビング払い
12	15	18	20	24	1～6	*
17.75		18.00			0	18.00
9.84	12.30	14.76	16.40	19.68	0	

（ゴールド会員）

支払回数（回）	1	2	3	5	6	10
支払期間(ヵ月)	1	2	3	5	6	10
手数料率(実質年率)(%)	0		14.75	16.25	16.75	17.50
ショッピング利用代金(現金価格)100円あたりの分割払手数料の額（円）	0		2.46	4.10	4.92	8.20

12	15	18	20	24	ボーナス一括払い	リボルビング払い
12	15	18	20	24	1〜6	*
17.75		18.00			0	18.00
9.84	12.30	14.76	16.40	19.68	0	

* リボルビング払いの支払期間は、そのときどきのショッピングリボ残高および支払コースにより相違します。

別表3(第98条関係)
ATM利用手数料

融資金の額	ATM利用手数料の額(消費税込)
1万円以下	110円
1万円超	220円

2025年12月30日改定

割賦販売法第30条に定める情報提供書面

第1　1回払いおよびリボルビング払いを除く支払方式に関する事項

1 支払期間、支払回数および手数料率
【会員規約第55条、第56条、第62条、第67条から第70条までおよび別表2】

支払回数（回）	2	3	5	6	10
支払期間(ヵ月)	2	3	5	6	10
手数料率(実質年率)(%)	0	14.75	16.25	16.75	17.50
ショッピング利用代金(現金価格)100円あたりの分割払手数料の額（円）	0	2.46	4.10	4.92	8.20

12	15	18	20	24	ボーナス一括払い
12	15	18	20	24	1～6
17.75		18.00			0
9.84	12.30	14.76	16.40	19.68	0

- ボーナス併用分割払いの場合には、上記の手数料率とは異なる場合があります。
- 一部の加盟店では、指定できる支払回数が限られる場合があります。

2 支払総額の具体的算定例【会員規約第62条、第64条、第69条、別表2】

現金価格10万円を10回払いでご利用の場合

⑴分割払手数料　100,000円×(8.20円÷100円)＝8,200円
⑵支払総額　100,000円＋8,200円＝108,200円
⑶分割支払金　100,000円÷10回＋8,200円÷10回＝10,820円

第2　リボルビング払いに関する事項

1 弁済の時期【会員規約第104条】

支払方式がリボルビング払いであるショッピング利用代金につき、毎月15日に締め切り、当該締切日後最初に到来する約定支払日にお支払いいただきます。約定支払日は毎月10日ですが、当日が金融機関休業日である場合は翌営業日となります。

2 弁済金の額の算定方法

以下のいずれかの方式のうち、カード送付台紙に記載された方式とします。

⑴リボルビング払い(元利型残高スライド方式)【会員規約第71条、第76条、第77条、別表1】

a 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、下記「元利型残高スライド方式または元金型残高スライド方式の支払コース一覧表」に記載された支払コースのうちから、あらかじめ定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額を支払うものとします。

b aの金額には、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a)ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「⑶約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。

c 上記aにかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料を加算した金額が約定支払日に支払うべき弁済金(支払コースの金額)を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の額が約定日に

支払うべき弁済金の額を超える場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

⑵リボルビング払い（元金型残高スライド方式）【会員規約第72条、第76条、第77条、別表1】

a 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、下記「元利型残高スライド方式または元金型残高スライド方式の支払コース一覧表」に記載された支払コースのうちから、あらかじめ定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額に、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「⑶約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。

b 上記aにかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高が約定支払日に支払うべき元金額（支払コースの金額）を下回る場合には、当該下回る金額に、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「⑶約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。

元利型残高スライド方式または元金型残高スライド方式の支払コース一覧表*

ショッピングリボ残高** / 支払コース	10万円以下	10万円超20万円以下	20万円超30万円以下	30万円超40万円以下	40万円超50万円以下	50万円超60万円以下	60万円超10万円増す毎に
一般コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	5千円ずつ加算
5千円コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	1万円ずつ加算
1万円コース	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	
2万円コース	2万円		3万円	4万円	5万円	6万円	
3万円コース	3万円			4万円	5万円	6万円	
4万円コース	4万円				5万円	6万円	
5万円コース	5万円					6万円	

* 支払コースの各金額は、支払額の算定方法が元利型残高スライド方式の場合には約定支払日に支払うべき金額を、支払額の算定方法が元金型残高スライド方式の場合には支払元金額を示します。

** 締切日における最終のショッピングリボ残高を指します。

⑶リボルビング払い（元利型定額方式）【会員規約第59条、第73条、第76条、第77条】

a 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、指定金額を支払うものとします。指定金額は、1千円以上10万円以下の範囲であらかじめ1千円単位で本人会員が指定した金額とします。ただし、指定金額を変更する場合に指定できる上限金額は、お持ちのカードまたは変更を申し出る方法によっては、上記と異なる場合があります。また、指定金額を変更する場合、その時点におけるショッピングリボ残高に照らしショッピングリボ手数料のみを支払うこととなる金額を指定することはできません。

b aの金額には、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a)ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「⑶約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。

c 上記aにかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料を加算した金額が指定金額を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の額が指定金額を超える場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

⑷リボルビング払い（元金型定額方式）【会員規約第59条、第74条、第76条、第77条】

a 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、指定金額に下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a)ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「⑶約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。指定金額は、1千円以上10万円以下の範囲であらかじめ1千円単位で本人会員が指定した金額とします。ただし、指定金額を変更した場合、お持ちのカードおよび変更を申し出る方法によっては、上限額が上記と異なる場合があります。

b 上記aにかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高が指定金額を下回る場合には、当該下回る金額に、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a)ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「⑶約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。

⑸特約元利型定額方式【「楽Pay」特約第11条】

a 楽Pay登録期間中は、本人会員が3千円以上10万円以下の範囲で5千円単位（3千円以上1万円以下の範囲にあっては1千円単位）であらかじめ指定した金額を支払うものとします。

ただし、指定できる金額の最低額は、金額指定時点のショッピングリボ残高に照らしショッピング利用手数料のみの支払となる金額を指定金額とすることはできません。
当該金額には、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2b)ショッピング利用手数料の計算方法(楽Pay登録時)」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3)約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。

b 上記aにかかわらず、約定支払日前月の締切日における特約ショッピングリボ残高に約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料を加算した金額が、指定金額を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の金額が指定金額より大きい場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

c 楽Pay登録期間とは、楽Pay登録がされた時点から楽Pay登録が解除された時点までをいい、特約ショッピングリボ残高とは、楽Pay登録日までのショッピング利用に係るショッピングリボ残高と3(2b)に定める本サービス利用代金等残高の合計額をいいます(以下同じ。)。

(6)特約元金型定額方式【「楽Pay」特約第12条】

a 楽Pay登録期間中は、本人会員が3千円以上10万円以下の範囲で5千円単位(3千円以上1万円以下の範囲にあっては1千円単位)であらかじめ指定した金額に、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2b)ショッピング利用手数料の計算方法(楽Pay登録時)」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3)約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算して支払うものとします。

b 上記aにかかわらず、締切日時点の特約ショッピングリボ残高が指定金額を下回る場合には、当該下回る金額に、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2b)ショッピング利用手数料の計算方法(楽Pay登録時)」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3)約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算して支払うものとします。

(7)ボーナス併用リボルビング払いまたは特約ボーナス併用リボルビング払い【会員規約第75条、第76条、「楽Pay」特約第13条】

a ボーナス月以外の月の約定支払日には、本人会員が指定した上記いずれかの支払額算定方法によって定まる額を支払い、ボーナス月の約定支払日には、当該金額に、ボーナス月加算額を加算して支払うものとします。

b 上記aにかかわらず、ボーナス月の前月の締切日におけるショッピングリボ残高または特約ショッピングリボ残高お

よびボーナス月の約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の合計額が、上記aにより定まるボーナス月の約定支払日に支払うべき金額を下回る場合には、当該ボーナス月の前月の締切日におけるショッピングリボ残高または特約ショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料の額を加算した額を支払うものとします。

c ボーナス月加算額は、1万円以上1万円単位で本人会員が指定した金額とします。また、ボーナス月は、夏期（7月または8月）および冬期（12月または1月）のそれぞれにつき、本人会員が指定した月とします。

3 手数料率およびショッピング利用手数料

⑴手数料率【会員規約第62条、別表2】

一般カード：年18.00％（実質年率）

ゴールドカード：年18.00％（実質年率）

ビジネスゴールドカード：年18.00％（実質年率）

⑵a ショッピング利用手数料の計算方法【会員規約第65条】

a 締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該期間中における以下の計算式で日々定まる金額の合計額（1円未満の端数切捨て）とします。

●所定ショッピングリボ残高（100円未満切捨て）×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365

b 上記所定ショッピングリボ残高とは、その日の最終のショッピングリボ残高のうち支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降最初の締切日を経過していないリボルビング払いに係るショッピング利用代金を減じた金額をいいます（以下同じ。）。

c カード等利用の日から、同日以降最初に到来する締切日までは、ショッピング利用手数料は生じません。

⑵b ショッピング利用手数料の計算方法（楽Pay登録時）【「楽Pay」特約第10条、第14条】

a 楽Pay登録期間中は、締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該計算期間中における以下の計算式で日々定まる額の合計額（1円未満の端数切捨て）とします。

●所定本サービス利用代金等残高（100円未満切捨て）×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365

b 上記aにかかわらず、本人会員が、楽Payサービス期間外のショッピング利用により、支払方式がリボルビング払いである債務を負担している場合には、以下の計算式で日々定まる金額の合計額（1円未満の端数切捨て）によるものとします。ただし、以下の計算式中の（楽Payサービス期間外のショッピング利用に係る所定ショッピングリボ残高+所定本サービス利用代金等残高）に100円未満の額がある場合には当該100 円未満の額は切り捨てるものとします。

●（楽Payサービス期間外のショッピング利用に係る所

定ショッピングリボ残高+所定本サービス利用代金等残高）×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365

c 上記楽Payサービス期間とは、楽Pay登録の翌日から楽Pay登録が解除される日までをいいます。
所定本サービス利用代金等残高とは、楽Payサービス期間をカード等の利用日とする、ショッピング利用時に指定された支払方式が1回払いもしくはリボルビング払いであるものまたは当社所定の方法で支払方式がリボルビング方式に変更されたものその他これらに類するものであって支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日が到来していないものを減じた金額をいいます。

d 本サービス利用代金等については、カード等利用の日から、同日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日の前日までは、ショッピング利用手数料は生じません。

⑶約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料【会員規約第76条、「楽Pay」特別規約第14条】

約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料は、当該約定支払日の2か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の、上記（2a）または（2b）によって計算される金額とします。

4 弁済金の額の具体的算定例

⑴元利型残高スライド方式

お支払コース：一般コース

4月16日から5月15日までに合計11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）*	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B−E）
1	5／15	110,000	6／10	10,000	10,000	0	100,000
2	6／15	100,000	7／10	5,000	3,348	1,652	96,652
3	7／15	96,652	8／10	5,000	3,531	1,469	93,121
4	8／15	93,121	9／10	5,000	3,534	1,466	89,587

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

110,000円 × 18%÷ 365日 × 25日（5月16日 〜 6月9日）＋

100,000円×18%÷365日×6日(6月10日～6月15日)＝1,652円(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

100,000円×18%÷365日×24日(6月16日～7月9日)＋96,600円**×18％÷365日×6日(7月10日～7月15日)＝1,469円(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

96,600円**×18%÷365日×25日(7月16日～8月9日)＋93,100円**×18％÷365日×6日(8月10日～8月15日)＝1,466円(1円未満端数切捨て)

**付利単位100円(100円未満を切捨てて手数料を計算)

⑵元金型残高スライド方式

お支払コース：一般コース

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高(円)	弁済日	弁済金(円)	弁済金のうち元金充当額(円)	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額(円)*	弁済後のショッピングリボ残高(円)(B−E)
1	5／15	110,000	6／10	10,000	10,000	0	100,000
2	6／15	100,000	7／10	6,652	5,000	1,652	95,000
3	7／15	95,000	8／10	6,464	5,000	1,464	90,000
4	8／15	90,000	9／10	6,437	5,000	1,437	85,000

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

110,000円×18%÷365日×25日(5月16日～6月9日)＋100,000円×18%÷365日×6日(6月10日～6月15日)＝1,652円(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

100,000円×18%÷365日×24日(6月16日～7月9日)＋95,000円×18％÷365日×6日(7月10日～7月15日)＝1,464円(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

95,000円×18%÷365日×25日(7月16日～8月9日)＋90,000円×18％÷365日×6日(8月10日～8月15日)＝1,437円(1円未満端数切捨て)

⑶元利型定額方式

毎月の支払額として指定された金額：10,000円

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高(円)	弁済日	弁済金(円)	弁済金のうち元金充当額(円)	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額(円)*	弁済後のショッピングリボ残高(円)(B−E)
1	5／15	110,000	6／10	10,000	10,000	0	100,000
2	6／15	100,000	7／10	10,000	8,348	1,652	91,652
3	7／15	91,652	8／10	10,000	8,546	1,454	83,106
4	8／15	83,106	9／10	10,000	8,625	1,375	74,481

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

110,000円×18%÷365日×25日(5月16日～6月9日)＋100,000円×18%÷365日×6日(6月10日～6月15日)＝1,652円(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

100,000円×18%÷365日×24日(6月16日～7月9日)＋91,600円**×18％÷365日×6日(7月10日～7月15日)＝1,454円(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

91,600円**×18%÷365日×25日(7月16日～8月9日)＋83,100円**×18％÷365日×6日(8月10日～8月15日)＝1,375円(1円未満端数切捨て)

**付利単位100円(100円未満を切捨てて手数料を計算)

(4)元金型定額方式

毎月の支払額として指定された金額：10,000円

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高(円)	弁済日	弁済金(円)	弁済金のうち元金充当額(円)	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額(円)*	弁済後のショッピングリボ残高(円)(B−E)
1	5／15	110,000	6／10	10,000	10,000	0	100,000
2	6／15	100,000	7／10	11,652	10,000	1,652	90,000

3	7／15	90,000	8／10	11,449	10,000	1,449	80,000
4	8／15	80,000	9／10	11,346	10,000	1,346	70,000

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

110,000円×18%÷365日×25日(5月16日～6月9日)＋100,000円×18%÷365日×6日(6月10日～6月15日)＝1,652円(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

100,000円×18%÷365日×24日(6月16日～7月9日)＋90,000円×18%÷365日×6日(7月10日～7月15日)＝1,449円(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

90,000円×18%÷365日×25日(7月16日～8月9日)＋80,000円×18%÷365日×6日(8月10日～8月15日)＝1,346円(1円未満端数切捨て)

⑸ボーナス併用リボルビング払い(平月:元利型残高スライド方式)

お支払コース:一般コース

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高(円)	弁済日	弁済金(円)	弁済金のうち元金充当額(円)	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額(円)*	弁済後のショッピングリボ残高(円)(B−E)
1	5／15	110,000	6／10	10,000	10,000	0	100,000
2	6／15	100,000	7／10	5,000	3,348	1,652	96,652
3	7／15	96,652	8／10	35,000	33,531	1,469	63,121
4	8／15	63,121	9／10	5,000	3,623	1,377	59,498

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

110,000円×18%÷365日×25日(5月16日～6月9日)＋100,000円×18%÷365日×6日(6月10日～6月15日)＝1,652円(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

100,000円×18%÷365日×24日(6月16日～7月9日)＋96,600円**×18％÷365日×6日(7月10日～7月15日)＝1,469円(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

96,600円**×18%÷365日×25日(7月16日～8月9日)＋63,100円**×18％÷365日×6日(8月10日～8月15日)＝1,377円(1円未満端数切捨て)

**付利単位100円(100円未満を切捨てて手数料を計算)

⑹ボーナス併用リボルビング払い(平月:元金型残高スライド方式)

お支払コース：一般コース

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高(円)	弁済日	弁済金(円)	弁済金のうち元金充当額(円)	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額(円)*	弁済後のショッピングリボ残高(円)(B−E)
1	5／15	110,000	6／10	10,000	10,000	0	100,000
2	6／15	100,000	7／10	6,652	5,000	1,652	95,000
3	7／15	95,000	8／10	36,464	35,000	1,464	60,000
4	8／15	60,000	9／10	6,348	5,000	1,348	55,000

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

110,000円×18%÷365日×25日(5月16日～6月9日)＋100,000円×18%÷365日×6日(6月10日～6月15日)＝1,652円(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

100,000円×18%÷365日×24日(6月16日～7月9日)＋95,000円×18％÷365日×6日(7月10日～7月15日)＝1,464円(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

95,000円×18%÷365日×25日(7月16日～8月9日)＋60,000円×18％÷365日×6日(8月10日～8月15日)＝1,348円(1円未満端数切捨て)

⑺ボーナス併用リボルビング払い(平月:元利型定額方式)

毎月の支払額として指定された金額：10,000円

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月
4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高(円)	弁済日	弁済金(円)	弁済金のうち元金充当額(円)	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額(円)*	弁済後のショッピングリボ残高(円)(B−E)
1	5／15	110,000	6／10	10,000	10,000	0	100,000
2	6／15	100,000	7／10	10,000	8,348	1,652	91,652
3	7／15	91,652	8／10	40,000	38,546	1,454	53,106
4	8／15	53,106	9／10	10,000	8,714	1,286	44,392

*ショッピング利用手数料の計算
6月10日支払分
利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)まではショッピング利用手数料はかかりません。
7月10日支払分
110,000円×18%÷365日×25日(5月16日～6月9日)＋100,000円×18%÷365日×6日(6月10日～6月15日)＝1,652円(1円未満端数切捨て)
8月10日支払分
100,000円×18%÷365日×24日(6月16日～7月9日)＋91,600円**×18％÷365日×6日(7月10日～7月15日)＝1,454円(1円未満端数切捨て)
9月10日支払分
91,600円**×18%÷365日×25日(7月16日～8月9日)＋53,100円**×18％÷365日×6日(8月10日～8月15日)＝1,286円(1円未満端数切捨て)
**付利単位100円(100円未満を切捨てて手数料を計算)

(8)ボーナス併用リボルビング払い(平月:元金型定額方式)

毎月の支払額として指定された金額：10,000円
ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月
4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高(円)	弁済日	弁済金(円)	弁済金のうち元金充当額(円)	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額(円)*	弁済後のショッピングリボ残高(円)(B−E)

1	5／15	110,000	6／10	10,000	10,000	0	100,000
2	6／15	100,000	7／10	11,652	10,000	1,652	90,000
3	7／15	90,000	8／10	41,449	40,000	1,449	50,000
4	8／15	50,000	9／10	11,257	10,000	1,257	40,000

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

110,000円×18%÷365日×25日（5月16日～6月9日）＋100,000円×18%÷365日×6日（6月10日～6月15日）＝1,652円（1円未満端数切捨て）

8月10日支払分

100,000円×18%÷365日×24日（6月16日～7月9日）＋90,000円×18%÷365日×6日（7月10日～7月15日）＝1,449円（1円未満端数切捨て）

9月10日支払分

90,000円×18%÷365日×25日（7月16日～8月9日）＋50,000円×18%÷365日×6日（8月10日～8月15日）＝1,257円（1円未満端数切捨て）

⑼特約元利型定額方式

4月10日楽Pay登録

指定金額10,000円

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点の特約ショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）*	弁済後の特約ショッピングリボ残高（円）（B−E）
1	5／15	110,000	6／10	10,000	10,000	0	100,000
2	6／15	100,000	7／10	10,000	9,705	295	90,295
3	7／15	90,295	8／10	10,000	8,550	1,450	81,745
4	8／15	81,745	9／10	10,000	8,647	1,353	73,098

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日前日（6月9日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）までは手数料はかからず、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

100,000円×18%÷365日×6日（6月10日～6月15日）＝295円（1円未満端数切捨て）

8月10日支払分

100,000円×18%÷365日×24日（6月16日～7月9日）＋90,200円**×18％÷365日×6日（7月10日～7月15日）＝1,450円（1円未満端数切捨て）

9月10日支払分

90,200円**×18%÷365日×25日（7月16日～8月9日）＋81,700円**×18％÷365日×6日（8月10日～8月15日）＝1,353円（1円未満端数切捨て）

**付利単位100円（100円未満を切捨てて手数料を計算）

⑽特約元金型定額方式

4月10日楽Pay登録

指定金額10,000円

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点の特約ショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）*	弁済後の特約ショッピングリボ残高（円）（B−E）
1	5／15	110,000	6／10	10,000	10,000	0	100,000
2	6／15	100,000	7／10	10,295	10,000	295	90,000
3	7／15	90,000	8／10	11,449	10,000	1,449	80,000
4	8／15	80,000	9／10	11,346	10,000	1,346	70,000

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）までは手数料はかからず、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

100,000円×18%÷365日×6日（6月10日～6月15日）＝295円（1円未満端数切捨て）

8月10日支払分

100,000円×18%÷365日×24日（6月16日～7月9日）＋

90,000円×18％÷365日×6日（7月10日～7月15日）＝1,449円（1円未満端数切捨て）

9月10日支払分

90,000円×18％÷365日×25日（7月16日～8月9日）＋80,000円×18％÷365日×6日（8月10日～8月15日）＝1,346円（1円未満端数切捨て）

⑾特約ボーナス併用リボルビング払い（平月：特約元利型定額方式）

4月10日楽Pay登録

指定金額10,000円

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点の特約ショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）*	弁済後の特約ショッピングリボ残高（円）（B−E）
1	5／15	110,000	6／10	10,000	10,000	0	100,000
2	6／15	100,000	7／10	10,000	9,705	295	90,295
3	7／15	90,295	8／10	40,000	38,550	1,450	51,745
4	8／15	51,745	9／10	10,000	8,735	1,265	43,010

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）までは手数料はかからず、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

100,000円×18%÷365日×6日（6月10日～6月15日）＝295円（1円未満端数切捨て）

8月10日支払分

100,000円×18%÷365日×24日（6月16日～7月9日）＋90,200円**×18％÷365日×6日（7月10日～7月15日）＝1,450円（1円未満端数切捨て）

9月10日支払分

90,200円**×18%÷365日×25日（7月16日～8月9日）＋51,700円**×18％÷365日×6日（8月10日～8月15日）＝1,265円（1円未満端数切捨て）

**付利単位100円（100円未満を切捨てて手数料を計算）

⑿特約ボーナス併用リボルビング払い（平月:特約元金型定額方式）

4月10日楽Pay登録
指定金額10,000円
ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月
4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点の特約ショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）*	弁済後の特約ショッピングリボ残高（円）（B−E）
1	5／15	110,000	6／10	10,000	10,000	0	100,000
2	6／15	100,000	7／10	10,295	10,000	295	90,000
3	7／15	90,000	8／10	41,449	40,000	1,449	50,000
4	8／15	50,000	9／10	11,257	10,000	1,257	40,000

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）までは手数料はかからず、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

100,000円×18%÷365日×6日（6月10日～6月15日）＝295円（1円未満端数切捨て）

8月10日支払分

100,000円×18%÷365日×24日（6月16日～7月9日）＋90,000円×18%÷365日×6日（7月10日～7月15日）＝1,449円（1円未満端数切捨て）

9月10日支払分

90,000円×18%÷365日×25日（7月16日～8月9日）＋50,000円×18%÷365日×6日（8月10日～8月15日）＝1,257円（1円未満端数切捨て）

第3　各支払方式に共通する事項

1 利用可能枠（極度額）に関する事項【会員規約第39条】

分割払い・リボ払い利用可能枠は、カード利用可能枠の内枠として、当社が審査の上定めます。利用可能枠は、カード送付台紙または割賦取引利用可能枠に関する通知書に記載されるほか、当社所定の会員専用サイトに表示されます。

2 年会費に関する事項【会員規約第22条】

年会費は、下表のとおりとし、入会日に応じて定まる月の約定支払日にお支払いいただきます。

支払済みの年会費は、カード会員契約が終了した場合でも返金されません。また、カードの利用停止中であっても、年会費の支払義務は免れないものとします。

（消費税込）

会員区分別の年会費	
本人会員	
ゴールド	11,000円
ビジネスゴールド	無料
一般	1,375円
家族会員	
ゴールド	1名さまは無料。 2名さま以上の場合、2人目より1名さまにつき1,100円
ビジネスゴールド	無料
一般	440円

※　お持ちのカードによっては、上記の年会費と異なる場合がございます。

※　別に年会費の定めがある場合には、その内容が適用されます。

附則（2025年12月改定）

【会員規約改定に伴う経過措置】

第1条（リボルビング払いの支払額の算定方法に関する経過措置）

会員規約の変更の効力が発生する日（以下「効力発生日」といいます。）より前に本人会員が入会している場合、当該本人会員およびその家族会員に係るリボルビング払いの支払額の算定方法は、変更後の会員規約（以下「変更後規約」といいます。）第58条に定めるところに従い支払額の算定方法等が変更されるまで、なお、効力発生日の直前において適用されていたものが適用されるものとします。

第2条（ショッピング利用代金の支払方式の変更に関する経過措置）

変更前の会員規約（以下「旧規約」といいます。）に定めるところに従い入会した本人会員（以下「旧本人会員」といい、その家族会員を含め「旧会員」といいます。）が、当該旧会員の効力発生日より前のカード等の利用に基づくショッピング利用代金につき、効力発生日以降に支払方式を変更した場合には、当該ショッピング利用につき、ショッピング利用の日にさかのぼって変更後規約を適用するものとします。

第3条（分割払いのショッピング利用手数料の計算方法の変更に伴う経過措置）

1. 変更後規約第64条の規定は、旧会員のカード等の利用に基づくショッピング利用代金であって支払方式が分割払いであるもののうち、効力発生日以降にカード等を利用したものに適用します。
2. 旧会員のカード等の利用に基づくショッピング利用代金であって支払方式が分割払いであるもののうち、効力発生日より前に利用されたもの（ただし、効力発生日以降に利用日後最初の締切日が到来するものを除きます。）にかかるショッピング利用手数料は、次の各号に定めるとおりとします。

⑴ショッピング利用手数料の計算単位

柱書に定める要件を充足する個々のショッピング利用単位で計算

⑵利用日以降効力発生日を含む手数料計算期間（旧規約第26条第3項条に定める手数料計算期間をいいます。以下本条および本附則第4条において同じ。）の末日までのショッピング利用手数料

旧規約第26条第3項条に定めるところにより計算した金額

⑶手数料計算期間末日のうち効力発生日後最初に到来するものの翌日以降、最終の約定支払日までのショッピング利用手数料総額

以下の計算式で定める金額（1円未満切り捨て）

●移行時未請求残高×100円あたりの移行期特別手数料額÷100

3. 旧会員のカード等の利用に基づくショッピング利用代金であって支払方式が分割払いであるもののうち、効力発生日より前に利用され、かつ効力発生日以降に利用日後最初の締切日が到来するものにかかるショッピング利用手数料は、次の各号に定めるとおりとします。

⑴ショッピング利用手数料の計算単位

柱書に定める要件を充足する個々のショッピング利用単位で計算

⑵ショッピング利用手数料総額

以下の計算式で定める金額（1円未満切り捨て）

●ショッピング利用代金×100円あたりの移行期特別手数料額÷100

4. 本条および本附則第4条において、以下の語句は、それぞれ対応する以下の意義を有するものとします。

移行時未請求残高	効力発生日を含む手数料計算期間の末日における期限未到来のショッピング利用代金の最終残高
100円あたりの移行期特別手数料額	当行が、以下のいずれも充足するよう別に定める金額をいいます。 ①未請求残回数を指定された分割回数とみなして変更後規約第62条を適用した場合の100円あたりの手数料額の範囲であること。 ②ショッピング利用手数料の計算単位となる個々のショッピング利用にかかるショッピング利用代金に対し、旧規約第26条第3項に従い計算した場合のショッピング利用手数料の総額を上回らないこと。
未請求残回数	会員が指定した支払回数のうち、効力発生日以降直近の締切日の時点で未請求である回数

第4条（分割払いの支払日と支払額に関する経過措置）

1. 旧会員が効力発生日より前に、ショッピングの支払方式として分割払いを指定した場合（ただし、当該ショッピング利用代金に係る最初の締切日が、効力発生日後に到来するものを除きます。）には、本人会員は、効力発生日より前に到来する締切日に係る約定支払日には、旧規約第26条の定めるところに従い当該ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料を支払うものとし、効力発生日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日以降、毎月の約定支払日に、未請求残回数に達するまで、以下の計算式で定まる金額を支払うものとします。変更後規約第69条第2項の規定は、後段の場合に準用します。

●移行時未請求残高÷未請求残回数＋移行時未請求残高に対するショッピング利用手数料総額÷未請求残回数

2. 旧会員が効力発生日より前に、ショッピングの支払方式として分割払いを指定した場合であって、当該ショッピング利用代金に係る最初の締切日が効力発生日以降に到来するものであるときの支払日および支払金額については、変更後規約に定めるところによるものとします。

第5条（リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法に関する経過措置）

旧会員が効力発生日より前に、ショッピングの支払方式としてリボルビング払いを指定しまたは旧規約第26条の3の規定に従い支払方式をリボルビング払いに変更した場合には、変更後規約第65条第2項の規定は、効力発生日の後最初に到来する約定支払日の前月の締切日翌日にさかのぼって適用されるものとします。

第6条（カードローンの返済方式および返済額の算定方法に関する経過措置）

1. 旧本人会員のカードローンの返済方式および返済額の算定方法は、変更後規約第90条の規定にかかわらず、効力発生日の直前において適用されていたものが適用されるものとします。
（注）変更後規約においては、旧規約におけるキャッシングサービスのうち、リボルビング払いのものを「カードローン」といい、旧規約におけるキャッシングサービスのうち、1回払いのものを「キャッシングサービス」といいます。

2. 旧本人会員であって効力発生日より前にキャッシングリボ利用可能枠の設定を受け効力発生日時点でカードローン利用可能枠が設定されているもの（当該利用可能枠を0円で設定している者およびカードローン利用停止中である者を含みます。）のカードローンの返済方式または返済額の算定方法の変更ができる範囲は、変更後規約第91条第1項の規定に加えて、次のものとします。

⑴残高スライド返済の以降の約定支払日における返済額を変更すること。

⑵残高スライド返済につき、ボーナス月加算残高スライド返済に変更すること。

⑶ボーナス月加算残高スライド返済の場合の、平月における支払コース、ボーナス月またはボーナス月加算額を変更すること。

⑷ボーナス月加算残高スライド返済につき、残高スライド返済に変更すること。）

第7条（カードローンの利息計算方法に関する経過措置）

旧会員が効力発生日より前に、キャッシングサービスの支払方式としてリボルビング払いを指定しまたは旧規約第32条の3の規定に従い支払方式をリボルビング払いに変更した場合には、変更後規約第97条第3項の規定は、効力発生日の後最初に到来する約定支払日の前月の締切日翌日にさかのぼって適用されるものとしま

す。

第8条（残高スライド返済であるカードローンの返済額に関する経過措置）

旧本人会員であって、効力発生日の直前において適用されまたは本附則第6条第2項に従い変更されたカードローンの返済方式が残高スライド返済である場合には、当該本人会員は、約定支払日に以下の各号により定まる金額を支払うものとします。当該金額には、所定利息（変更後規約第100条第2項に定める所定利息をいいます。以下本条および本附則第9条において同じ。）が含まれるものとします

⑴当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に所定利息を加算した金額（以下本条および本附則第9条において「カードローン残高スライド返済元利金」といいます。））が、所定の支払コースのうちから定められた支払コースにより当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に応じて決定される金額と同額以上であるときには、カードローン残高スライド返済元利金

⑵当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に所定利息を加算した金額が、カードローン残高スライド返済元利金に満たない場合は当該カードローン融資金残高に所定利息を加算した金額

第9条（ボーナス月加算併用残高スライド返済であるカードローンの返済額に関する経過措置）

1. 旧本人会員であって、効力発生日の直前において適用されまたは本附則第6条第2項に従い変更されたカードローンの返済方式がボーナス月加算併用残高スライド返済である場合には、当該本人会員は、約定支払日に以下の各号に定める金額を支払うものとします。

⑴平月には、本附則第8条の規定により算定された金額

⑵ボーナス月には、本附則第8条第1号の規定により算定された金額にボーナス月加算額を加算した金額

2. 前項第2号の規定にかかわらず、当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に所定利息を加算した金額が、平月におけるカードローン残高スライド返済元利金にボーナス月加算額を加算した金額未満である場合には、前項に規定する本人会員は、当該カードローン融資金残高に所定利息を加算した金額を支払うものとします。

第10条（効力発生日より前のキャッシングサービス利用に関する経過措置）

キャッシングリボ事前登録サービスの登録を受けている旧会員が、効力発生日より前に返済方式で1回払いを指定した場合には、当該キャッシングサービス利用に係る売上票を当行が受領し当行システムに売上登録をした日に応じ、以下のとおり取り扱うものとします。

売上登録日が効力発生日より前	変更前のキャッシングリボ事前登録サービスに係る規定に定めるところに従い、キャッシングサービスのうちリボルビング払いを指定したものとみなします。
売上登録日が効力発生日以降	利用時に指定した返済方式が1回払いであるキャッシングサービスを適用します。

2025年12月9日制定

リボ払い専用カードサービス特約

第1条（本特約と会員規約の関係）

1 本特約は、会員規約第60条に対する特約として、リボ払い専用カードサービス（以下「本サービス」といいます。）について定めるものです。本特約は、会員規約と一体となって適用されるものとします。

2 会員規約と本特約に定めのある事項については、本特約に別段の定めがある場合を除き、本特約が優先的に適用されるものとし、本特約に定めのない事項については、本特約中明示的に会員規約の適用を排除している場合を除き、会員規約が適用または準用されるものとします。

3 会員規約に定められた語句で、本特約に定めのない語句は会員規約に定められた意義を有するものとします。

第2条（本サービスの適用の効果）

1 会員規約第60条の規定にかかわらず、2025年12月9日時点で本人会員が本サービスの利用の登録を受けている場合には、当該本人会員およびその家族会員による本サービス対象ショッピング利用につき、当行は、会員が会員規約第55条第6号に定めるリボルビング払いを指定したものとして取り扱うものとします。

2 前項に定める本サービス対象ショッピング利用とは、
ショッピング利用時に支払方式として1回払いを指定しまたは会員規約第60条（支払方式の指定）第3項により1回払いを指定したものとみなされたショッピング利用（当行が別に指定したものを除きます。）をいいます。

（注）現在、新たな本サービスの申し出は受け付けておりません。

第3条（本人会員による本サービス利用の終了）

本サービスの利用を終了する場合は、本人会員は、当行に対し、当行所定の方法でその旨を申し出るものとします。当該申出を受けた場合、当行は、遅滞なく当該本人会員に係る本サービスの登録を解除するものとします。

第4条（当行による本サービスの適用終了）

当行は、会員に以下の各号のいずれかの事由があるときには、あらかじめ、本人会員に通知しまたはWEBサービスで用いる当該本人会員専用サイトへの掲出その他の本人会員が容易に知りうる状態

に置くことにより、当該本人会員の本サービスの登録を解除し、本サービスの適用を終了することができるものとします。

⑴会員規約に基づくカード等の分割払い・リボ払い利用可能枠または割賦取引利用可能枠が0円となったとき。

⑵会員規約第39条（分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用）第1項に規定する未決済残高の合計額が分割払い・リボ払い利用可能枠を超過した状態が継続し、または繰り返し超過する状態にあるとき。

⑶会員規約第40条（割賦取引利用可能枠の範囲での利用）第1項に規定する未決済残高の合計額が、割賦取引利用可能枠を超過した状態が継続し、または繰り返し超過する状態にあるとき。

⑷リボルビング払いの支払額の算定方法が元利型定額方式またはボーナス併用リボルビング払いの支払額の算定方法が元利型定額方式であって、会員規約第71条第2項、第73条第2項または第75条第3項が継続してまたは繰り返し適用される状態にあるとき。

⑸当行に対する金銭債務の支払を拒みもしくは遅滞しまたはこれらのおそれがあるとき。

⑹本サービスの利用または支払の態様に照らし、当行の事務処理またはシステム処理に著しい支障を生じさせ、当行が当該利用方法を改めるよう求めてもこれに応じなかったとき。

第5条（本サービス登録解除の効果）

第3条または第4条の規定により本サービスの登録が解除された場合、当該解除日の翌日以降におけるショッピング利用代金につき、第2条の規定によるリボルビング払いとしての取扱いは行わないものとします。なお、本サービスの登録が解除された場合であっても、当該解除日までの第2条の規定によりリボルビング払いとして取り扱われたショッピング利用代金については、引き続きリボルビング払いとして取り扱われるものとします。

2025年12月9日制定

「楽Pay」特約

第1条（趣旨）

「楽Pay」特約（以下「本特約」といいます。）は、会員規約を内容とするカード会員契約に基づき当行が発行するカードの楽Payサービスに関して必要な事項を定めることをその趣旨とします。

第2条（定義）

1 本特約において、別紙A「楽Pay」特約定義集各号に掲げる語句は、本特約中に別異に定められている場合を除き、当該各号に掲げる意義を有するものとします。

2 本特約において、会員規約中に定められた語句は、本特約中に別異に定められている場合を除き、会員規約に定められた意義

を有するものとします。

第3条（本特約と本契約の関係）

1 本特約は、会員規約と一体となって、楽Payサービスの登録、利用その他楽Payサービスに関する事項につき適用され、特約本人会員との間の本契約の内容をなすものとします。ただし、法令または会員規約に定めるところに従い本特約が変更された場合には、変更後の本特約が会員規約と一体となって、特約本人会員との間の本契約の内容となります。

2 本特約中に定められた事項は、楽Payサービスに関し会員規約に優先して適用されるものとします。

第4条（楽Payサービスへの登録等）

1 本人会員（本人会員となろうとする者を含みます。）は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が承諾することにより、特約本人会員となることができます。

2 当行が前項の申込を承諾したときには、当行は当該申込者につき楽Pay登録を行うものとします。

第5条（指定金額）

1 特約本人会員となろうとする者は、第4条第1項に定めるところにより登録を申し込むにあたり、指定金額を指定するものとします。

2 前項により指定できる金額は、3千円以上10万円以下の範囲とし、3千円以上1万円以下の範囲にあっては1千円単位、1万5千円以上10万円以下の範囲にあっては5千円単位の金額とします。

3 前項の規定にかかわらず、楽Pay登録期間中の本サービス利用代金等に係るリボルビング払いの支払額算定方法が、第8条第2項に定めるところにより特約元利型定額方式または特約ボーナス併用リボルビング払いであって平月における支払額の算定方法が特約元利型定額方式となる場合には、指定できる金額の最低額は、楽Pay登録時点のショッピングリボ残高に照らしショッピング利用手数料のみの支払となる金額を指定金額とすることはできないものとします。

第6条（本サービス利用代金等）

本サービス利用代金等は、カード等の利用日が楽Payサービス期間中である以下の各号の金銭債務をいいます。ただし、当行が別に定める範囲のショッピング利用代金を除きます。

⑴特約会員がカード等を利用したことによるショッピング利用代金であって、指定されまたは指定されたものとみなされた支払方式（以下本条において「指定支払方式」といいます。）が1回払いもしくはリボルビング払いであるもの

⑵本契約の規定により特約本人会員がカード等利用代金等相当額の支払義務を負担する場合であって、当該カード等利用代金等相当額が、支払方式を1回払いまたはリボルビング払いとするショッピングの利用により生じたもの

⑶特約会員がカード等を利用しもしくは利用したものとみなされたショッピング利用代金または特約本人会員が支払義務を

負担するカード等利用代金等相当額につき、本契約の定めに従い支払方式がリボルビング払いに変更されたもの

⑷特約会員が利用した有償付帯サービスの利用代金または手数料であって、当行が別に定めるもの

第7条（リボルビング払いとしての取扱い）

楽Payサービス期間中のショッピング利用については、ショッピング利用時に支払方式を1回払いとして指定した場合（会員規約第60条（支払方式の指定）第2項または第3項により1回払いと扱われるものを含みます。）もリボルビング払いを指定したものとして取り扱われるものとし、特約会員は、会員規約第39条（分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用）および第40条（割賦取引利用可能枠の範囲での利用）の定めに従わなければならないものとします。

第8条（特約リボルビング払いの支払方式および支払額算定方法）

1 楽Pay登録期間中の特約ショッピングリボ残高は、すべて特約リボルビング払いとし、本特約に定めるところに従い、本特約に定める手数料とともに支払うものとします。

2 特約リボルビング払いの支払額の算定方法は、楽Pay登録直前の時点におけるショッピング利用代金に係るリボルビング払いの支払額算定方法の別に応じて、次のとおりとします。

	楽Pay登録直前の時点におけるショッピング利用代金に係るリボルビング払いの支払額算定方法	特約リボルビング払いの支払額算定方法
⑴	元利型残高スライド方式 元利型定額方式	特約元利型定額方式
⑵	元金型残高スライド方式 元金型定額方式	特約元金型定額方式
⑶	ボーナス併用リボルビング払い	特約ボーナス併用リボルビング払い

第9条（特約リボルビング払いの支払額の算定方法等の変更）

1 特約本人会員は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が認めることにより、特約リボルビング払いの支払額の算定方法等を、以下のとおり変更することができるものとします。

⑴特約元利型定額方式または特約元金型定額方式を、それぞれ特約元金型定額方式または特約元利型定額方式に変更すること。

⑵特約元利型定額方式または特約元金型定額方式を、特約ボーナス併用リボルビング払いに変更すること。

⑶特約ボーナス併用リボルビング払いを、特約元利型定額方式または特約元金型定額方式に変更すること。

⑷特約元利型定額方式または特約元金型定額方式の指定金額を変更すること。

⑸特約ボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法もしくは指定金額またはボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更すること。

2 前項第2号または第5号の変更については、会員規約第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第2項および第3項を準用します。

3 第1項第4号および第5号のうち指定金額の変更については、第5条（指定金額）第2項および第3項を準用します。この場合において第5条第3項に「第8条第2項に定めるところにより」とあるのは、「第8条第2項に定めるところによりまたは第9条第1項に従い」と、「楽Pay登録時点のショッピングリボ残高」とあるのは、「第1項に従い変更する時点の特約ショッピングリボ残高」と読み替えるものとします。

4 第1項の変更は、各月の約定支払日に対応して当行があらかじめ定める日までに完了することにより、当該対応する約定支払日以降変更されるものとします。

第10条（本サービス利用代金等のショッピング利用手数料の計算方法）

1 本サービス利用代金等のショッピング利用手数料は、本サービス利用代金等残高が完済に至るまで、締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該期間中における以下の計算式で日々定まる額の合計額とします。ただし、当該合計額に1円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます。

●所定本サービス利用代金等残高×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365

2 前項の所定本サービス利用代金等残高とは、その日の最終の本サービス利用代金等残高のうち支払を遅滞していないものから、本サービス利用代金等に係るカード等利用の日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日が到来していない本サービス利用代金等の額を減じた金額（100円未満切捨て）をいいます。

3 本サービス利用代金等については、カード等利用の日から、同日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日の前日までは、ショッピング利用手数料は生じないものとします。

第11条（特約元利型定額方式の支払額）

1 特約本人会員の特約リボルビング払いの支払額算定方法が特約元利型定額方式であるときには、特約本人会員は、約定支払日に、当該約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額に第14条（約定支払日に支払う特約リボルビング払いのショッピング利用手数料）で定まるショッピング利用手数料を加算した額と指定金額のいずれか小さい額を支払うものとします。指定金額を支払う場合には、当該支払金額中に第14条で定まるショッピング利用手数料が含まれるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、第14条で定まるショッピング利用手数料の額が指定金額を超える場合には、特約本人会員は、当該

ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

第12条（特約元金型定額方式の支払額）

特約本人会員の特約リボルビング払いの支払額算定方法が特約元金型定額方式であるときには、特約本人会員は、約定支払日に、当該約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額と指定金額のいずれか小さい額に第14条で定まるショッピング利用手数料を加算した額を支払うものとします。

第13条（特約ボーナス併用リボルビング払いの支払額）

1 特約ボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法は、以下の判定基準に該当した場合には、第1号にあっては当該該当した日以降、第2号または第3号にあっては第9条第4項に定める日以降、以下の表の平月における支払額の算定方法欄に規定されたところによるものとします。

	判定基準	平月における支払額の算定方法
(1)	第3号に該当する場合を除き、第8条第2項第3号に基づき、特約リボルビング払いの支払方式が特約ボーナス併用リボルビング払いとなった場合	楽Pay登録直前の時点におけるショッピング利用代金に係るボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法の別に応じて、第8条第2項第1号または第2号を準用して定まる方法
(2)	第3号に該当する場合を除き、第9条第1項第2号に基づき特約リボルビング払いの支払額の算定方法を特約ボーナス併用リボルビング払いに変更した場合	第9条第1項第2号に基づき特約ボーナス併用リボルビング払いに変更する直前の特約リボルビング払いの支払額の算定方法
(3)	第9条第1項第5号に基づき特約ボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法を変更した場合	当該変更時に選択した平月における支払額の算定方法

2 特約本人会員の特約リボルビング払いの支払額の算定方法が、特約ボーナス併用リボルビング払いであるときには、本人会員は、平月の約定支払日に、前項によって定まる平月における支払額の算定方法の別に従い、第11条または第12条によって定まる平月における支払額を支払い、ボーナス月の約定支払日においては、平月における支払額の算定方法および以下の各号の判定基準欄に定める場合に応じ、それぞれの号のボーナス月支払額欄に定められた金額を支払うものとします。

	平月における支払額算定方法	判定基準	ボーナス月支払額
(1)	特約元利型定額方式	(指定金額＋ボーナス月加算額)＜(当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額＋第14条で定まるショッピング利用手数料)	指定金額＋ボーナス月加算額を加算した金額
(2)		(当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額＋第14条で定まるショッピング利用手数料)≦(指定金額＋ボーナス月加算額)	当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額＋第14条で定まるショッピング利用手数料
(3)	特約元金型定額方式	(指定金額＋ボーナス月加算額)＜当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額	指定金額＋第14条で定まるショッピング利用手数料＋ボーナス月加算額を加算した金額
(4)		当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額≦(指定金額＋ボーナス月加算額)	当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額＋第14条で定まるショッピング利用手数料

3 前項の規定にかかわらず、特約ボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法が特約元利型定額方式である場合であって、ボーナス月の約定支払日に支払うべき第14条で定まるショッピング利用手数料の額が、指定金額およびボーナス月加算額の合計額を超える場合には、特約本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

4 第1項および前項に定めるボーナス月およびボーナス月加算額は、楽Pay登録時点におけるボーナス併用リボルビング払いで指定されていたボーナス月およびボーナス月加算額と同一のも

のとします。ただし、第9条第1項第2号に基づき支払額の算定方法が特約ボーナス併用リボルビング払いに変更されまたは同項第5号に基づきボーナス月もしくはボーナス月加算額が変更された場合には、同条第2項の規定により準用される会員規約第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第2項の規定により指定されまたは変更された後のものによります。

第14条（約定支払日に支払う特約リボルビング払いのショッピング利用手数料）

1 第11条から第13条までに定める約定支払日に支払うべき金額のうち、ショッピング利用手数料は、当該約定支払日の2か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の第10条で定まるショッピング利用手数料の額とします。

2 前項の規定にかかわらず、特約本人会員が、楽Payサービス期間外のショッピング利用により、支払方式がリボルビング払いである債務を負担している場合には、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料は、当該約定支払日の2か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の以下の計算式で日々定まる額の合計額（1円未満切捨て）とします。ただし、以下の計算式中の所定ショッピングリボ残高および所定本サービス利用代金等残高の合計額は、100円未満を切り捨てて計算するものとします。

- （楽Payサービス期間外のショッピング利用に係る所定ショッピングリボ残高+所定本サービス利用代金等残高）×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365

第15条（特約リボルビング払いの臨時加算支払）

特約本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、特約リボルビング払いの支払額の算定方法により算定された次回約定支払日に支払うべき金額を、1万円単位で増額することができるものとします。

第16条（事務処理の都合による締切日の変更）

会員規約第105条（事務処理の都合による締切日および約定支払日の変更）第1項の場合には、第10条（本サービス利用代金等のショッピング利用手数料の計算方法）第2項および第3項の締切日は、会員規約第105条第1項により後倒しされた締切日を意味するものとします。

第17条（約定支払日前の支払とショッピング利用手数料の計算）

特約本人会員が、会員規約第112条（約定支払日前の弁済およびその手続）に定めるところに従い、特約リボルビング払いの期限の利益を放棄して約定支払日前に支払をする場合のショッピング利用手数料は、会員規約第113条（約定支払日前の弁済ができる範囲）第4項の規定にかかわらず、本サービス利用代金等に係るものについては第10条の規定を準用して計算するものとします。

第18条（特約本人会員による楽Payサービス利用の終了）

1 楽Payサービスの利用を終了する場合は、特約本人会員は、当行に対し、当行所定の方法でその旨を申し出るものとします。

2 前項の申出を受けた場合、当行は、遅滞なく当該特約本人会員に係る楽Pay登録を解除するものとします。

第19条（当行による楽Payサービスの適用終了）

当行は、特約会員に以下の各号のいずれかの事由があるときには、あらかじめ、特約本人会員に通知しまたはWEBサービスで用いる当該特約本人会員専用サイトへの掲出その他の特約本人会員が容易に知りうる状態に置くことにより、当該特約会員の楽Pay登録を解除し、楽Payサービスの適用を終了することができるものとします。

⑴本契約に基づくカード等の分割払い・リボ払い利用可能枠または割賦取引利用可能枠が0円となったとき。

⑵会員規約第39条（分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用）第2項に規定する未決済残高の合計額が分割払い・リボ払い利用可能枠を超過した状態が継続し、または繰り返し超過する状態にあるとき。

⑶会員規約第40条（割賦取引利用可能枠の範囲での利用）第1項に規定する未決済残高の合計額が、割賦取引利用可能枠を超過した状態が継続し、または繰り返し超過する状態にあるとき。

⑷特約リボルビング払いの支払額の算定方法が特約元利型定額方式または特約ボーナス併用リボルビング払いのうち平月の支払額の算定方法が特約元利型定額方式である場合であって、第11条第2項または第13条第3項が継続してまたは繰り返し適用される状態にあるとき。

⑸当行に対する金銭債務の支払を拒みもしくは遅滞しまたはこれらのおそれがあるとき。

⑹楽Payサービスの利用または支払の態様に照らし、当行の事務処理またはシステム処理に著しい支障を生じさせ、当行が当該利用方法を改めるよう求めてもこれに応じなかったとき。

第20条（楽Payサービス登録解除の効果）

1 第18条または第19条の規定により楽Pay登録が解除された場合、当該解除日の翌日から、第7条の規定によるリボルビング払いとしての取扱いは行わないものとします。

2 前項に規定する場合、当該登録解除時点以後、第8条第1項の規定は適用されないものとし、特約本人会員は、特約ショッピングリボ残高につき、楽Payサービス登録解除時点における特約リボルビング払いの支払額の算定方法の別に応じ以下の表で定められるところ（ただし、元利型定額方式にあっては指定金額を毎月の支払金額とし、元金型定額方式にあっては指定金額を支払元金額とします。）により支払うものとします。この場合においてボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法については、第1号および第2号を準用します。

	楽Pay登録解除時点における特約リボルビング払いの支払額算定方法	楽Pay登録解除後のショッピング利用に係るリボルビング払いの支払額算定方法
(1)	特約元利型定額方式	元利型定額方式
(2)	特約元金型定額方式	元金型定額方式
(3)	特約ボーナス併用リボルビング払い	ボーナス併用リボルビング払い

3 楽Pay登録が解除された場合であっても、本サービス利用代金等に係るショッピング利用手数料は、なお、第10条に定めるところに従い計算するものとします。第14条（約定支払日に支払う特約リボルビング払いのショッピング利用手数料）、第16条（事務処理の都合による締切日の変更）および第17条（約定支払日前の支払とショッピング利用手数料の計算）の規定は、楽Pay登録が解除された以降の本サービス利用代金等に係るショッピング利用手数料の計算および支払につき準用します。

第21条（本特約の変更）

会員規約第126条第1項の規定は、本特約を変更する場合に準用します。

別紙A 「楽Pay」特約定義集

(1)	指定金額	本特約に従い特約本人会員によって指定された金額であって、特約リボルビング払いの毎月の約定支払額を定めるために用いられるものをいいます。
(2)	特約会員	特約本人会員または特約本人会員に係る家族会員をいいます。
(3)	特約ショッピングリボ残高	任意の時点における、楽Pay登録日までのショッピング利用により本人会員が負担するショッピングリボ残高（楽Pay登録後に支払方式がボーナス一括払いからリボルビング払いに変更されたことによるものを含みます。）と本サービス利用代金等の残高の合計額をいいます。
(4)	特約本人会員	楽Payサービスが適用される本人会員をいいます。
(5)	特約リボルビング払い	毎月の約定支払日における支払額の算定方法につき、本特約に定められた内容によるものとするリボルビング払いをいいます。

(6)	本サービス利用代金等	楽Payサービス期間中に新たに負担した金銭債務のうち、ショッピング利用手数料の計算につき本特約に定められた内容によるものとして本特約に定められた金銭債務をいいます。
(7)	楽Payサービス	特約ショッピングリボ残高につき特約リボルビング払いとするとともに、本サービス利用代金等につき本特約に定められた内容によりショッピング利用手数料を計算することとするサービスをいいます。
(8)	楽Payサービス期間	楽Pay登録日の翌日以降本特約の定めにより楽Pay登録が解除される日の満了までをいいます。
(9)	楽Pay登録	本人会員が特約本人会員であることを当行のシステムに記録することをいいます。
(10)	楽Pay登録期間	楽Pay登録がされた時点から、本特約の定めに従い楽Pay登録が解除された時点までをいいます。

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条（定義）

1. 本同意条項において、個人信用情報機関とは、個人の支払能力または返済能力（以下「支払能力等」といいます。）に関する情報の収集および当該個人信用情報機関と信用情報提供契約を締結した与信事業者（以下「加盟事業者」といいます。）に対する当該情報の提供を業とする者をいい、加盟個人信用情報機関とは、個人信用情報機関のうち株式会社八十二長野銀行（以下「当行」といいます。）が信用情報提供契約を締結している者、提携個人信用情報機関とは、加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関であって加盟個人信用情報機関以外の者をいいます。
2. 前項に定めるもののほか、本同意条項で用いる語句は、特に定めがあるものを除き、個人会員規約に定義された語句と同一の意義を有するものとします。

第2条（取引を遂行する目的での個人情報の取扱い）

1. 本人会員および本人会員となろうとする者（以下これらを総称して「本人会員等」といいます。）は、当行が、以下の第1号から第3号に掲げる契約またはその申込に係る与信判断および与信後の管理その他以下の第1号から第3号までの契約に基づき行われる取引（付帯サービスなど、当行が提供するサービスに係るものを含みます。）を遂行するため、本件個人情報を取得、保管、記録および利用することに同意します。
   ⑴本契約
   ⑵ショッピングもしくはキャッシングサービスの利用に係る契約など本契約に基づく契約
   ⑶本人会員等と当行との間の本契約以外の契約
2. 前項に定める本件個人情報とは、本人会員等または家族会員および家族会員として本契約に従い指定された者（以下これらを総称して「家族会員等」といい、本人会員等と家族会員等を総称して「会員等」といいます。）に係る個人情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報であって第4条に掲げる個人信用情報機関から提供を受けた個人情報、第8条に掲げる機微情報および法令、ガイドラインまたは適用ある自主規制規則により提供もしくは告知の求めが禁止される情報以外のものをいいます。
   ⑴氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Ｅメールアドレス、職業、勤務先（その所在地および電話番号等を含みます。）、家族構成、運転免許証その他の本人確認書類の記号番号、国籍、本邦の在留資格および在留期間その他会員等の属性に関する情報
   ⑵本人会員等の収入、資産ならびに負債の種類、内容および金額、生活維持費（居宅の所有関係その他生活維持費を判断するために必要となる情報を含みます。）その他の本人会員等の支払能力等に関する情報
   ⑶入会等の申込日、本契約の契約日、契約およびカードの種別、取引の目的、利用可能枠および本契約に従い支払口座として

指定された預金口座に係る情報その他の本契約の申込、成立および内容に関する情報

⑷本契約に基づく契約の契約日、金額、支払方式、支払回数、利用加盟店名および手数料率その他の本契約に基づく契約の申込、成立および内容に関する情報

⑸本契約または本契約に基づく契約により本人会員が負担する債務の弁済日、弁済金額および弁済方法その他の本契約または本契約の履行に関する情報

⑹前各号に掲げる事項のほか、会員等から申告を受けた情報、当行ウェブサイト利用による情報、公開されている情報その他の当行が適正な手段で取得した情報（個人関連情報を含む）

第3条（取引を遂行する目的以外の目的による本件個人情報の利用）

1. 本人会員等は、当行が、本件個人情報（ただし、第2条第2項第2号の情報を除きます。）につき、以下の目的のために取得、保有および利用することに同意します。

⑴当行のクレジット関連事業における市場調査、商品開発

⑵当行のクレジット関連事業における広告または宣伝のための書面等の送付および電話等による営業案内

⑶当行が加盟店等から受託して行う広告または宣伝のための書面の送付および電話等による営業案内

2. 当行のクレジット関連事業は、クレジットカードおよび融資等です。事業内容の詳細は、当行ウェブサイトにおいてご確認いただけます。
3. 当行が本契約に基づく当行の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することができるものとします。

第4条（個人信用情報機関）

1. 当行の加盟個人信用情報機関は、以下のとおりです。

名称	電話番号	ホームページアドレス
全国銀行個人信用情報センター（KSC）	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
株式会社シー・アイ・シー（CIC）	0570-666-414	https://www.cic.co.jp/
株式会社日本信用情報機構（JICC）	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/

※株式会社シー・アイ・シー（CIC）は、割賦販売法に基づき指定を受けた個人信用情報機関です。

2. 加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は、以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
全国銀行個人信用情報センター(KSC)	株式会社シー・アイ・シー(CIC) 株式会社日本信用情報機構(JICC)
株式会社シー・アイ・シー(CIC)	全国銀行個人信用情報センター 株式会社日本信用情報機構(JICC)
株式会社日本信用情報機構(JICC)	全国銀行個人信用情報センター 株式会社シー・アイ・シー(CIC)

3. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の業務内容、加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。
4. CICは、同社が保有する信用情報を分析のうえ算出した「指数」とその「算出理由」を「クレジット・ガイダンス情報」として当該情報の本人および同社の加盟事業者に限って提供しております。クレジット・ガイダンス情報は、同社の加盟事業者においては、与信判断の目的でのみ提供され利用されます。「クレジット・ガイダンス」の詳細については、上記CICのホームページをご確認ください。

第5条(個人信用情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等)

1. 本人会員等は、当行が以下の各号に定める目的のため、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関に対して本人会員等の個人情報を照会し、これら個人信用情報機関に本人会員等の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受けてこれを利用することに同意します。
   ⑴本人会員等の支払能力等を調査し、当行と本人会員等との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約の申込につき審査するため
   ⑵当行と本人会員との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約を締結した後の途上審査として本人会員の支払能力等を調査するため
   ⑶当行と本人会員との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約につき、本人会員の支払能力等を調査し与信後の管理を行うため
2. 前項に定める、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関から提供を受ける本人会員等の個人情報は、第7条⑶に定められた情報とします。
3. 当行は、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関に登録されている個人の支払能力等に関する情報につき、割賦販売法または貸金業法に従い、支払能力等の調査の目的を達成するために必要な限度で利用するものとし、他の目的のためには利用いたしません。

第6条（個人信用情報機関に対する信用情報の提供等の同意）

1. 本人会員等は、当行が、本契約に関する客観的な取引事実に基づく本人会員等に係る下表「登録される情報」欄①②③④記載の個人情報を加盟個人信用情報機関に提供し、加盟個人信用情報機関が下表に定める期間登録することに同意するものとします。

登録される情報	加盟個人信用情報機関別の登録される期間		
	全国銀行個人信用情報センター	株式会社シー・アイ・シー（CIC）	株式会社日本信用情報機構（JICC）
①本人を特定するための情報	登録情報②③④⑤⑥⑦のいずれかが登録されている期間	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間	
②本契約の申込に係る情報	当行が個人信用情報機関に照会した日から1年を超えない期間	当行が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間	照会日から6ヵ月以内
③本契約または本契約に基づく契約に関する客観的取引事実	契約期間中および契約終了日（完済日）より5年を超えない期間	契約期間中および契約終了後5年以内	契約継続中および契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
④本契約または本契約に基づく契約に係る債務の支払を延滞等した事実	契約期間中および契約終了日（完済日）より5年を超えない期間	契約期間中および契約終了後5年間	契約継続中および契約終了後5年以内
⑤官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	-	-

⑥登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	-	-
⑦本人申告資料	ご本人から申告のあった日から5年を超えない期間	-	-

2. 当行が加盟個人信用情報機関に登録する情報は、以下のとおりです。

⑴全国銀行個人信用情報センターに対して

情報の項目	具体例
①本人情報	氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等
②本契約の内容およびその返済状況	借入金額、借入日、最終返済日、延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実
③当行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	
④官報情報	
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	
⑥本人申告情報	本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等

⑵CICに対して

情報の項目	具体例
①本人を特定するための情報	氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号（ただし、個人番号および被保険者等記号番号等を除く。）等
②本契約の申込に係る情報	照会日、申込に係る契約の種別（申込区分）、契約予定額、支払予定回数等
③本契約または本契約に基づく契約に係る客観的な取引事実	契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等
④支払状況に関する情報	利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等

⑶JICCに対して

情報の項目	具体例
①本人を特定するための情報	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号（ただし、個人番号および被保険者等記号番号等を除く。）等
②申込情報	照会日、申込商品種別等
③契約内容に関する情報	契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等
④返済状況に関する情報	入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等
⑤取引事実に関する情報	債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立て、債権譲渡等

第7条（加盟個人信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意）

本人会員等は加盟個人信用情報機関が、加盟事業者による本人会員等の支払能力等調査に資することを目的に、その保有する個人情報であって、加盟事業者における与信判断に用いられることを予定する情報（以下「信用情報」といいます。）を以下のとおり利用することおよび当該情報を加盟事業者に提供することに同意します。

⑴加盟個人信用情報機関が保有する信用情報

加盟個人信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

①加盟事業者（当行を含みます。）から提供を受けた個人情報。当該情報の種類および概要は、第6条第2項に掲げられたものと同様です。

②加盟個人信用情報機関が収集した①以外の情報。当該情報には、電話帳など一般に公開されているものに掲載されている情報、本人確認書類の紛失または盗難の事実その他の本人が当該個人信用情報機関に申告した情報または貸付自粛情報（本人またはその親族のうち一定の範囲の者が、貸付けを行わないよう求める旨を日本貸金業協会または全国銀行協会に申告した情報）が含まれます。

③加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

⑵加盟個人信用情報機関による信用情報の利用

加盟個人信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他加盟個人信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

②信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

⑶加盟個人信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

加盟個人信用情報機関は、信用情報(⑴①②③)を加盟事業者へ提供します。また、信用情報(⑴①)を、提携個人信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

第8条(機微情報の取扱い)

1. 当行は、会員等の機微情報につき、取得、利用および第三者提供いたしません。
2. 前項の機微情報とは、信用分野における個人情報保護に関するガイドラインまたは金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに定める機微情報をいいます。機微情報は、上記各ガイドラインで除外されている場合を除き、以下の各号の情報が該当します。
   ⑴本人の人種、信条、社会的身分、病歴など個人情報の保護に関する法律(以下「保護法」といいます。)に定める要配慮個人情報
   ⑵労働組合への加盟、門地、本籍地および性生活に関する情報であって前号に該当しないもの
3. 第1項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる場合には、当行は、以下の各号に掲げる範囲で機微情報を取扱うことができるものとします。ただし、第6号から第9号に掲げる場合であって、機微情報が前項第1号に属するものであるときには、あらかじめ本人の同意を得るものとします。
   ⑴法令に基づく場合
   ⑵人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
   ⑶公衆衛生の向上または児童の健全な育成の促進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
   ⑷国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
   ⑸学術研究機関等から学術研究目的で機微(センシティブ)情報を取得する必要がある場合(当該情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
   ⑹機微情報が記載されている戸籍謄本その他の本人を特定できる書類を本人特定のために取得、利用または保管する場合
   ⑺相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微情報を取得、利用または第三者提供する場合
   ⑻当行のクレジット関連事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微情報を取得、利用または第三者提供する場合
   ⑼機微情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本

人確認に用いる場合

第9条（個人情報の公的機関等への提供）

当行は、法令の規定により個人情報の提出を求められた場合には当該法令の定める範囲でこれに応ずることがあります。また、本人会員等は、当行が国もしくは地方公共団体またはこれらから委託を受けた者その他これらに類する者から求められ公共の利益をはかるために特に必要がある場合、当行が当該公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

第10条（個人情報の株式会社八十二カードへの提供）

会員等は、当行が会員規約および保証委託契約に基づき本契約におけるカード取引の一切の債務保証を行う株式会社八十二カード（以下「八十二カード」といいます。）に対し、第2条第2項各号の個人情報を提供し、八十二カードが本保証取引を含む八十二カードとの取引の与信判断および与信後の管理のために利用することに同意します。

第11条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、当行に対し、保護法に定めるところに従い、自己に関する情報を開示等するよう請求することができます。開示等の請求をする場合には、第15条に規定するお問合せ窓口にご連絡ください。受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料などの開示等の請求の手続きの詳細についてお答えします。
2. 会員等は、加盟個人信用情報機関の定めるところに従い、自己に関する登録された個人情報を開示するよう求めることができます。この場合の手続きその他の必要事項については、加盟個人信用情報機関にご連絡ください。
3. 当行の保有個人データまたは当行が加盟個人信用情報機関に登録した個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当行は、保護法に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除等に応じます。

第12条（本同意条項に不同意の場合）

1. 本人会員等が本同意条項第2条第1項の条項に同意しない場合には、当行は、本人会員等の本契約もしくは本契約以外の信用供与に係る契約の申込を拒みまたは締結済の信用供与契約を解除することができるものとします。
2. 本人会員等が第5条第1項、第6条第1項、第7条および第9条の条項に同意しない場合には、当行は、本人会員等の本契約の申込を拒むことができるものとします。
3. 本人会員等は、本同意条項のうち、第2条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条および第9条に定める同意につき、撤回することはできません。
4. 本人会員等が第3条第1項の目的に同意せずまたは同意を撤回した場合であっても、当行は、これを理由として本契約もしくは本契約以外の信用供与契約の申込を拒みまたはこれらの契約を解除することはありません。ただし、これにより、当行または当行の加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受

けられない場合があります。

第13条（第3条第１項の同意の撤回）

1. 本人会員等が、当行所定の手続きにより第3条第1項の利用目的に対する同意を撤回した場合には、当行は、すみやかに当該本人会員等（当該本人会員等に家族会員等がある場合には、当該家族会員等を含みます。）に係る個人情報につき、第3条第1項各号の目的での利用を中止する措置をとるものとします。
2. 第3条第1項の利用目的に対する同意の撤回の手続きは、第15条記載のお問合せ窓口にお問合せください。
3. 第1項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する場合には、当行は当該各号に定める限度で、第3条第1項各号の利用目的による個人情報の取扱いを行うことができるものとします。

(1)	第3条第1項各号に定める目的での利用	同意の撤回の申出を受付けた後、当該申出に対応して利用を中止する措置を完了するまでの間
(2)	第3条第1項第2号または第3号のうち、広告または宣伝のための書面の送付	広告または宣伝を目的とした書面が、カード送付状、ご利用明細書その他業務上必要な送付物に同封されて送付される場合
(3)	第3条第1項第2号のうち、広告または宣伝のための書面等の送付	ご利用金額のご案内や事務上のご連絡など、当行の業務に関し広告または宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メールに付随的に広告または宣伝が行われる場合

第14条（本契約の不成立または終了した場合における個人情報の利用）

1. 本契約が不成立の場合であっても、その申込者に係る情報は、第2条、第5条、第6条および第7条に定める範囲で利用または提供されます。
2. 本契約が終了した場合には、その終了の理由がどのようなものであるかにかかわらず、当行は第2条に定める目的で会員等の個人情報を保有し、利用します。また、この場合には、本人会員等の個人情報につき、第5条、第6条および第7条に定める範囲で利用または提供されます。

第15条（お問合せ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についてのお問合せや提供・利用停止・その他のご意見の申出につきましては当行本支店までご連絡ください。

なお、当行では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しております。

株式会社八十二カード　お客さま相談室
TEL　026-226-6611

〒380-0935
住所　長野市大字中御所218-11

第16条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きに従い、必要な範囲内で変更できるものとします。

2026年12月30日改定

HaLuCa　個人情報の取扱いに関する同意条項

申込人および家族会員カード申込人（以下「申込人」という）は、HaLuCa入会申込・同契約、同保証委託申込・同保証委託契約、ならびにこれに付随する一切の契約等（以下「本クレジットカード」という）にかかる申込人の個人情報に関し、下記の条項について同意します。

また、申込人は本クレジットカードに関する保証会社は株式会社八十二カード（以下「保証会社」という）、事務受託会社は株式会社八十二カードおよび三菱UFJニコス株式会社（以下両社を「事務受託会社」という）であることを確認します。

記

第1条（個人情報の利用目的）

1. 株式会社八十二長野銀行（以下「銀行」という）が、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）にもとづき、申込人の個人情報を、以下の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

業務内容	○預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務 ○投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 ○その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
利用目的	銀行および銀行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、次の利用目的で利用いたします。 ○各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため ○犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため ○適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため ○融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため ○与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため ○預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため ○他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため ○お客さまとの契約や法律等にもとづく権利の行使や義務の履行のため ○各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため

利用目的	○市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため ○ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため ○提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため ○その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
利用目的の限定	○銀行法施行規則第13条の6の6により、個人信用情報機関から提供を受けた申込人の融資返済能力に関する情報は、申込人の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。 ○銀行法施行規則第13条の6の7により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別な非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外に利用・第三者提供いたしません。

2. 申込人は保証会社および事務受託会社が後記第3条第1項の利用範囲で申込人の個人情報を利用すること、ならびにHaLuCa保証委託約款、HaLuCa会員規約にもとづき申込人の個人情報を取扱うことに同意します。

第2条（個人情報の共同利用）

銀行がホームページで公表する内容で個人情報を共同利用することに同意します。

第3条（個人情報の第三者提供）

1. 銀行から保証会社および事務受託会社への提供

申込人は、以下の情報が、保証会社および事務受託会社における申込の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他申込人との取引が円滑に履行されるために、銀行から保証会社および事務受託会社に提供されることに同意します。

①申込人の氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要項に関する情報、申込書・契約書等に記載の全ての情報、運転免許証等の記号番号等の情報	④銀行における預金残高情報、借入金（クレジットカード利用を含む）の残高情報・返済状況等、保証会社における保証審査・取引管理に必要な情報
②銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本取引に関する情報	⑤銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報
③延滞情報を含む本取引の弁済に関する情報	

また、本クレジットカード申込および取引にかかる情報を含む以下の情報が、保証会社における銀行のローン審査結果の確認、ローン取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認ほか、本取引に関する保証条件の決定および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、法令等や契約上の権利行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他申込人との取引が円滑に履行されるために、銀行より保証会社に提供されることに同意します。

①銀行におけるローン審査の結果に関する情報	③銀行におけるローン残高情報、他のローン取引に関する情報、保証会社における取引管理に必要な情報
②保証会社が銀行から代位弁済を請求される場合、代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続に必要な情報	

2. 保証会社から銀行への提供
申込人は、本クレジットカード申込および取引にかかる情報を含む以下の情報が、銀行における第1条および第2条の個人情報の利用目的のために、保証会社から銀行に提供されることに同意します。

①保証会社での保証審査の結果に関する情報	③保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報
②保証番号や保証料金額等保証会社における取引に関する情報	④銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報および代位弁済完了後の返済状況等に関する情報

3. サービサーへの債権管理回収業務の委託
サービサーへの債権管理回収業務の委託に伴い、当該業務上必要な範囲内で銀行または保証会社とサービサー間で相互に申込人の個人情報（個人信用情報機関から取得した情報を除く）が提供されることについて同意します。
4. 債権譲渡、証券化
銀行または保証会社がローン債権を債権譲渡・証券化などの形式で、他の事業者等に移転する際、申込人の個人情報（個人信用情報機関から取得した情報を除く）が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供されることについて同意します。

第4条（ダイレクトマーケティングへの利用停止の申出）
銀行からのダイレクトメール、電話によるセールスを希望されない場合は、銀行の本支店に申出ることができます。
第5条（「開示」「訂正・追加・削除」「利用停止または消去」）
「開示」「訂正・追加・削除」「利用停止または消去」の手続については銀行・保証会社のホームページに掲載いたします。
第6条（本同意条項に不同意の場合）
申込人が本クレジットカード申込に必要な記載事項（申込書に申込人が記載すべき事項）の記載を希望しない場合、および本同意条項の内容の全部または一部について同意できない場合、銀行が本クレジットカードの契約締結を拒否する場合があることに異議ありません。
第7条（問合せ窓口）
個人情報に関するお問い合わせは、銀行の本支店、保証会社または事務受託会社とします。
・株式会社八十二カード　お客さま相談室
〒380-0935　長野市大字中御所218-11　TEL026-226-6611
第8条（契約不成立の場合）
申込人は本クレジットカード申込による契約が不成立の場合であっても、第4条に規定する場合を除き、本クレジットカード申込に関して提供した個人情報が、第1条、第2条、第3条および第9条にもとづき、利用されることに同意します。
第9条（個人信用情報に関する同意）
1. 個人信用情報機関の利用等
⑴申込人は、銀行または保証会社が申込人の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、銀行または保証会社が加盟する個人信用情報機関およびこれと提携する個人信用情報機関に提供し、申込人に関する個人情報（後3項⑴に定める情報をいいます。以下同じ。）をこれらの個人信用情報機関に照会することに同意します。
⑵銀行または保証会社が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込人本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、住所、等）を提供し、申込人の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、本人申告情報、破産等の官報情報等を含む）を照会すること、および申込人の個人情報が登録されている場合には、銀行および保証会社がそれを与信取引上の判断（支払能力・返済能力または転居先の調査をいう。ただし、支払能力・返済能力に関する情報については支払能力・返済能力の調査の目的に限る。以下同じ）のために利用することに同意します。
⑶銀行および保証会社が本クレジットカード申込に関して、銀行または保証会社の加盟する個人信用情報機関を利用した場

合、申込人は、その利用した日および本クレジットカード申込の内容等が同機関に下表に定める期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。

⑷前⑶に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。

銀行が加盟する個人信用情報機関		電話番号・ホームページアドレス
全国銀行個人信用情報センター（略称：ＫＳＣ）		TEL03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
提携個人信用情報機関	株式会社シー・アイ・シー（略称：ＣＩＣ）	TEL0570-666-414 https://www.cic.co.jp/
	株式会社日本信用情報機構（略称：ＪＩＣＣ）	TEL0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/
ＣＩＣ		同上
提携個人信用情報機関	ＫＳＣ	同上
	ＪＩＣＣ	同上
ＪＩＣＣ		同上
提携個人信用情報機関	ＫＳＣ	同上
	ＣＩＣ	同上

保証会社が加盟する個人信用情報機関		電話番号・ホームページアドレス
株式会社シー・アイ・シー（略称：ＣＩＣ）		TEL0570-666-414 https://www.cic.co.jp/
提携個人信用情報機関	全国銀行個人信用情報センター（略称：ＫＳＣ）	TEL03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
	株式会社日本信用情報機構（略称：ＪＩＣＣ）	TEL0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/

※株式会社シー・アイ・シー（ＣＩＣ）は、割賦販売法に基づく指定信用情報機関です。ＣＩＣの加盟資格、加盟会員名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社ホームページ

をご覧ください。

2. 個人信用情報機関への登録等

⑴申込人は、以下の個人情報（その履歴を含む）が銀行または保証会社の加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（支払能力・返済能力または転居先の調査（ＣＩＣの登録情報を除く）をいう。ただし、銀行法施行規則13条の6の6等により、支払能力・返済能力に関する情報については支払能力・返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

ＫＳＣの登録情報	ＫＳＣの登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

ＪＩＣＣの登録情報	ＪＩＣＣの登録期間
本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）	下記情報のいずれかが登録されている期間

契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）および返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）	本契約継続中および契約終了後5年以内
取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）	契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
申込みの事実に係る情報（本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等）	照会日から6ヵ月以内
－	－

ＣＩＣの登録情報	ＣＩＣの登録期間
本契約の申込みに係る事実（本人を特定するための情報および申込みの事実）	照会日から6ヵ月間
本契約に係る事実（本人を特定するための情報および本契約に係る客観的な取引事実）	契約期間中および契約終了後5年以内
上記、本契約に係る事実に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合	契約期間中および契約終了日から5年間

⑵申込人は、前号の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

⑶前⑵に規定する個人信用情報機関は第1項⑷のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（銀行および保証会社ではできません）。

⑷前項に記載されている銀行が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は下記のとおりです。

①全国銀行個人信用情報センター

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約の種類、契約日、利用可能枠、利用残高、支払状況、等。

②株式会社シー・アイ・シー
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、等。
契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量／回数／期間、支払回数等契約内容に関する情報、等。
利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等。
③株式会社日本信用情報機構
氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号、取引商品の種類、借入（利用）日、借入（利用）金額、入金日、残高、入金予定日、完済日等。

3. 個人信用情報機関による個人情報の利用および加盟会員に対する提供に関する同意

申込人は、銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関が、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員による契約者の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する個人情報を以下のとおり利用すること、および加盟会員に提供することに同意します。

⑴個人信用情報機関が保有する個人情報
銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関は、下記の個人情報を保有します。
①前2項⑴により、銀行および保証会社を含め、個人信用情報機関の加盟会員から提供を受けた情報
②個人信用情報機関が収集した①以外の情報
③個人信用情報機関が、保有する個人情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

⑵個人信用情報機関による個人情報の利用
銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関は、保有する個人情報を下記のとおり利用します。
①個人情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他個人信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
②個人情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

⑶個人信用情報機関による加盟会員に対する個人情報の提供
銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関は、個人情報（前⑴①②③）を加盟会員へ提供します。また、個人情報（前⑴①）を、提携個人信用情報機関を通じてその加盟会員へ提供します。

以上

HaLuCa保証委託約款

第1条（委託の範囲）

1. 私がHaLuCa（以下、「クレジットカード」という。）の申込みを行うにあたり、株式会社八十二カード（以下、「保証会社」という。）に委託する債務保証の範囲は、「HaLuCa会員規約」および規約に付帯する特約、規定等（以下、「会員規約等」という。）にもとづき、私が株式会社八十二長野銀行（以下、「銀行」という。）に対し負担する、利用代金、利息、手数料、損害金その他クレジットカード取引による一切の債務の全額とします。ただし、年会費は対象とならないものとします。なお、会員規約等の内容が変更されたときは、本約款にもとづく保証委託の内容も当然に変更されます。
2. 保証会社による保証は、保証会社が保証を適当と認め、保証決定した後、これにもとづいて銀行がクレジットカードを発行したときに成立するものとします。

第2条（債務の弁済）

私は、保証会社の保証により、会員規約等にもとづいて銀行に負担する債務（以下、「原債務」という。）については、本約款のほか、会員規約等の各条項を遵守し、期日には遅滞なく元利金を弁済します。

第3条（保証の解除）

1. 会員規約等または本約款にもとづく保証委託の有効期間内であるか否かを問わず、保証会社が必要と認めた場合、私は保証会社が本契約にもとづき決定した保証を解除されても異議ありません。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えることができるものとします。
2. クレジットカード取引の新たな保証供与が中止された場合、クレジットカード取引が解除された場合、またはクレジットカード取引が終了した場合にも、保証会社の保証債務は、会員規約等にもとづいて私が既に銀行から借入れた債務についてその弁済が終わるまで継続します。
3. 前項の定めにかかわらず、第1項によりクレジットカード取引の新たな保証供与の中止またはクレジットカード取引の解除・終了の通知を受けたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社には負担をかけません。

第4条（代位弁済）

1. 私が会員規約等に違反したため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められた場合、私に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
2. 保証会社が銀行に代位弁済をした場合、私は、銀行が私に対して有していた一切の権利が保証会社に承継されることに異議ありません。
3. 保証会社の前項の弁済によって銀行に代位する権利の行使に関しては、私が銀行との間で締結した会員規約等のほか、本約款の各条項が適用されることに同意します。

第5条（求償権）

前条により保証会社が銀行に代位弁済した場合は、私は、次の各号

に定める求償権および関連費用について弁済の責を負い、その合計額をただちに保証会社に支払います。

⑴前条により保証会社が代位弁済した全額

⑵保証会社が代位弁済のために要した費用の総額

⑶上記⑴⑵の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行完了する日まで年14.4％の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金

⑷保証会社が私に対し、上記⑴⑵⑶の金額を請求するために要した費用の総額ならびに後記第6条の権利行使に要する費用およびこれらに対する完済日までの間の年14.4％の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金

第6条（求償権の事前行使）

1. 私が、下記各号のいずれかに該当した場合、第4条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ありません。

⑴弁済期が到来したとき、または被保証債務の期限の利益を失ったとき

⑵仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始等の申立てがあったとき

⑶租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき

⑷支払いを停止したとき

⑸手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき

⑹保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき

⑺会員規約等および本約款に違反したとき

⑻前各号のほかにその他債権保全のため必要と認められたとき

2. 保証会社が、前項により求償権を行使する場合には、民法461条による抗弁権を主張しません。借入金債務等について担保がある場合にも同様とします。

第6条の2（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

⑴自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

⑵暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

⑴暴力的な要求行為

⑵法的な責任を超えた不当な要求行為

⑶取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
⑷風説を流布し、偽計を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
⑸その他前各号に準ずる行為

3. 私が、第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または私が第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は保証会社からの請求によって、保証会社が保証している金額について予め求償債務を負い、直ちに弁済します。
4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合でも、保証会社は何らの責任を負わないものとします。また、保証会社に損害が生じた場合は、私は、その責任を負います。

第7条（通知義務）

1. 私は、氏名、住所、勤務先、電話番号その他保証会社に届け出た事項に変更があったときは、直ちに書面をもって通知します。ただし、これらの変更について銀行に所定の方法で届け出た場合は、この限りではありません。
2. 私は、担保の状況、信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは保証会社に報告するものとします。
3. 私は、保証会社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、担保の状況ならびに信用状態について直ちに報告し、または調査に必要な便益を提供するものとします。
4. 第1項の届出がないために、保証会社が私に対して届出のあった氏名、住所宛てに送付する郵便物等が延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。
5. お客さまが次の⑴、⑵に定める外国政府等における重要な公的地位を有する方（並びに過去に有していた方）及びその家族に該当する場合は、遅滞なく書面をもって保証会社に届出を行うものとします。ただし銀行に所定の方法で届け出た場合は、この限りではありません。該当する場合は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづき、本人確認書類のご提示等をお願いする場合があります。

⑴外国政府等における重要な公的地位
外国の元首および外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関における重要な地位（本国における内閣総理大臣、その他国務大臣及び副大臣、衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長、最高裁判所の裁判官、特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長、中央銀行役員、予算について国会の議決・承認を要する法人の役員など）

⑵家族の範囲
配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の

事情にある者を含む)、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子

第8条(担保・保証人)

私は保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは遅滞なくこれに応じ、一切異議を申立いたしません。

第9条(弁済の充当順序)

私の弁済額が、クレジットカード取引から生じる保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りない場合、保証会社が適当と認める順序、方法により充当できます。なお、私について保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第10条(公正証書の作成)

私は、保証会社から請求があるときは本約款にかかる求償債務の履行につき、ただちに強制執行を受けるべき旨を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きを行います。

第11条(業務委託)

私は、銀行または保証会社が本約款に定める事務等を三菱UFJニコス株式会社に業務委託することをあらかじめ承認するものとします。

第12条(合意管轄裁判所)

私は、本約款に関しての訴訟、調停および和解については、保証会社本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第13条(個人情報の収集・利用・預託・提供および登録に関する同意)

1. 私は、保証会社が本申込(クレジットカード取引を含む。以下、同じ。)を含む保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、私および家族会員(以下、「契約者等」という。)の以下の情報(以下、これらを総称して「個人情報」という。)を保証会社が保護措置を講じた上で、収集・利用すること、ならびに保証会社と個人情報の預託もしくは提供に関する契約を締結した企業に対し本約款に関わる事務を業務委託(契約にもとづき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む。)する場合、保証会社が必要な範囲において当該委託先に個人情報を預託することに同意します。
   ⑴所定の申込書に契約者等が記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等の事項
   ⑵保証委託契約申込日、契約成立日、保証委託金額等、本約款にもとづく保証委託契約に関する事項
   ⑶本約款にもとづく保証委託取引状況、支払状況
   ⑷本約款に関する私が申告した私の資産、負債、収入、支出、保証会社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務返済状況
   ⑸私または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項

⑹犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづく本人確認書類の記載事項
⑺官報に記載された情報等、公開されている情報

2. 保証会社が加盟する個人信用情報機関（以下、「加盟個人信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下、「提携個人信用情報機関」という。）に照会し、私の個人情報が登録されている場合には、私の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
3. 私は、私のクレジットカード取引に関する客観的な取引事実にもとづく個人情報が、加盟個人信用情報機関に本約款末尾の表に定める期間登録され、また、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の加盟会員により、私の支払能力・返済能力に関する調査の目的に限り、利用されることに同意します。
4. 契約者等は、保証会社および加盟個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。開示の結果、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は、速やかに訂正または削除に応じます。
5. クレジットカード取引が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1項、第2項および第3項にもとづき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されることに同意します。
6. 契約者等は本申込に必要な記載事項の記載を希望しない場合および本条項の内容の全部または一部を承認できない場合、保証委託契約を断るまたは中止されたとしても異議ありません。

第14条（準拠法）

私と保証会社との間の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第15条（約款の変更）

この約款の内容は、保証会社と銀行との間の保証に関する契約書が改正されたときは、別段の定めがある場合を除きこれによって当然に変更されるものとします。

第16条（契約書等の不交付）

私は、クレジットカード取引の中止もしくは解約をした場合に、保証委託契約に係わる書類を含む契約書すべてについて返還されなくても異議ありません。

【加盟個人信用情報機関の名称、住所、電話番号、ホームページアドレス】

名　称	電話番号	ホームページ（URL）
株式会社シー・アイ・シー（CIC）	0570-666-414	https://www.cic.co.jp/

【加盟個人信用情報機関に登録される情報とその期間】

登　録　情　報	登　録　期　間
①本人を特定するための情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間
②本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間
③本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間

※当社が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関であるKSCの加盟会員が利用する個人情報は次の通りです。当社がCICに登録した情報のうち、①「本人を特定するための情報」および④「債務の支払いを延滞した事実」

【提携個人信用情報機関の名称、住所、電話番号、ホームページアドレス】

名　称	電話番号	ホームページ（URL）
全国銀行個人信用情報センター（KSC）	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
株式会社日本信用情報機構（JICC）	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/

【個人情報のお問い合わせや開示・訂正・削除の窓口】

株式会社八十二カード　お客さま相談室
〒380-0935　長野市大字中御所218番地11　TEL 026-226-6611

以　上
（2026年1月1日現在）

HaLuCa一体型カード規定

第1条（適用範囲等）

1. HaLuCa生体認証ICクイックカード一体型カード（以下「本件カード」といいます。）とは、株式会社八十二長野銀行（以下「当行」といいます。）が発行するカードで、1枚のカードでHaLuCa会員規約（以下「会員規約」といいます。）に定めるサービス（以下「クレジットカードサービス」といいます。）ならびに八十二長野クイックカード規定（以下「カード規定」といいます。）に定めるサービス（以下「クイックカードサービス」といいます。）とをご利用できるカードをいいます。なお、カード規定には八十二長野生体認証ICクイックカード特約を含むものとします。
2. 本件カードにおいては、クレジットカードサービスは当行が、クイックカードサービスは当行が利用者に提供します。利用者はこのHaLuCa一体型カード規定（以下「本規定」といいます。）および会員規約ならびにカード規定を承認のうえ本件カードを利用していただくものとします。
3. 本件カードのクイックカードサービスにデビットカードサービスが付加された場合において、利用者が、本件カードのデビットカードサービスおよびクレジットカードサービスの両サービスを利用できる加盟店にて本件カードを利用する場合には、本件カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。
4. 本件カードでは、クイックカードサービスをご利用いただく普通預金口座がクレジットカードサービスのお支払口座（以下「支払預金口座」といいます。）となります。なお、支払預金口座は当行所定の普通預金口座に限り、会員規約に定める本人会員（以下「本人会員」といいます。）と同一人のものとします。
5. 本件カードのお申込みは、個人の方のみとします。また、お申込みは、当行それぞれからお届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。
6. 本件カードは、本人会員のみが利用できます。ただし、クレジットカードサービスについては会員規約に定める家族会員カード、クイックカードサービスについてはカード規定に定める代理人カードをそれぞれ作成することができます。

第2条（本件カードのお申込みおよび審査）

1. 本件カードのお申込みは、当行で受付けるものとします。本件カードのクレジットカードサービスの利用のお申込みについては当行で会員資格の審査をさせていただくものとします。
2. 本件カードの交付は前項の会員資格の審査が終了した後になります。前項の会員資格の審査結果で、資格を満たさない場合（以下「クレジットカード利用不可の場合」といいます。）に限り、当行から本件カード申込書記載の連絡先に連絡させていただきます。
3. 審査結果がクレジットカード利用不可の場合には、当行の生体認証ICクイックカードを交付します。この場合、別途生体認証ICクイックカード発行のための申込書は必要ありません。

第3条（カードの交付・貸与・返却）

1. 本件カードは、会員規約にもとづき当行が入会を認めた方（以下「契約者」といいます。）に交付します。
2. 当行は本件カードの作成について第三者に委託して作成することができるものとします。また、本件カードの交付についても、当行が指定する委託先からお届出の住所宛に郵送することができるものとします。
3. 本件カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行で所定の期間のみ保管します。この場合、当行の口座開設店またはカードセンターにご確認のうえ、その指示にしたがい再郵送を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは解約のうえ破棄しますので、ご利用をご希望の場合はあらためて本件カードのお申込みが必要となります。
4. 本件カードの所有権は当行に帰属します。契約者は当行の承認のもとに貸与を受け、善良なる管理者の注意をもって本件カードを利用・管理するものとします。
5. 契約者は本件カードを本人において利用するものとし、第三者に譲渡または質入れしてはならないものとします。
   また、第三者に貸与すること、占有させることまたは使用させることをしてはならないものとします。
6. 当行から本件カードの返却請求があった場合は、契約者はその請求に従って本件カードを返却するものとします。

第4条（本件カードの記載事項・有効期限）

1. 本件カードについては表面に次の事項を記載します。
   ⑴クレジットカード会員番号
   ⑵支払預金口座の口座番号
   ⑶契約者名（預金者・会員名）
   ⑷カードの有効期限
2. 前項第3号の契約者名は、本件カードの申込書記載の契約者名またはカード表記用のお名前（ローマ字）で記載させていただきます。このお名前は当行にお届出の支払預金口座の口座名義とは必ずしも一致しませんのでご注意ください。なお、本件カードのお申込みについては、支払預金口座の名義にかかわらず屋号付の名称や通称は受付いたしません。
3. 第1項第4号のカード有効期限は、本件カードについてのクレジットカードサービスとクイックカードサービスとに共通の有効期限です。有効期限経過後は、当該カードによるクレジットカードサービスおよびクイックカードサービスのご利用はできなくなります。
4. 本件カードの交付を受けた場合は、直ちにカード裏面の所定の場所に契約者ご本人の署名をしてください。この署名はクレジットカードサービスをご利用の際に必要に応じて使用していただくものであり、この署名がない場合には、クレジットカードサービスをご利用いただけないほか、事故があった場合に補償

を受けられない場合があります。

第5条（有効期限到来時の取扱い）

1. 本件カードの有効期限が到来する場合、当行が引続き利用者として承認する契約者に対しては有効期限を更新した新しいカードを送付します。なお、カードの交付については、第3条に準じるものとします。
2. 前項の場合において、当行がクレジットカードサービスの有効期限の更新を承認しないときは、クレジットカードサービスとともに、本件カードによるクイックカードサービスも、有効期限をもって終了するものとします。この場合、当該カードは契約者本人の責任において破棄するものとします。
3. 前項の場合において、特に契約者本人の申出がなくとも、当行は生体認証ICクイックカードを発行し、お届出住所宛に送付することができるものとします。この場合は、クイックカードの暗証番号を含め、本件カードにおける当行との間のクイックカードサービスに関する契約は、そのまま継続するものとします。

第6条（カードの盗難・紛失）

1. 契約者は、本件カードを盗難、紛失その他の事由により喪失した場合、会員規約およびカード規定の定めるところにしたがって当行にすみやかに連絡するものとします。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。
2. 前項の連絡を受けた場合、当行は本件カードのクレジットカードサービスおよびクイックカードサービスの利用を停止します。なお、当行のシステムが休止している間に連絡を受付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。
3. 前項により利用を停止した本件カードが発見された場合でも、当該カードはご利用になれません。引続き利用する場合は第9条によるカードの再発行が必要になります。

第7条（本件カードの使用不能）

1. 本件カードについて使用不能が生じた場合には、会員規約に記載のカードセンターまでご照会ください。
2. 本件カードの使用不能に伴ってカードの再発行が必要な場合は、第9条にしたがって、カードの再発行を申し出てください。

第8条（届出事項の変更）

1. 契約者が届け出た住所、氏名、電話番号、勤務先など本件カードについての届出事項に変更があった場合には、契約者はすみやかに所定の書面により当行に届出るものとします。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。
2. 氏名に変更があった場合およびクレジットカードの暗証番号を変更する場合には、第9条によるカードの再発行が必要になります。
3. 支払預金口座を当行の他の普通預金口座に変更する場合には、本件カードをご解約のうえあらたにお申込みが必要となります。

第9条（カードの再発行）

1. 盗難・紛失その他の事由により本件カードを再発行する場合は、当行に申し出てください。
2. 本件カードを再発行するにあたり、新しいカードが交付されるまでの間、当行が再発行前のカードの継続使用を認めた場合を除き、本件カードによるクレジットカードサービスおよびクイックカードサービスの利用はできないものとします。これにより、万が一損害などが発生したとしても、当行は自らの責に帰す事由による場合を除き、責任を負いません。
3. 本件カードの再発行にあたっては、当行所定の手数料をお支払いいただくことがあります。

第10条（本件カードの利用停止）

1. 当行は、契約者が本規定または会員規約もしくはカード規定に違反したときまたは違反するおそれがあると判断したときには、本件カードの利用を停止することができるものとします。また、この場合において当行は契約者に特に催告することなく本件カードが利用可能な自動機や当行の加盟店を通じて本件カードの回収をすることができるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても当行は、自らの責に帰す事由による場合を除き、責任を負いません。
2. 本件カードのクレジットカードサービスの利用について、本件カードが契約者ご本人以外の者によって利用されている疑義が生じた場合、契約者ご本人のクレジットカード会員番号が第三者に流用されている疑義が生じた場合、またはその他本件カードの利用について第三者による不正使用の疑義が生じた場合には、当行は本件カードによるクレジットカードサービス取引の安全を確保するため、当該契約者ご本人に係る本件カードのクレジットカードサービスの利用を停止することができるものとします。ただし、当行はサービスの利用の停止について、事前にまたは事後の場合は遅滞なく契約者に連絡するものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても当行は、自らの責に帰す事由による場合を除き、一切責任を負いません。
3. 前項の場合、当行は本件カードのクイックカードサービスについても利用を停止することができるものとします。ただし、当行はサービスの利用の停止について事前にまたは事後の場合は遅滞なく契約者に連絡するものとします。
4. 本件カードのクイックカードサービスの利用について、第2項に記載された同様の疑義が生じた場合には、当行は第3項と同様にクイックカードサービスの利用を停止することができるものとします。また、この場合クレジットカードサービスの取扱いについては第2項と同様、その利用を停止することができるものとします。

第11条（契約者による本件カードの解約、カード種類の変更）

1. 本件カードは当行所定の書面にて当行に申出ることにより解約することができます。この場合、本件カードは当行に返却して

ください。なお、会員規約に定める家族会員カード、カード規定に定める代理人カードが発行されている場合には、各々のカードについても解約されることとなりますので、カード返却の手続きが必要になります。

2. 本件カードについて、クレジットカードサービスのみを解約することはできません。この場合は当行所定の書面により本件カードを解約後、あらためてクイックカードサービスのお申込みをしてください。
3. 本件カードについて、クイックカードサービスのみを解約することはできません。この場合は当行所定の書面により本件カードを解約後、クイックカードサービス機能のないHaLuCaのお申込みをしてください。
4. 本件カードをクレジットカードサービスとクイックカードサービスに分離する場合も、前項と同様の手続きを行ってください。

第12条（当行によるカードの解約）

本規定または会員規約、カード規定に違反するなど、当行が契約解除に相当する事由があったと認めた契約者に対しては、当行は事前に通知することなく本件カードを解約することができるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても当行は、自らの責に帰す事由による場合を除き、一切責任を負いません。

第13条（本件カードの利用・機械の誤操作）

1. 本件カードのご利用にあたっては、カード表面の記載にしたがって、クレジットカードサービスとクイックカードサービスとをそれぞれ間違いのないように利用してください。
2. 自動機などに本件カードを挿入する方向を誤るなどによって取引が行われた場合であっても、本件カードが会員規約ならびに本規定、カード規定および自動機などの所定の案内通りに利用された場合、当該取引は有効なものとして取扱います。当該取引の取消しまたは訂正はできません。

第14条（不正使用にかかる補てん責任等）

本件カードの偽造または変造カード、盗難カードによる不正使用にかかる補てん責任等については、会員規約またはカード規定の定めによるものとします。

第15条（準拠法・合意管轄裁判所）

1. 本規定に関する準拠法は全て日本法とします。
2. 契約者と当行との間でクレジットカードサービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店所在地の簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。
3. 契約者と当行との間でクイックカードサービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店所在地の簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第16条（規定の適用）

1. 本規定において特に定めがない事項に関しては、クレジットカードサービスについては会員規約を適用します。また、クイッ

クカードサービスについては、カード規定、八十二長野普通預金規定、八十二長野総合口座取引規定、八十二長野振込規定その他当行の定める規定を適用します。

2. 本規定において、会員規約またはカード規定と異なる定めをした場合には、その部分については本規定の定めが優先するものとします。

第17条（規定の変更）

本規定の変更について、当行から変更内容を通知した後、または新規定を送付した後にカードを利用したときは、契約者が変更事項または新規定を承認したものとみなします。

以　上

八十二長野クイックカード規定

1.(カードの利用)

八十二長野クイックカード(以下「カード」という。)は、次の場合に利用することができます。

⑴当行および当行がオンライン自動預金入金支払機の共同利用による現金入金支払業務ならびに他行カード振込業務を提携した金融機関(以下「提携銀行」という。)の自動預金入金支払機(以下「預金機」という。)を使用して普通預金(総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。)または貯蓄預金(以下これらを「預金」という。)に預入れる場合。

⑵当行および提携銀行の現金自動支払機(自動預金入金支払機を含む。以下「支払機」という。)を使用して預金を払戻す場合。

⑶当行所定の預金機を使用して預金の払戻金額を他の預金等に振替える場合。

⑷当行および提携銀行所定の振込機能付自動預金入金支払機(以下「振込機」という。)を使用して、預金の払戻金額を振込む場合。

⑸その他当行所定の取引をする場合。

2.(預金機による預金の預入れ)

⑴預金機を使用して預金を預入れるときは、預金機にカード(または通帳)を挿入し、現金を投入して操作してください。

⑵預金機による預入れは、預金機の機種により当行または提携銀行が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたり現金の預入れは、各銀行が定めた枚数による金額の範囲内とします。

3.(支払機による預金の払戻し)

⑴支払機を使用して預金を払戻すときは、支払機にカード(またはカードおよび通帳)を挿入し、届出の暗証と金額をボタン等により操作してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

⑵当行および提携銀行の支払機を使用して預金を払戻す場合、1回あたりの払戻しは、各銀行が定めた金額の範囲内とします。

⑶当行および提携銀行の支払機を使用して払戻す場合、1日あたりの払戻しは、当行が定めた金額の範囲内とします。なお、この金額は当行所定の方法により、所定の範囲内で変更することができます。

⑷**支払機により払戻す場合に、払戻金額と第7条第1項および第2項の手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を超えるときはその払戻しはできません。**

⑸当行は、次の場合には支払機による1日あたりの払戻しの限度額を予告なく30万円に制限します。利用制限を解除する場合は、当行所定の方法により申し出てください。なお、次の場合に該当するかの判定は、毎年1回4月に直前の3月31日現在の取引等をもとに行います。

①支払機による1日あたり30万円以上の現金支払が2年以上ないまま70歳に達令した場合
②支払機による1日あたり30万円以上の現金支払がない期間が2年に達した時点で70歳以上の場合

4.(預金機による振替え)

⑴預金機を使用して払戻金額を他の預金等に振替える(以下「振替え」という。)ときは、預金機にカードおよび振替先口座の通帳を挿入し届出の暗証と振替金額等を画面表示の操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合、払戻口座の通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

⑵預金機により振替えるとき、1回あたりの振替金額および使用できる通帳の種類等は、当行が定めた範囲内とします。

5.(振込機による振込み)

⑴振込機を使用して払戻金額を振込む(以下「振込み」という。)ときは、振込機にカードを挿入し、届出の暗証と振込金額等を画面表示の操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合、払戻口座の通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

⑵当行および提携銀行の振込機により振込む場合、1回あたりの振込金額は各銀行所定の範囲内とします。

⑶当行および提携銀行の振込機により振込む場合、1日あたりの振込金額は当行が定めた金額の範囲内とします。なお、この金額は当行所定の方法により、所定の範囲内で変更することができます。

⑷振込機により振込む場合に、払戻金額と第7条の第1項から第3項の手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を超えるときは振込むことができません。

⑸当行は、次の場合には振込機による振込みの利用を予告なく停止します。利用停止を解除する場合は、当行所定の方法により申し出てください。
①振込機による振込みの利用が2年以上ないまま70歳に達令した場合
②振込機による振込みの利用がない期間が2年に達した時点で70歳以上の場合

6.(各種サービスの新規申込および契約)

⑴預金機を使用して当行所定の各種サービスの申込を行うときは、預金機の画面表示の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、届出の暗証とその他所定の事項をボタン等により操作してください。

⑵預金機で取扱うことのできる各種サービスの内容については、預金機の画面等に表示します。

7.(手数料)

⑴**当行の支払機を使用して預金を払戻す場合は、当行が特に定めた時間帯に限り、所定の手数料を支払ってください。この手**

数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで預金口座から自動的に引落します。

⑵**提携銀行の支払機を使用して預金を払戻す場合、提携銀行の預金機を使用して預金を預入れる場合および提携銀行の振込機を使用して預金の払戻金額を振込む場合に、提携銀行が所定の手数料を定めているときは、提携銀行に対し手数料を支払ってください。**

この手数料は、預金の預入れまたは払戻し時に通帳および払戻請求書なしで預金口座から引落しのうえ、当行から提携銀行に支払います。

⑶法令の定めにより、支払機を使用した元金1万円以下の貸越取引における支払機の利用手数料の上限は、100円（税別）となります。上限超過分を当行が負担するため、支払機発行の利用明細の手数料表示より、実際の引落し金額が少なくなる場合があります。

⑷振込機を使用して振込む場合は、当行所定の振込手数料を支払ってください。この振込手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで払戻口座から自動的に引落します。

⑸**当行および提携銀行の支払機を使用して貯蓄預金40万円型を払戻す場合（第11条第1項により当行本支店の窓口でカードにより貯蓄預金40万円型を払戻す場合を含む。）、当該貯蓄預金40万円型の払戻し（通帳および払戻請求書の提出による払戻しを含む。）が毎月1日から月末日までの1か月間に5回を超えるときは、その回数を超えるそれぞれの払戻しについて、貯蓄預金規定に定める払戻回数超過手数料を支払ってください。**

この手数料は、当行所定の日に通帳および払戻請求書なしで預金口座から自動的に引落します。

8.（代理人による預金の預入れおよび払戻し）

⑴代理人（同居または生計を共にする成人親族に限ります。）による預金の預入れおよび払戻し（振替えまたは振込みのための払戻しを含む。）をする場合は、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。

⑵代理人のカード利用についても、この規定を適用します。

9.（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）

⑴停電、故障等により預金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカード（または通帳）により預金を預入れることができます。

⑵停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金を払戻すことができます。**なお、提携銀行の窓口では、この取扱いはしません。**

⑶停電、故障等により預金機による振替えまたは振込機による

振込みができないときは、前項により当行本支店の窓口でカードにより預金を払戻したうえ、窓口で、当行所定の手続により振替えまたは振込みを行ってください。

⑷第2項による払戻しを受ける場合には、当行所定の払戻請求書に氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

10.(カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額(振替えまたは振込みのため払戻した金額を含む。)および手数料金額の通帳記入は、通帳を当行の預金機で使用されたときまたは当行本支店の窓口に提出されたときに行います。

11.(カード・暗証の管理等)

⑴当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、当行所定の方法により使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。なお、カードの暗証は当行所定のサービスにおいて使用することがあります。

⑵カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

⑶カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

⑷当行にカードが拾得物として届出があった場合は、直ちにカードによる預金の払戻し停止措置を講じます。当該カードは、裁断処分する場合があります。

12.(偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

13.(盗難カードによる払戻し等)

⑴カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができ

ます。

①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

③当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

⑵前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

⑶前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

⑷第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A　本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B　本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C　本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

14.（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

15.（カードの再発行等）

⑴カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

⑵カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

16.（預金機・支払機・振込機への誤入力等）

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については当行は責任を負いません。なお、提携銀行の支払機・振込機を使用した場合の提携銀行の責任についても同様とします。

17.（解約等、カードの利用停止等）

⑴預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、カードを当行に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

⑵カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。

⑶次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

①第18条に定める規定に違反した場合

②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

⑷当行所定の回数を超えてカードの暗証を誤って入力した場合は利用できません。

18.（譲渡、質入れ等の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することは、できません。

19.（規定の運用）

この規定に定めのない事項については、次の当行規定により取扱います。

普通預金規定	リレーつみたて定期預金規定
総合口座取引規定	クイックローンカード規定
貯蓄預金規定	振込明細帳利用規定
当座勘定規定	振込規定
定期預金規定	

20.（規定の変更）

⑴この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

⑵前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上

八十二長野生体認証ICクイックカード特約

1.(特約の適用範囲)

生体認証ICクイックカード(以下「生体ICカード」という。)とは、本人の生体情報(手のひらの静脈パターン)を登録することが可能なICチップを搭載したクイックカードおよびクイックカード・ローンをいい、この特約は、生体ICカードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。

この特約は、「八十二長野クイックカード規定」「八十二長野クイックローン・カード規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとします。

2.(生体認証)

⑴生体認証とは、生体ICカードのICチップに登録した生体情報を用いて、当行との取引について、利用者本人であることを確認する認証方式のことをいいます。

⑵生体情報は、当行所定の機器あるいは、当行がオンライン現金自動支払業務を提携した金融機関等(以下「提携銀行」という。)の現金自動支払機(自動預金入金支払機および振込機能付自動預金入金支払機を含む。以下「支払機」という。)のうち、当行と同一の認証方式の生体認証に対応している支払機により、当該利用者の生体情報を照合することにより認証します。

3.(生体情報の登録等)

⑴生体情報の登録は、お客さまの任意であり、生体情報を登録していない生体ICカードは、ICチップで取引できるクイックカードとして利用可能です。

⑵生体情報の登録は、当行本支店の窓口において、当行所定の書面による届出および当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行所定の方法で本人であることを確認した場合、当行所定の機器により行います。なお、生体情報は、生体ICカードのICチップ内のみに保管し、当行は一切保有しません。

⑶生体情報の削除は、当行本支店の窓口において、当行所定の書面による届出および当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行所定の方法で本人であることを確認した場合、当行所定の機器により行います。

⑷再発行、切替により新しい生体ICカードが発行された場合、従来の生体ICカードに登録してあった生体情報は新しい生体ICカードに引継がれませんので、必要に応じ、あらためて生体情報を登録してください。

4.(生体ICカードの利用)

⑴生体ICカードは、以下の支払機で利用できます。

①当行の生体認証対応の支払機
②提携銀行の当行と同一認証方式の生体認証対応の支払機
③当行のIC対応の支払機(生体認証未対応)
④提携銀行のIC対応の支払機(当行の認証方式以外の生体認証対応の支払機を含む。)
⑤上記以外の当行および提携銀行の支払機

⑵生体情報を登録してある生体ICカードで上記①および②の支

払機により払戻し、振込、届出事項の変更、その他当行所定の取引（以下「払戻し等」という。）を行う場合は、生体情報の照合により、その同一性が確認され、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認したうえで、ICチップによる払戻し等を行います。（以下「生体認証取引」という。）ただし、提携銀行によっては、生体情報の照合を行わない場合があります。

⑶生体情報を登録してある生体ICカードで上記③および④の支払機により払戻し等を行う場合、および生体情報を登録していない生体ICカード（以下「ICカード」という。）で上記①～④の支払機により払戻し等を行う場合は、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認したうえで、ICチップによる払戻し等を行います。（以下「IC認証取引」という。）

⑷生体情報を登録してある生体ICカードおよびICカードで上記⑤の支払機により払戻し等を行う場合は、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認したうえで、磁気ストライプによる払戻し等を行います。（以下「磁気ストライプ取引」という。）

5.（1日あたりの取引限度額）

⑴「生体認証取引」、「IC認証取引」、「磁気ストライプ取引」における1口座1日あたりの取引限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。取引限度額は、当行所定の方法により当行所定の範囲内で変更できます。

⑵提携銀行の支払機を利用した「生体認証取引」、「IC認証取引」の場合、提携銀行から当行へ提供される情報によっては、「磁気ストライプ取引」の限度額が適用される場合があります。

⑶通常の磁気ストライプのみのカードやICクイックカード（以下「旧カード」という。）から生体ICカードへ切替する場合、旧カードのお客さまが個別に設定してあった取引限度額は生体ICカードへ引継がれませんので、必要に応じ、あらためて取引限度額を設定してください。

6.（障害時の対応）

当行所定の機器等に障害が生じた場合、その他当行がやむを得ないと認める相当の事由がある場合は、「生体認証取引」および「IC認証取引」等を一時中止する場合があります。この場合、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、生じた損害について、当行は責任を負いません。

7.（代理人によるカードの利用）

⑴代理人のために発行された生体ICカード（以下「代理人カード」という。）には、代理人の生体情報を登録することができます。

⑵代理人の生体情報の登録は、当行本支店の窓口において、当行所定の方法により行います。

⑶代理人カードの利用については、本特約を適用します。

以　上

※お客さまのご利用可能枠、手数料・金利情報は、同封の「カード台紙」をご覧ください。
※会員規約に同意いただけない場合は、退会手続きをとらせていただきますので、その旨を当行本支店窓口にてお申出の上、カードをご返却ください。

（2026年12月30日現在）
B00063